

9

管理番号	211	事業概要	富山県・市町村総合職員録		
使途項目	07_資料購入費	01_調査研究費 06_資料作成費	02_研修費 07_資料購入費	03_広聴広報費 08_事務所費	04_要請陳情等活動費 09_事務費
上記事業に要した経費			金額(円)	備考	
		富山県市町村総合職員録	5,800		
		《合計》		5,800	

《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)

領 収 書
富山県議会議員 藤井 大輔 様
¥5,800
富山県市町村総合職員録(1冊)
上記の金額を領収致しました
2019年 9月 6日
(株)富山県市町村新聞社
代表取締役 廣瀬 慶
〒930-0094 富山県安任町7番14
電話076-494-1010番 FAX 076-494-1012番

收受 令和 年 月 日  
 決裁 令和 年 月 日  
 処理 令和元年9月6日

調査研究・研修・広聴広報・要請陳情等 活動実績報告書

報告者 藤井 大輔

整理番号	1149	使途項目	01_調査研究費 01_調査研究費・02_研修費・ 03_広聴広報費・04_要請陳情等活動費
活動期間	令和 1年 8月22日 から 令和 1年 8月22日 まで	活動の概要	文教公安部会の視察
場所	千葉県船橋夏見 東京都千代田区	(内容) VR発達障害の体験、 ドコモフューチャーステーションでの 5G体験、 文部科学省初等中等教育局への訪問	(備考) 藤井 - 東京 ~ 船橋 (江崎 ~ 船橋 ~ 船橋)  - 船橋 ~ 船橋

経費の内容	(単位:円)	経費の内容	(単位:円)
鉄道・バス		宿泊料	
タクシー 280円 + 890円	1,620	食事代	1,500
航空機		会費	
自家用車 @37円 × km =	0		
リース車 @18円 × km =	0		
有料道			
駐車場		合計	3,120

《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)

船橋駅 → 船橋夏見  
鈴木屋  
領収書  
No.1954  
日付 '19年08月22日  
車番 7414 000  
基本運賃 ¥730円  
合計 ¥730円  
上記の通り領収致しました  
毎度ご乗車 ありがとうございます。  
無線タクシーのご用命は  
0120-566-678  
船橋市高瀬町66-2  
京葉交通 株式会社  
船橋営業所  
TEL 047-495-0222

山王1-797- → 文科有  
領収証  
(チケット・カード・クーポン)  
2019年08月22日  
無線番号 199号  
乗車料金 ¥890円  
計 890円  
お忘れ物・お問合せは  
カスタマーサポートデスクへ  
TEL 0570 (08) 2151 平日9:00~17:00  
日本交通 千住営業所  
TEL 03 (3888) 2151  
GPS) 401-3144-390A

(注1) 備考  
主な

※道路については利用区間、自家用車利用の場合は

(注2) 自家用車は利用距離数 (Km) をキロ数を入力すると金額が自動計算されます。

(注3) 経費項目の合計は自動計算されます。

收受 令和 元年 9月 25日

決裁 令和 元年 10月 9日

処理 令和 元年 10月 9日

県外・海外政務活動報告

整理番号	1149	会派・議員名	自民党富山県議会議員会 藤井 大輔
活動名称	自由民主党 富山県議会議員会 ・政務調査会 文教公安部会 VR認知症・発達障害体験／5G視察／文科省訪問 ・自民党移動政調会への参加		
目的	VRや5Gを活用した次世代の教育モデル		
日程	令和元年08月22日(水) ～ 令和元年08月23日(金) 1泊		
場所 〔国名・都市名、施設名、訪問先等〕	東京都千代田区、千葉県船橋市 8/22 AM		
相手方等 〔 〕	視察先①:VR認知症および発達障害の体験と仕事付き高齢者住宅「銀木犀 船橋夏見」の視察 対応者:(株)シルバーウッド 様 参加者:【 自民党議員会 文教公安部会議員 】 亀山 彰部会長・藤井 大輔副部会長 横山 栄議員・武田 慎一議員・藤井 裕久議員・庄司 昌弘議員 8/22 PM 視察先②:NTTドコモ本社ショールームdocomo Future Station 対応者:(株)ドコモCS北陸 富山支店 法人営業担当部長 様 支店長 浪方竹葉 様 (株)ドコモ本社 ショールーム アシスタント さん 参加者:【 自民党富山県議会議員会 企画財務部会議員 】 川島 国部会長・八嶋浩久副部会長 米原 蕃議員・宮本光明議員・平木柳太郎議員・針山健史議員 【 自民党富山県議会議員会 文教公安部会議員 】 亀山 彰部会長・藤井大輔副部会長 横山 栄議員・武田 慎一議員・藤井裕久議員・庄司昌弘議員 8/22 PM 視察先③:文部科学省 対応者:初等中等教育局 健康教育・食育課 課長補佐 大塚和明様 健康教育・食育課 課長補佐 上田真弓様 参加者:【 自民党議員会 文教公安部会議員 】 亀山 彰部会長・藤井 大輔副部会長 横山 栄議員・武田 慎一議員・藤井 裕久議員・庄司 昌弘議員		
主催者、対応者、参加者、同行者等			
行程・活動内容	8/22 電車(10:20頃船橋駅集合) ⇒ タクシー(10:30頃視察先到着) ⇒ タクシー(12:40頃船橋駅) ⇒ 電車(船橋→新橋駅到着) ⇒ タクシー(14:00頃山王パークタワー到着)⇒タクシー(16:00頃文科省到着) ⇒ タクシー(ホテルルポールふくらぎ会到着) ⇒ 帰路 8/23 電車(10:00頃自民党本部到着) ⇒ バス移動(有楽町 旅道) ⇒ 東京駅(21:06発新幹線) ⇒ 富山駅 ※詳細は、別紙参照(文教公安部会報告書)		
※日帰りの政務活動を含む。			

自由民主党富山県議会議員会 政務調査会 文教公安部会 県外視察 報告書（案）

日時：令和元年8月22日（木曜日）10:30～17:00

10:30～12:30

視察先①:VR 認知症および発達障害の体験と仕事付き高齢者住宅「銀木犀 船橋夏見」の視察

対応者：(株) シルバーウッド 様

参加者：【 自民党議員会 文教公安部会議員 】 亀山 彰部会長・藤井 大輔副部会長  
横山 栄議員・武田 慎一議員・藤井 裕久議員・庄司 昌弘議員

視察テーマ

①バーチャルリアリティーを活用した、アングルシフトの体験

②「仕事付き高齢者住宅」銀木犀の考え方を学ぶ



< 氏より、シルバーウッド社の沿革と事業説明 >

・シルバーウッド社

→スチールパネル工法が主力事業。通常の鉄筋よりも建築費の削減、工期の短縮ができる

→サービス付き高齢者住宅にスチームパネル工法を導入。自社でも「銀木犀（ぎんもくせい）」ブランドで

サ工住事業にも参入。地域に拓く、看取りを行う、認知症を受け入れる等、それまでのサ高住＝軽度の介護という概念を変えることに

・サービス付き高齢者「銀木犀」の概要

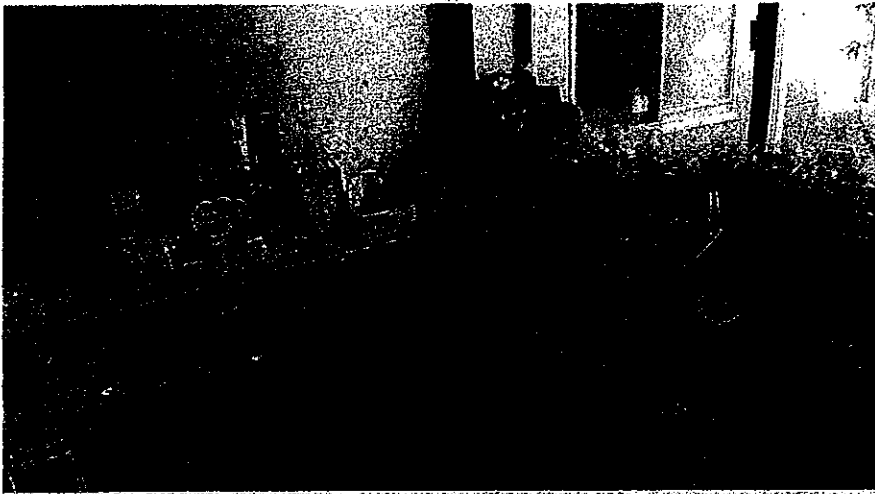
→千葉中心に10棟。同ブランドでグループホームも2施設運営

→平均介護度は2.0～2.5 看取り率は80%以上（通常のサ高住は20%にも満たないのでは）

→入院される人も少ない。歯科衛生士やPTがサ高住に常勤していることも好影響

→カギはかけない。駄菓子屋が玄関先に。地域の子どもたちが、サ高住に遊びに来る。産後ママのダンススクールが開催されるエリアもある。地域に拓かれると、徘徊があっても地域が驚かなくなる

→船橋夏見では、「恋する豚研究所」レストラン併設。サ高住の入居者にも、働いてもらう場の提供



・VRを活用した教育研修事業

→「アングルシフト」（当事者体験をすることで、偏見をなくす）

→現在あるVRメニューは「認知症」「発達障害」「LGBT」「パワハラ・セクハラ」「世代ギャップ」。9月までは「ADHD」も完成予定

→研修先は、ソニー・パナソニックなど大手企業の人事部向け、北海道庁・松戸市・鎌倉市など行政職員、地域住民向けに行っている

→厚労省から「介護の魅力発信事業」を受託し、介護人材向けマネジメント研修を2019年10月～、ACP（アドバンス・ケア・プランニング）推進事業を2019年12月全国6か所で実施予定

<VR体験>

VRゴーグルとイヤーマフをつけ、まずは「VR認知症」の体験。視空間失認障害により、車から降りるのがビルから落とされるように誤認。介護者から「大丈夫ですよ、おりてください」と言われても足がすくんでしまう体験。

→「怖い」「気持ち悪くなる」「ぜんぜん大丈夫じゃない、介護者が悪者に思えた」などの感想。



次は「VR 発達障害」の体験。自閉症スペクトラムから「聴覚過敏」と「視覚過敏」をそれぞれ体験。

「聴覚過敏」では採用での面接シーンで、たくさんの音／声が同時に聞こえてしまう。集中ができない。

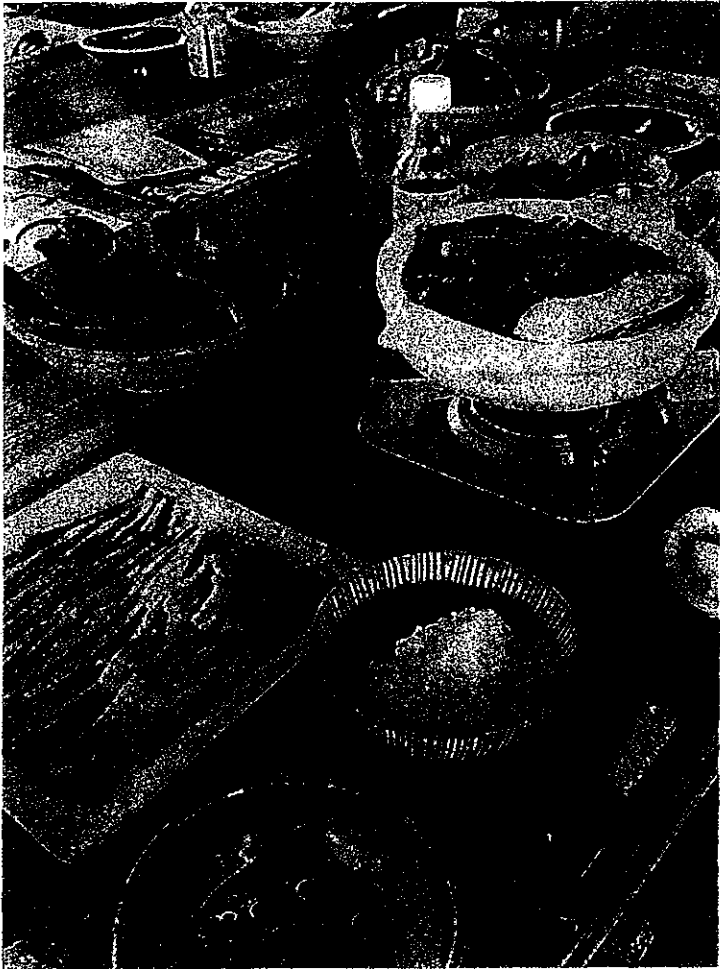
「視覚過敏」では車に同乗するが、暗い場所はより暗く、チカチカし、トンネル出ると眩しくて戻らない。

→「いつもの自分に近い気がする」「障害を体験すると、相手側が何に困っているのかがわかる」との声。

#### <併設の恋する豚研究所レストランで昼食>

- ・恋する豚研究所は、千葉県香取市にある社会福祉法人が運営する農福連携の養豚所のブランド豚を扱うレストラン。船橋夏見では、ランチのみで豚しゃぶが 1280 円で提供
- ・サ高住の入居者に、10 月から 3 名働いてもらう予定。また近隣の障害者の就労も検討中





12:40 分頃、視察終了。

(移動)

14:00～15:30

視察先②：NTTドコモ本社ショールームDocomo Future Station

対応者：(株)ドコモCS北陸 富山支店 法人営業担当部長 ■■■■■ 様

〃 支店長 浪方竹葉 様

(株)ドコモショールーム アシスタント ■■■■■ さん

参加者：【 自民党議員会 企画財務部会議員 】 川島 国部会長・八嶋浩久副部会長  
米原 蕃議員・宮本光明議員・平木柳太郎議員・針山健史議員

【 自民党議員会 文教公安部会議員 】 亀山 彰部会長・藤井大輔副部会長

横山 栄議員・武田慎一議員・藤井裕久議員・庄司昌弘議員

## 視察テーマ

- ① 第5世代移動通信システム（以下5Gという）技術を利用した活用例を学び・体験・体感する
- ② 5G技術を活かした企業連携の最新情報

控え室にて、視察前に冒頭、川島国部会長から視察の趣旨や各展示コーナーで未来社会の一端を体験することを楽しみにしているとの挨拶をさせて頂きました。NTT ドコモの中田部長より歓迎の言葉があり、早速、各展示場へと案内され、担当者より解説頂くと共に、各自、又は参加議員の代表者が体験させて頂いた。

### 1. 5G Vision

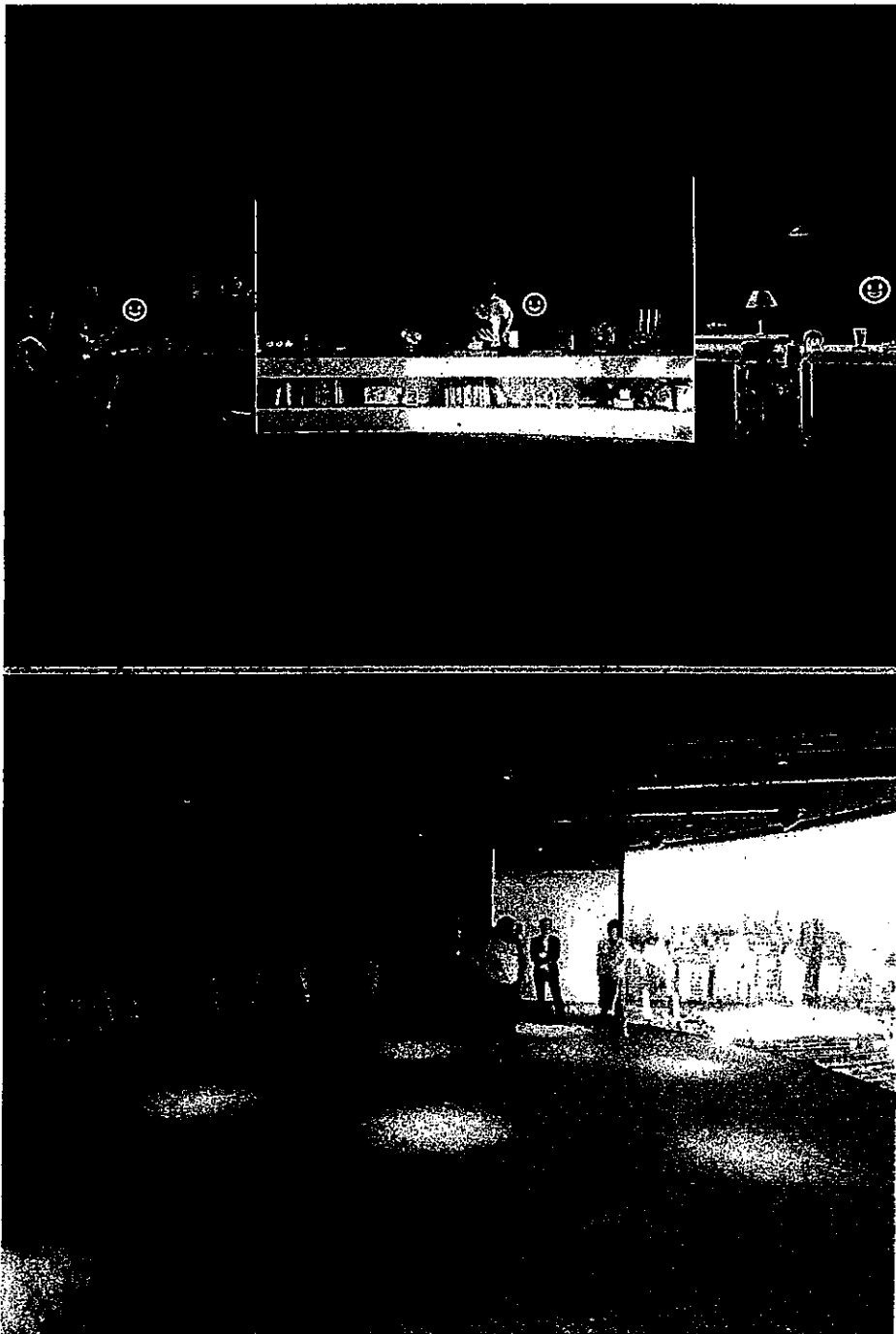
4Kカメラ4台によって撮影された映像をリアルタイムに合成し、5G通信によって送信され、12Kワイドビジョン巨大スクリーンに映し出す技術で品川駅付近の様子を見る体験では、自動車や重機の動き、たまたま新幹線が品川駅に入ってくるシーンや街を歩く人々まで見えるほどの繊細でクリアな映像は圧倒的な迫力があり、未来の社会を感じました。宮本議員、米原議員からは富山駅に設置したらインパクトあるとか、立山など、有線のない場所のライブ映像が駅前で楽しめるかも、といった感想を述べておられました。



### 2. 5G Experience

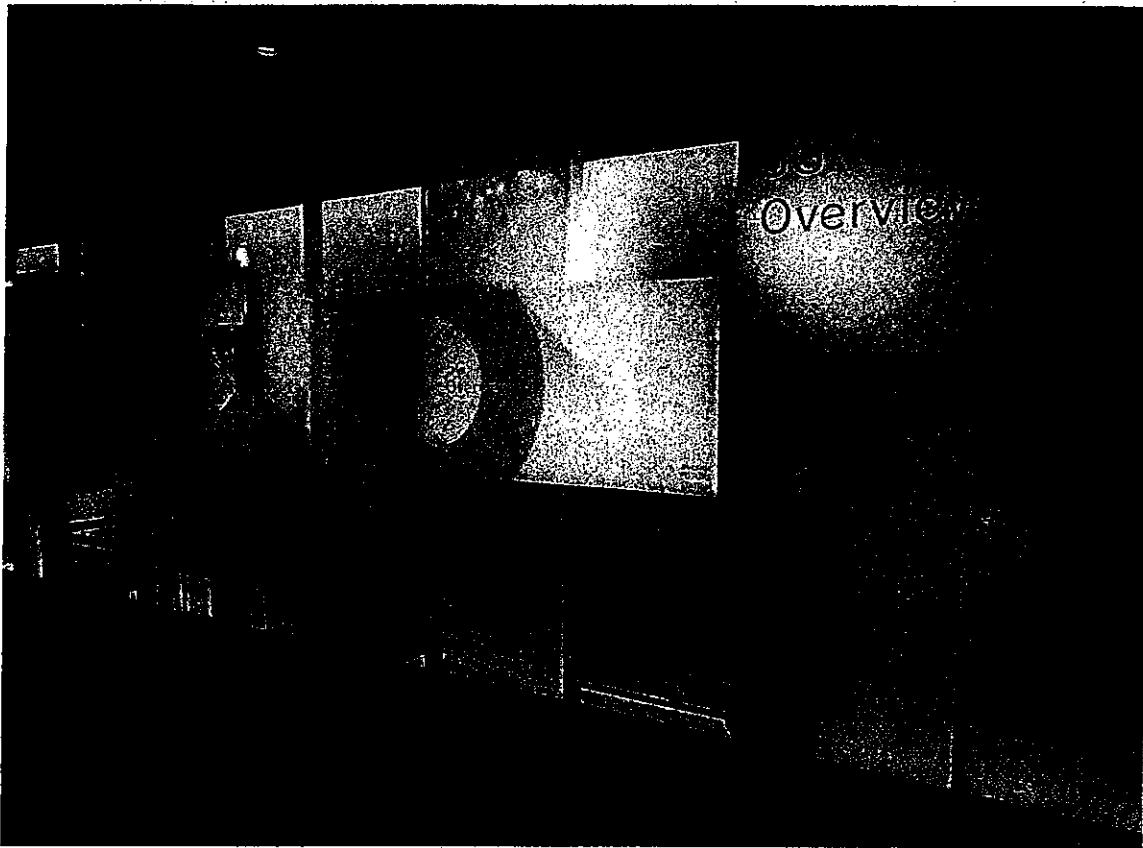
その12kスクリーンを利用して、ダンスを交えたモデル生活の紹介、ライブ感たっぷりの多視点スイッチングスポーツ観戦（サッカー）映像も編集されており、臨場感たっぷりの未来のスポーツ観戦も体験できました。時々どよめきが起こるほど、3D映像を感じさせるダンスシーンやゴールシーンにみんなが驚かされました。



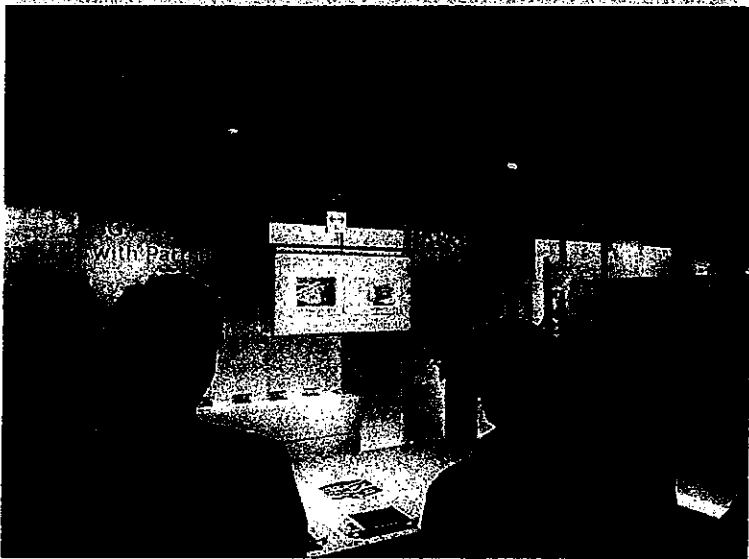


### 3、5G Overview

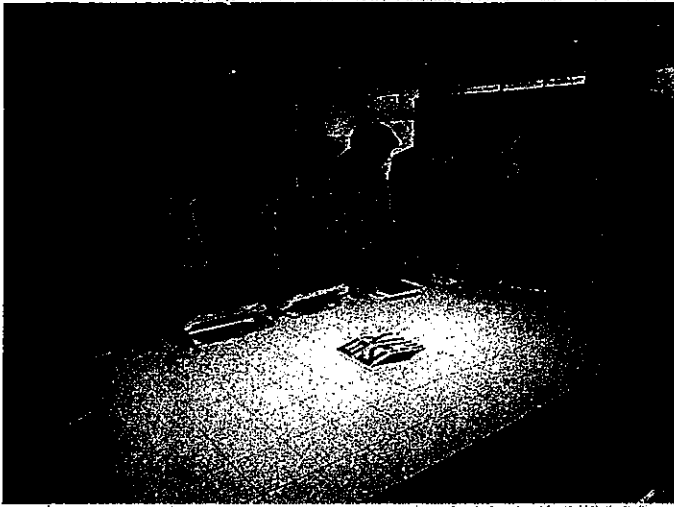
映像を送受信している実物の5Gアンテナ、その速度と容量を管理するモニターが展示された。技術としてはさらに高速な通信も可能であると、現在は安定性や安全性を考慮して、抑えて運用しているそうで、今後の実証実験や機器の改良などでまだまだ伸びる可能性がある、と、解説されておりました。



#### 4. 5G with Partners



- フジテレビと連携し、モータースポーツ観戦コンテンツ『ジオスタ』を参加全議員が体験しました。



- ・ KOMATSU と連携し、作業器機の遠隔操作を解説付きで見学しました。

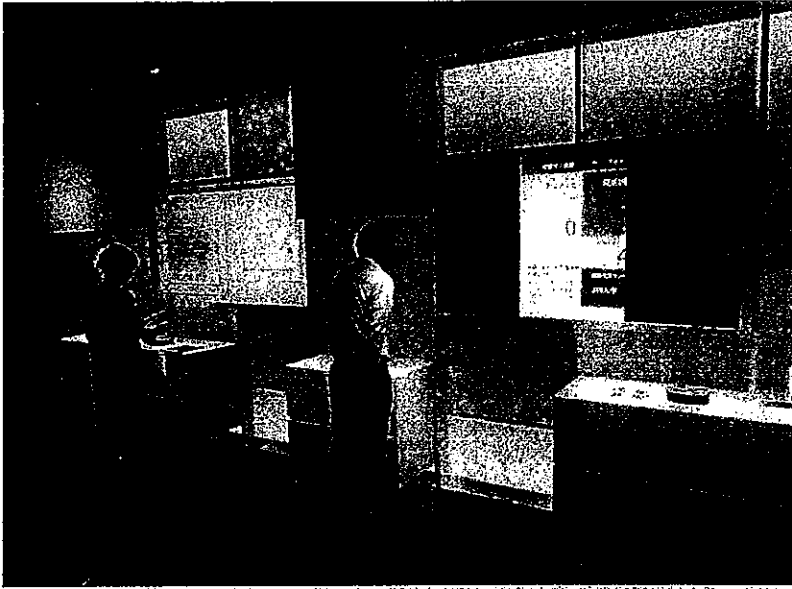


- ・ サイレントサイレンと言う女性バンドグループとの連携では、スマホでARを読み込んでからの演

奏を楽しめる体験をしました。



- キオスクとの連携し、ヘルスケアを離れていても、変わらぬ時間（13秒）で行うことができると紹介され、実際に川島部会長・宮本議員・米原議員が代表して体験されました。



最後、川島国部会長より謝辞を述べ閉会となりました。

#### 所感

5Gの特徴である超高速・超低遅延・多数同時接続を自身の身を以て体感できたことは、とても有意義であった。特に光ケーブルが無いエリアとの通信手段には、今後の可能性に期待できると感じた。また交通関連、自動走行に特に力を発揮できるようだが、規制緩和や事故・トラブルなどのリスクをどう乗り越えていくのか？課題もあると感じている。いずれにしても、課題を克服し新技術導入へのチャレンジ精神を失うことなく、大きな流れ、Society5.0時代の地方創生、新しい変化に対応しなければならない。

なお、視察手配、記録、その他ご尽力いただきました全ての皆さんにこの場を借りて、お礼申し上げます。

15:40分頃 視察終了

(移動)

16:00～17:00

視察先③：文部科学省

対応者：初等中等教育局 健康教育・食育課 課長補佐 大塚和明様

健康教育・食育課 課長補佐 上田真弓様

参加者：【 自民党議員会 文教公安部会議員 】 亀山 彰部会長・藤井 大輔副部会長

横山 栄議員・武田 慎一議員・藤井 裕久議員・庄司 昌弘議員

#### 訪問テーマ

①小中学校での健康教育の状況について

②小中学校での職員の状況について



じ

### <大塚氏より健康保険状況についてのレク>

- ・「児童生徒の携行品に係る配慮」の文書通達を8月に行った  
→ランドセルの重さへの配慮
- ・児童虐待 養護教諭（保健室の先生）が発見するケースが多い
- ・薬物乱用防止（第5次～5か年計画）  
→若年層への広がり懸念。公立小学校での薬物乱用教室の実施率、富山は小学校が59%と低い（全国は79.8%）。中高では100%実施できている。
- ・学校におけるがん教育 実施56.8%（※ただし外部講師での実施は1割程度） 未実施43.2%
- ・ギャンブル依存症指導  
嗜癖…物質依存→ニコチン、アルコール/カフェイン/鎮静作用薬物  
行動嗜癖→ギャンブル、ゲーム
- ・PHR（パーソナルヘルスコード）→2020年度マイナポータル活用して提供。学校検診の電子化へ



### <上田さんより食育についてのレク>

- ・第3次食育推進基本法（H28-R2）

→朝食欠食 4.6%

→給食の地場産物使用率 26.0% 国産 76.0%

→公立中給食実施率 93.2% (富山 100%)

- ・給食に求められること → 食品ロスの削減/地場・国産食材の活用/伝統的な食文化の継承
- ・つながる食育推進事業
- ・食に関する指導の手引き (学習指導要項等の改訂をふまえて)
- ・栄養教諭 (H7 に制度化) 全国に 6324 人 小中 3 万校なので 5 校に 1 校  
→富山は栄養教諭が 37 人。学校栄養職員が 67 人。全体の栄養教諭が 35.6%と低いのが課題
- ・学校給食費徴収・管理に関するガイドライン  
→R1.7.31 通知 公会計化 (地方自治体による徴収) へ。債権も公債になるのでモレがなくなる  
→公会計化に伴い、給食費の無償化につなげる自治体も (小中とも無償化としている自治体は 76 で全体の 4.6%。富山では朝日町)



17:00 頃終了

以上

政務活動費対象事業実績報告書

報告者 藤井 大輔

整理番号	1150	事業概要	藤井大輔県政報告01号 令和元年6月定例議会	
使途項目	03_広聴広報費	01_調査研究費 ・ 02_研修費 ・ 03_広聴広報費 ・ 04_要請陳情等活動費 ・ 05_会議費 06_資料作成費 ・ 07_資料購入費 ・ 08_事務所費 ・ 09_事務費 ・ 10_人件費		
内容	・ 藤井大輔の県政報告を1万部制作し、地域住民に郵送で配布を行った			
上記 事業に要した経費	経費の内容	金額(円)	備考	
	デザイン費 ✓	86,400	✓	
	印刷費 ✓	108,000	✓	
	配送費 ✓	305,280	✓	
	校正費	5,400	✓	
《合計》	505,080	✓		
《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)				

收受 令和 元年 9 月 25 日  
 決裁 令和 元年 10 月 9 日  
 処理 令和 元年 10 月 9 日





# 請 求 書

請求書No. A034289-1 1/1

2019年6月28日発行

藤井 大輔

殿

共同印刷株式会社



〒112-8501 東京都文京区小石川4丁目1番12号  
 情報システム事業部  
 経理部 TEL(03)3817-2101 FAX(03)3817-2617

営業担当 [Redacted]  
 経理担当 [Redacted]

下記の通り御請求申し上げます。

前月繰越高	6月分請求高	返品値引額	消費税額等 (8%)	合計請求金額
	100,000	0	8,000	108,000



お振込の場合は下記銀行口座へ御願ひ致します。

みずほ (東京営業部)	当座 0194008	三井住友 (小石川)	当座 0000682
りそな (東京中央)	当座 0850266	三菱UFJ (池袋東口)	当座 1066928
横浜 (新宿)	当座 0000694	きらぼし (春日町)	当座 0412274
三井住友信託 (上野)	当座 0070287	三菱UFJ信託 (本店)	当座 8334217

納品日	営業	納品No.	品名	数量	単価	金額
19/06/27	A33154D	9630751	県政報告マガジン デザイン費	10,000	10,000	100,000

お届け先:  
 備考1:  
 備考2:

## 北陸銀行 キャッシュカードサービス ご利用控

いつもご利用いただき、ありがとうございます。  
 ご利用の明細は下記のとおりでございます。

お取引の種別	暗証番号	処理番号	日付
お振込	0164451	01-08-02	
銀行番号	預金店番号	科目・口座番号	取替店番号
0144			112
通貨種別	通貨種別	通貨種別	通貨種別
万円	千円	円	円
時刻	ご利用手数料 (消費税込)	お取引金額	
09:55	¥648円	¥108,000円	
おつり	お取引後の残高		
円	¥ [Redacted] 円		

手数料のうち振込手数料 ¥648  
 000018

みずほ銀行  
 東京営業部  
 当座 0194008  
 キョウトウインサツ(カ) 様

フジイタビスケ 様

電話番号 076-451-1290

裏面もあわせてご覧ください。

小計 100,000

# 領収書

藤井 大輔 様

[別納引受]  
第一種定形外(規格内)  
@120 2,544通 ¥305,280

小計 ¥305,280

郵便物引受合計通数 2,544通  
課税計 ¥305,280  
(内消費税等 ¥22,613)  
非課税計 ¥0

合計 ¥305,280  
お預り金額 ¥310,000  
おつり ¥4,720

印紙税申告納

付につき廻町

税務署承認済



〒100-8792 日本郵便株式会社  
東京都千代田区大手町2-3-1  
取扱日時：2019年 9月 9日/11:43  
担当：[REDACTED]  
発行No. 190909A6145 端N35箱01  
連絡先：富山南郵便局  
TEL:0570-021-680

## 郵便局からのお知らせ

**2019年10月1日(火)から  
郵便料金などが変わります。**

消費税率の改定に伴い、郵便料金などを  
変更させていただきます。

詳しくは、日本郵便株式会社Webサイトを  
ご覧いただくか、お近くの郵便局にお尋ねください。

郵便 印刷

# 請求書

2019年6月28日

藤井大輔 様

下記の通りご請求申し上げます

〒132-0011  
東京都江戸川区瑞江1-58-2  
コヴェントガーデン206号室  
石田 知之  
03-5666-5310



三菱UFJ銀行キャッスルタウン支店  
普)1584124

ご請求金額 ￥ 5,400

商品名	単位	単価	数	金額
県政通信 vol.1 校正費	式	5,000	1	5,000
小計				5,000
消費税				400
合計金額				5,400

## 北陸銀行 キャッシュカードサービス ご利用控

いつもご利用いただき、ありがとうございます。  
ご利用の明細は下記のとおりでございます。

お取引の種類	請求番号	処理番号	日付
お振込	0235684	01-07-31	
銀行番号	預金簿番号	科目・口座番号	振込番号
0144			107
時刻	ご利用手数料 (消費税込を含む)	お取引金額	
10:06	¥432円	¥5,400円	
おつり	お取引後の残高		
	円		

手数料のうち振込手数料 ¥432  
000008

三菱UFJ銀行  
キャッスルタウン支店  
普通 1584124

伊タダトモキ 様  
フタバイタダカタラウカイ 様

電話番号 076-451-1290

裏面もあわせてご覧ください。

お願い...  
ATM振込の領収書は、領収書としてご利用いただけます。

ATM振込の領収書は、領収書としてご利用いただけます。

# Seven Rivers

地方自治をわかりやすく。

藤井だいたすけへのご意見をお待ちしております メール: [td-fujii@shinjyou-hills.jp](mailto:td-fujii@shinjyou-hills.jp)  
電話: 076-471-7119 FAX: 076-471-7129 公式サイト: <https://www.fujidaisuke.com/>

【セブン・リバーズとは?】 富山平野を走る、七カ所の立山から長さ1000mの立山に流れこむ急峻な七カ所の活水源が、明治時代の富山県議会の大いなる政治的課題だった歴史を踏まえ、藤井だいたすけ県政通信のタイトルにいたしました。



## 初めての令和元年6月定例会を終えて

令和の御代を迎えることに、藤井だいたすけも富山県議会議員として新たな一歩を踏み出すこととなりました。ひとえにご尽力いただいた皆様のご支援のおかげと深く御礼申し上げます。さて、令和元年6月定例会を終えましたが、新人議員として初めて尽くしの体験となりました。新人議員全員による県内行政機関の視察や、政務活動員に関するレクチャ、そして所属する会派の部会活動など、議員になる前は新聞やネットでしか知りえなかった地方議会の生の現場を体験できるのは、私にとって大変刺激的なことであり、かつ県政の場押し上げていただいた皆様への感謝を改めて深く感じる次第です。とはいえやはり県議会はわかりづらい。県民のために聞かれた機会になるよう、新人らしく、前を向いて頑張っております。

藤井だいたすけの  
潜入レポート

## 「県議会、どうでしょう!？」

第1回

所属する常任委員会で初めての質問をして、感じたこと

地方議会では本会議のほかに委員会を設置することができます

皆さま、こんにちは。藤井だいたすけです。富山県議会の6月定例会は、6月11日(水)から27日(水)まで開会されました。これはいわゆる「本議会」と呼ばれるものですが、それ以外に協議の場として、テーマを絞った「委員会」を設けることができます。本年度の富山県議会では3つの常任委員会のほか、3つの特別委員会が設けられ、私は常任では「県民政策委員会」特別では「産業振興特別委員会」に所属しております。先月6月1日に本会議に先駆けて「県民政策委員会」が開かれ、藤井にとり初めて、委員会開会の機会をいただくことができました。委員会には委員を含まない協議議員が8名、私の執行部として自治行政文化部長と執行部の幹部の方2名が出席されました。委員会には議長、副議長、執行部、各執行部、委員が設置されました。マスコットのキャラクターもおり、議会の発行については、そのやり方が会議に参考する場とマイクが設置されました。マスコットのキャラクターもおり、議会の発行については、そのやり方が会議に参考する場とマイクが設置されました。マスコットのキャラクターもおり、議会の発行については、そのやり方が会議に参考する場とマイクが設置されました。

初めて事前通告した質問は3つ。もっと突っ込んだはずと反省しきり

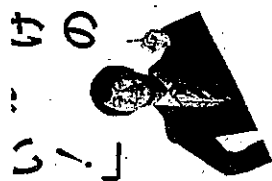
私の事前通告した質問は3つで、「県民政策委員会の組織変更時期について」「認知症対策強化について」「海洋ごみ問題の対策について」としました。私の問題意識は、「広報こそ、人は、なかなか助けての声を上げられない。だからこそ、広報を他の部門が組織に入っているのを拾い上げられる必要がある」というものがあります。加えて、富山県人の私共として「認知症」が選んで利用し、他人の助けを求めることを「恥ずかしい」「他人に迷惑をかけたくない」等の意識が強く出ていくのではないかと、そういった世間の常識の中にある「認知症や痴呆」のやい、さらに認知症対策や生活困窮者の方々の存在が弱まっているのではないかと、この問題意識が湧きます。委員会が質問する際には、そういった課題として伺います。委員会で質問する際には、そういった課題として伺います。委員会で質問する際には、そういった課題として伺います。

## 藤井だいたすけの出前講座、行きます!

「地方自治をわかりやすく」「県政をもっと身近に」するために、藤井だいたすけが皆さんのお近くに「出前講座」いたします。代表的な5つのテーマをメニューにしましたが、下記以外の内容でもご希望を承りますのでお問い合わせください。

<p><b>富山県の財政課題について</b></p> <p>富山県は行政改革の成果もあり約400億円の削減不足が解消されましたが、取組先細り社会保険料が増える今後を予測できません。未来に向けて何ができるのか、皆さんと一緒に考えます。</p> <p><b>少子化、子育て対策について</b></p> <p>少子高齢化は今に始まったわけではなく昭和の時代からの兆候があったと書かれています。子供を産みたい、育てたいと思える環境にするにはどうしたらよいかについて考えます。</p>	<p><b>健康寿命 日本一を目指して</b></p> <p>富山県の健康寿命は全国で女性4位、男性8位となっております。若来は健康寿命日本一になることを目指して取り組んでいます。元気で長生きのキーワードは「働けられ力」。富山らしい長寿を考えます。</p> <p><b>地方創生と安心な街づくり</b></p> <p>災害の少ない安心安全富山県といわれていますが、もともとは水害の多い地域でした。今後も安心安全富山県を守るために、どんな取り組みができるのか、皆さんと一緒に考えます。</p>	<p><b>認知症の予防と共生について</b></p> <p>認知症の対策には、なる前の「予防」と、なった後の「地域共生」の2つがクルマの両輪のように必要となってきます。認知症にまつわる偏見をなくし、生きやすい社会について考えます。</p> <p>出前講座をご希望の方は下記までお問い合わせください。</p> <p>藤井だいたすけ事務所 (住所: 中府) TEL: 076-471-7119 FAX: 076-471-7129 Email: <a href="mailto:d-fujii@shinjyou-hills.jp">d-fujii@shinjyou-hills.jp</a></p>
---	---	---

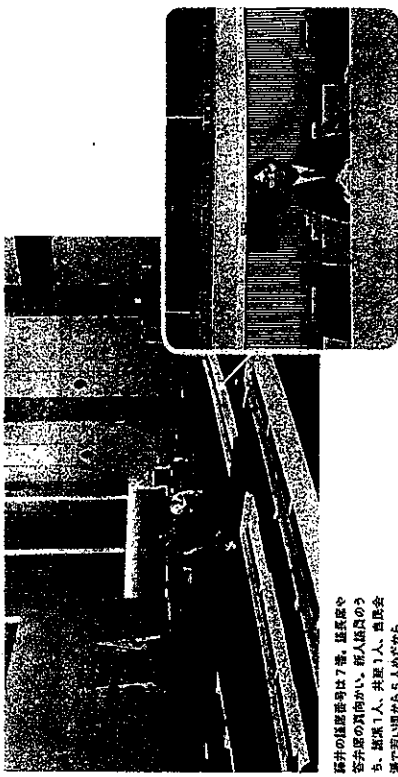




は 選 挙 権 を  
買 取 り たい  
と 思 っ て  
い る 人 が  
あ り ます

議会運営委員会	議会運営委員会	予算特別委員会*
経産企画委員会	特別委員会	決算特別委員会
教育審議委員会		産業振興特別委員会*
厚生環境委員会*		人口減少問題特別委員会
農土整備観光委員会		総合交通・県土強靱化特別委員会
経済産業委員会	政策討論委員会	政策討論委員会

\*のある委員会が、森井が所属しているもの、委員会の各項目もインターネット検索できます。  
<https://web.pref.toyama.lg.jp/>



森井の経歴写真は7歳、経歴表や各分派の意向が、新人議員のうらやま、議員1人、共産1人、自民会派で若い頃から5人から

### Daisuke's Review

## 3

# 本議会開会中に、議員は何をしているの？ 「委員会」の仕組みと、その役割とは

常任委員会と特別委員会がある

議会のスケジュールは年4回が通例で、予算審議中心の3月、決算審議中心の9月、それらの中間の月、12月に開かれることが多いです。本議会開会中には、委員会も開催されており、発言通告制を厳格に運用する本議会では質問しにくいような名目の議論を行います。

富山県議会では、5つの常任委員会、5つの特別委員会があります。そのうち森井が所属するのは、常任が厚生環境委員会、特別が産業振興特別委員会と予算特別委員会となります。

常任委員会は、自治体の事務について調査し、森岡泰

や前原や朗晴を審査するために常に設置しておく委員会。執行機関である県の一部局に応じて委員会の所管が決まっています。厚生環境委員会であれば、生活環境文化部と厚生部になります。

特別委員会は、議場で付託された特定の案件を調査・審査するため、それに必要期間内のみ設置する委員会です。予算や決算のほか、自治体が抱えている重要案件や所管をまたぐテーマを扱います。

### 委員会の答弁も会議録に残される

委員会での答弁についても本会議と同様、会議録として残されます。事前通告制でありつつも、質疑応答が比

較的自由にできるため、議員の「問題発言」が生まれしやすくなります。自分の発言問題がある場合、署名を取り消したい場合は、その会議を聞いた初回内に署名長に申し出ることでできます。

富山県議会の会議録は、議会時報として編集されているほか、富山県議会のサイトに公開されています。本議会だけでなく、常任、特別委員会もチェックできます。ネットではキーワード検索することもできるので、どの議員がどんな発言をしたか、すぐに調べられます。ただ、掲載は最低1区までには1か月、半年かかるので注意ください。森井の委員会での発言が反映されるのは、早く7月頃かと思えます。

### Daisuke's Review

## 4

# 不思議な儀礼やしきたり、紙の山：ここがへんだよ？富山県議会の内幕

紙のやりとりが主役で書類の山に

議員になつて最初に驚いたのは、その滞留手段。基本は紙のやりとりで、議員席に置かれていたりFAXなったり封書だったりするので、余りの中身の確認とスケジュール調整をし、出欠の報告をするのだけでも苦労、慣れるまでは送信もれや確認紛失などこともありました。

そして紙が非効率なのは、取られる資料も同じ。日報を超える資料もデータでもらえないので、保管したり検索したりがとて面倒。しかも似たような書類が山積していくので、その整理だけでも多くの時間が割かれてしまいます。1丁の推進 第4

次産業革命、とか言っているのと真逆な状況。しかし、これは町を便する人ではなく、便さない人に合わせた。苦し、アキがなだらうとも感じます。効率化よりも、いかなる人も排除しない議会を大事にしているのかも？

### 議員の並び順にも厳格なルールが

また議会には傍聴席やPCは持ち込まず。調べたいことがあっても、その場でできないのでメモしておくのですが、ネットですぐ調べられる状態で仕事してきた自分にとってはストレスです。セキュリティ問題とやらで、自分のPCを会派のプリンターに接続できません。森岡が

あるのは助かりました。議員の並び順についても、決まりがあります。まずは当選回数、次に政界年齢、年齢が60歳を超えても、1期(初選)なら3期の30代議員が先陣。格上になるわけです。お祭に芸人さんのシステムに似ています。会派や議会の席の並びもそれに準じますので自然と同期の議員さんとの横並びが多くなり、同期の紙が深く重なってあります。ちなみに会派に議員の同期の議員がいますが、みんなで1組の金というグループを作っています。定期的に集まって勉強会や懇親会をしたり、新人もあるものを感情をばらばらしたりしています。会派もそうですが、同期がいるのは心強いです。

数ある富山県の重要事業の中でも、読者大いすけが気になったトピックスをご紹介します。未来のやまの姿が見えるがもしれません。

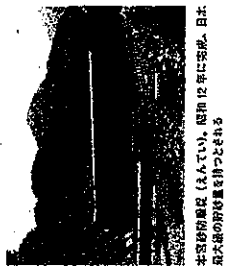
トピックスその1

# 防災大国日本のモデル 「立山砂防」が世界遺産に？

新庄地域に愛される  
常願寺川上流の砂防

新庄地域の小中学校の校歌に必ず登場する常願寺川。常願寺川として知られるその上流に、富山県2つ目の世界遺産に認定されるかもしれない。その名も「立山砂防」。

平成20年に立山砂防は黒部ダム開通施設と併せて「立



立山砂防（富山県黒部市）。富山県にあり、日本最大の砂防施設を持つとされる。

山・黒部「防災大国日本のモデル」として世界遺産暫定一覧表に記載されました。さらに平成29年には「常願寺川砂防施設」が日本を代表する近代砂防施設として国の重要文化財に指定されています。加えて、平成30年の国際防災学会インテグレーション2018では、立山砂防が人類共通の遺産として普遍的価値があるとする「突出遺産」が採択されるなど、近年その評価が急速に高まっています。

県としても、さらなる立山・黒部のブランド化推進のため、新たなグローバルなイメージや、黒部峡谷鉄道終点、黒部駅と黒部ダムを結ぶ「黒部ルート」の一般開放など、



(上) 立山砂防（富山県黒部市）。(下) 立山砂防（富山県黒部市）。

富山の自然景観を活かした観光資源開発に力を入れており、立山・黒部の世界遺産登録に向けていよいよ本腰を入れ始めたと言えるところではないでしょうか。

## 砂防は今でも「現役」 農民にとって歴史的遺産

として誇りに感じている

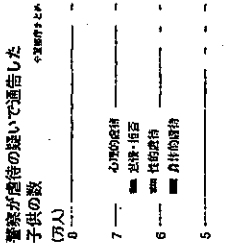
は「立山砂防は今でも現役」であると言います。ご存じの方も多く思いますが、立山・黒部には1988年の豪雨災害で崩れた土砂が、いまも滞留しており、仮にその土砂が全て流れると富山県が約2000年かけて埋まると言われています。その土砂が流出を防ぐために、立山砂防はこれまで150年間

にわたって富山県民を守り続けてきたのです。かつて明治時代は、ヨーロッパの土木技術を導入して砂防を建設したのですが、現在では富山の砂防や治水の技術がヨーロッパに輸出されるまでになっています。「立山砂防」には、富山県人の自然との共生を築き上げる知恵と技術が集約されているのです。

トピックスその2

## 安心して子育てができる街づくりへ

高齢ドライバーの事故、虐待による児童の死、ひきこもりの高齢化など、最近社会問題化している事象は簡単に解決できるものではありません。



中でも、児童虐待に関しては県としても「児童虐待防止対策体制強化推進プラン」を踏まえ、児童相談所や市町村の体制を強化するための財政支援を行っています。正真正正と効果があらわれるのか、と断言はできません。報道では見

る児童相談所の対応の甘さが指摘されますが、警察や行政、医療機関との連携をすすめるための専門知識を有した熟練のソーシャルワーカーが決定的に不足していると感じます。県庁にはお父さんが見れるのには負担が重すぎます。幼保の環境からソーシャルワーカーを推進すべきではないかと断言はできません。

トピックスその3

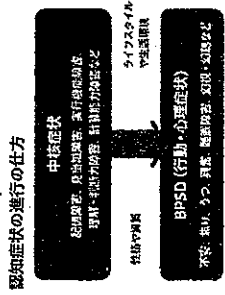
## 認知症対策は「予防」と「共生」

政府が認知症対策大綱案

をとりまわらぬにあたり、「予防」を強化し70歳代での認知症発症を10年間で1/2程度にすることを目指す、と数値目標を掲げました。断言としては、目標を達成すること自体に賛成はあえていいたくありません。認知症にならぬことが良いこと、認知症にならぬことが「努力不足」といった解釈や偏見が蔓延するのではなにかとの懸念がありました。

その後、政府は数値目標を撤回しましたが、それは「予防」だけでなく認知症にならぬ地域づくりの観点の重要さを示しています。

富山県では早くも「共生」の理念を富山型「サイバー」が誕生しましたが、地域全体で共生意識の醸成は道半ば。学び直しも含め、教育・啓発活動に真摯な努力を入れるべきである、断言はできません。



令和元年6月定例会  
代表質問項目

自民党を代表して富山県議員が  
下野231項目について代表質問を  
行いました。

- I 地方利生の深化に向けた  
取組みについて
1. 知事外交の成果
  2. ときやまの土木創生
  3. 人材確保支援
  4. 北陸新幹線の民間各社開業に  
向けた取組み
  5. 文化振興による地域活性化の  
取組み

- II 地方経済の活性化に  
ついて
1. 消費増税の引き上げに体う  
ぬり経済への影響及び対応
  2. 本県の区域経済圏生産額1割増に  
向けた取組み
  3. ねほり、ほいやAIなどの  
第4次産業革命の対応
  4. 地域観光と国産観光
  5. 日本湖北やミミットの成長
  6. かいの風とやま鉄道への  
研究開発等
  7. 社会資本整備と事業家の  
集積、発注促進等
  8. 富山県の競争力強化
  9. 県民生活の活性化

- III 安心・安全な暮らしの  
実現について
1. 地域の安全・安心の確保
  2. 防災・安心の両立
  3. 子育て支援による人口増進  
社会への取組み
  4. 働き方改革
  5. 高齢ドライバーの運転免許の  
自主返納

- IV 明日を拓くづくりに  
ついて
1. 総合的富山県民の地域経済
  2. 優秀な若手人材の確保
  3. 北之湖分校の廃止



政務活動費対象事業実績報告書

報告者 藤井 大輔

整理番号	1294	事業概要*	議員活動を行う事務所スタッフの person 費	
使途項目	10_ person 費	01_調査研究費	02_研修費	03_広聴広報費
		04_要請陳情等活動費	05_会議費	06_資料作成費
		07_資料購入費	08_事務所費	09_事務費
				10_ person 費
内容	議員活動を行う事務所スタッフの person 費 2019年度上半期分 ・事務所スタッフ名 ████████ 氏 ・時給1000円×80時間=80,000円のうち、1/2分の40,000円を政務活動費として計上 なお、添付の領収書および振込証明書は、源泉徴収分の2,450円を差し引いた金額となっている			
上記事業に要した経費	経費の内容*	金額(円)*	備考	
	事務所スタッフ person 費5月分	40,000	✓	
	事務所スタッフ person 費6月分	40,000		
	事務所スタッフ person 費7月分	40,000		
	事務所スタッフ person 費8月分	40,000		
	事務所スタッフ person 費9月分	40,000		
	《合計》*	200,000		
《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)				

収受 令和元年10月16日  
 決裁 令和元年10月31日  
 処理 令和元年10月31日

領 収 書

自由民主党富山県議会議員会

藤井 大輔 様

5月分給与として  
¥ 77,550

(内訳 給与80,000円、源泉所得税▲2,450円)

令和 元年 7 月 3 日

上記金額を受け取りました。



領 収 書

自由民主党富山県議会議員会

藤井 大輔 様

6月分給与として  
¥ 77,550

(内訳 給与80,000円、源泉所得税▲2,450円)

令和 元年 7 月 3 日

上記金額を受け取りました。



領 収 書

自由民主党富山県議会議員会

藤井 大輔 様

7月分給与として  
¥ 77,550

(内訳 給与80,000円、源泉所得税▲2,450円)

令和 元年 7 月 3 日

上記金額を受け取りました。



領 収 書

自由民主党富山県議会議員会

藤井 大輔 様

8 月分給与として  
¥ 77,550

(内訳 給与80,000円、源泉所得税▲2,450円)

令和 元 年 8 月 30 日

上記金額を受け取りました。



領 収 書

自由民主党富山県議会議員会

藤井 大輔 様

9 月分給与として  
¥ 77,550

(内訳 給与80,000円、源泉所得税▲2,450円)

令和 元 年 9 月 30 日

上記金額を受け取りました。



勤務実績表

令和元年 5月 <

1	水	～		16	木	10:00 ～ 15:00	4.0
2	木	～		17	金	10:00 ～ 15:00	4.0
3	金	～		18	土	～	
4	土	～		19	日	～	
5	日	～		20	月	10:00 ～ 15:00	4.0
6	月	10:00 ～ 15:00	4.0	21	火	10:00 ～ 15:00	4.0
7	火	10:00 ～ 15:00	4.0	22	水	10:00 ～ 15:00	4.0
8	水	10:00 ～ 15:00	4.0	23	木	10:00 ～ 15:00	4.0
9	木	10:00 ～ 15:00	4.0	24	金	10:00 ～ 15:00	4.0
10	金	10:00 ～ 15:00	4.0	25	土	～	
11	土	～		26	日	～	
12	日	～		27	月	10:00 ～ 15:00	4.0
13	月	10:00 ～ 15:00	4.0	28	火	10:00 ～ 15:00	4.0
14	火	10:00 ～ 15:00	4.0	29	水	10:00 ～ 15:00	4.0
15	水	10:00 ～ 15:00	4.0	30	木	10:00 ～ 15:00	4.0
				31	金	10:00 ～ 15:00	4.0
小計			32.0	小計			48.0
				合計			80.0

(時間)

(時給)

合計	80.0 h	×	1000	=	支払い計	¥ 80,000
----	--------	---	------	---	------	----------

負担割合

藤井だいすけと語らう会

(5割)

¥ 40,000

自由民主党富山県議会議員 藤井大輔

(5割)

¥ 40,000

勤務実績表

令和元年 6月

1	土	~		16	日	10:00 ~ 15:00	4.0
2	日	~		17	月	10:00 ~ 15:00	4.0
3	月	10:00 ~ 15:00	4.0	18	火	10:00 ~ 15:00	4.0
4	火	10:00 ~ 15:00	4.0	19	水	10:00 ~ 15:00	4.0
5	水	10:00 ~ 15:00	4.0	20	木	10:00 ~ 15:00	4.0
6	木	10:00 ~ 15:00	4.0	21	金		
7	金	10:00 ~ 15:00	4.0	22	土		
8	土			23	日	10:00 ~ 15:00	4.0
9	日			24	月	10:00 ~ 15:00	4.0
10	月	10:00 ~ 15:00	4.0	25	火		
11	火	10:00 ~ 15:00	4.0	26	水	10:00 ~ 15:00	4.0
12	水	10:00 ~ 15:00	4.0	27	木	10:00 ~ 15:00	4.0
13	木	10:00 ~ 15:00	4.0	28	金		
14	金	10:00 ~ 15:00	4.0	29	土		
15	土			30	日	10:00 ~ 15:00	4.0
小計			40.0	小計			40.0
				合計			80.0

(時間)

(時給)

合計	80.0 h	×	1000	=	支払い計	¥ 80,000
----	--------	---	------	---	------	----------

藤井だいすけと語らう会  
自由民主党富山県議会議員 藤井大輔

負担割合  
(5割)  
(5割)

¥ 40,000  
¥ 40,000

勤務実績表

令和元年 7月

1	月	10:00 ~ 15:00	4.0	16	火	10:00 ~ 15:00	4.0
2	火	10:00 ~ 15:00	4.0	17	水	10:00 ~ 15:00	4.0
3	水	10:00 ~ 15:00	4.0	18	木	10:00 ~ 15:00	4.0
4	木	10:00 ~ 15:00	4.0	19	金		
5	金	10:00 ~ 15:00	4.0	20	土		
6	土			21	日		
7	日			22	月	10:00 ~ 15:00	4.0
8	月	10:00 ~ 15:00	4.0	23	火	10:00 ~ 15:00	4.0
9	火	10:00 ~ 15:00	4.0	24	水	10:00 ~ 15:00	4.0
10	水	10:00 ~ 15:00	4.0	25	木	10:00 ~ 15:00	4.0
11	木	10:00 ~ 15:00	4.0	26	金	10:00 ~ 15:00	4.0
12	金			27	土		
13	土			28	日		
14	日			29	月	10:00 ~ 15:00	4.0
15	月	10:00 ~ 15:00	4.0	30	火	10:00 ~ 15:00	4.0
				31	水		
小計			40.0	小計			40.0
				合計			80.0

(時間)			(時給)			~	
合計	80.0 h	×	1000	=	支払い計	¥ 80,000	

負担割合

藤井だいすけと語らう会	(5割)	¥ 40,000
自由民主党富山県議会議員 藤井大輔	(5割)	¥ 40,000

勤務実績表

令和元年 8月

1	木	10:00 ~ 15:00	4.0	16	金		
2	金	10:00 ~ 15:00	4.0	17	土		
3	土	10:00 ~ 15:00	4.0	18	日		
4	日			19	月	10:00 ~ 15:00	4.0
5	月	10:00 ~ 15:00	4.0	20	火	10:00 ~ 15:00	4.0
6	火	10:00 ~ 15:00	4.0	21	水	10:00 ~ 15:00	4.0
7	水	10:00 ~ 15:00	4.0	22	木	10:00 ~ 15:00	4.0
8	木	10:00 ~ 15:00	4.0	23	金	10:00 ~ 15:00	4.0
9	金	10:00 ~ 15:00	4.0	24	土		
10	土			25	日		
11	日			26	月	10:00 ~ 15:00	4.0
12	月	10:00 ~ 15:00	4.0	27	火	10:00 ~ 15:00	4.0
13	火	10:00 ~ 15:00	4.0	28	水	10:00 ~ 15:00	4.0
14	水			29	木	10:00 ~ 15:00	4.0
15	木			30	金	10:00 ~ 15:00	4.0
				31	土		
小計			40.0	小計			40.0
				合計			80.0

(時間)

(時給)

合計	80.0 h	×	1000	=	支払い計	¥ 80,000
----	--------	---	------	---	------	----------

負担割合

藤井だいすけと語らう会

(5割)

¥ 40,000

自由民主党富山県議会議員 藤井大輔

(5割)

¥ 40,000

勤務実績表

令和元年 9月

1	日	10:00 ~ 15:00	4.0	16	月	10:00 ~ 15:00	4.0
2	月	10:00 ~ 15:00	4.0	17	火	10:00 ~ 15:00	4.0
3	火	10:00 ~ 15:00	4.0	18	水		
4	水			19	木	10:00 ~ 15:00	4.0
5	木	10:00 ~ 15:00	4.0	20	金	10:00 ~ 15:00	4.0
6	金	10:00 ~ 15:00	4.0	21	土		
7	土			22	日		
8	日			23	月	10:00 ~ 15:00	4.0
9	月	10:00 ~ 15:00	4.0	24	火	10:00 ~ 15:00	4.0
10	火	10:00 ~ 15:00	4.0	25	水	10:00 ~ 15:00	4.0
11	水			26	木	10:00 ~ 15:00	4.0
12	木	10:00 ~ 15:00	4.0	27	金	10:00 ~ 15:00	4.0
13	金	10:00 ~ 15:00	4.0	28	土		
14	土			29	日		
15	日	10:00 ~ 15:00	4.0	30	月	10:00 ~ 15:00	4.0
		小計	40.0			小計	40.0
						合計	80.0

(時間)		(時給)			
合計	80.0 h	×	1000	=	支払い計
					¥ 80,000

藤井だいすけと語らう会	負担割合	
自由民主党富山県議会議員 藤井大輔	(5割)	¥ 40,000
	(5割)	¥ 40,000



## 雇 用 契 約 書

### 1. 雇 用 期 間

2019年5月1日から2020年3月31日までとする

### 2. 労 働 時 間

午前10時から午後3時までを基本とする

### 3. 休 憩 時 間

正午から午後1時までを基本とする

### 4. 休 日

土、日曜日および祝祭日、年末年始

### 5. 勤 務 場 所

藤井だいすけと語らう会後援会事務所（富山県富山市向新庄町5-7-35）

### 6. 業 務 内 容

- (1) 政務活動調査に関すること
- (2) 後援会の事務に関すること
- (3) その他に関すること

### 7. 賃 金 等

月額80,000円（税込み）

ただし勤務時間が80時間未満もしくは80時間以上のときは、時給1000円で計算するものとする

### 8. 守 秘 義 務

業務上知り得た秘密を漏らしてはならない

### 9. そ の 他

上記雇用条件について雇用者甲と被雇用者乙との合意に基づき雇用契約を締結し、信義に従って誠実に履行するものとする

2019年4月28日

甲 雇用者 藤井だいすけと語らう会  
富山県富山市向新庄町5-7-35

乙 被雇用者

藤井だいすけと語らう会及び藤井大輔の事務所の経費按分について

下記の事務所経費を藤井だいすけと語らう会後援会活動経費と藤井大輔の政務調査活動にかかる経費を最大2分1に按分し、藤井だいすけと語らう会後援会へ支払うものとする。

給与・光熱水費（電気料・水道料・ガス代等）電話料・コピー経費・インターネット接続料  
ホームページ維持費、文具等その他

令和元年 4月28日

〒930-0916

富山県富山市向新庄町5-7-35


藤井だいすけと語らう会

会長  

〒930-0825

富山県富山市上飯野新町3-391

自由民主党富山県議会議員

藤井 大輔 

政務活動費対象事業実績報告書

報告者 藤井 大輔

整理番号	1796	事業概要	藤井大輔県政報告02号 令和元年9月定例議会	
使途項目	03_広聴広報費	01_調査研究費 ・ 02_研修費 ・ 03_広聴広報費 ・ 04_要請陳情等活動費 ・ 05_会議費 06_資料作成費 ・ 07_資料購入費 ・ 08_事務所費 ・ 09_事務費 ・ 10_人件費		
内容	・ 藤井大輔の県政報告第2号を1万部制作し、地域住民に郵送で配布を行った			
上記 事業に要した経費	経費の内容	金額 (円)	備考	
	デザイン費 /	88,000	/	
	印刷費 /	110,000	/	
	配送費 /	234,986	/	
	校正費 /	5,500	/	
	《合計》	438,486		
《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)				

收受 令和 元 年 12 月 26 日  
 決裁 令和 2 年 1 月 15 日  
 処理 令和 2 年 1 月 16 日



請求書

請求書No. A034420-1 1/1

2019年10月18日発行

藤井大輔

殿

共同印刷株式会社

情報システム部

〒112-8501 東京都文京区小石川4丁目4番12号  
 経理部 TEL(03)3817-2104 FAX(03)3817-2617

下記の通り御請求申し上げます。

営業担当  
 経理担当

前月繰越高	10月分請求高	返品値引額	消費税額等(10%)	合計請求金額
	100,000	0	10,000	110,000



お振込の場合は下記銀行口座へ御願い致します。

みずほ (東京営業部)	当座 0194008	三井住友 (小石川)	当座 0000682
りそな (東京中央)	当座 0850266	三菱UFJ (池袋東口)	当座 1066928
横浜 (新・宿)	当座 0000694	きらぼし (春日町)	当座 0412274
三井住友信託 (生・野)	当座 0070287	三菱UFJ信託 (本店)	当座 8334217

納品日	営業	納品No.	品名	数量	単価	金額
19/10/18	A33153D	9648461	県政報告マガジン02号 印刷費	10,000	10.000	100,000

お届け先:  
 備考1:  
 備考2:

北陸銀行 キャッシュカードサービス  
 ご利用控

いつもご利用いただき、ありがとうございます。  
 ご利用の明細は下記のとおりでございます。

お取引の種類	請求番号	処理番号	日付
お振込	0161280	01-11-06	
銀行番号	預金店番号	科目・口座番号	取扱店番号
0144			112
万円	千円	千円	千円
500円	100円	50円	10円
5円	1円		
時刻	ご利用手数料 (消費税等を含む)	お取引金額	
10:35	¥660円	¥110,000円	
おつり	お取引後の残高		
	円*****円		

手数料のうち振込手数料 ¥660  
 000021

みずほ銀行  
 東京営業部  
 当座 0194008  
 キョウトウインサツ(カ)様

フジタダイスケ 様

電話番号 076-451-1290

裏面もあわせてご覧ください。

お願い...  
 ATM振込の額戻しはご利用控を添付してください。

北(201)5042 1/ 21.2 10.0x500 5x

小計 100,000

重要



930-0825  
富山県富山市上飯野新町3丁目391

日本郵便  
POST

郵便物の返選先  
富山南郵便局

939-8799  
富山県富山市堀川町257-2

076-421-3383

藤井 大輔

様



20193221301012266002001168508000001

後納料金請求書在中

藤井 大輔

様

電信扱い専用

日本郵便株式会社



【お問合せ先】  
富山南郵便局  
電話：076-421-3383

平素は、格別のお引き立てに預かり、誠にありがとうございます。  
料金後納ご利用額につき、下記のとおりご請求させていただきます。  
下記の指定口座あてに電信扱いにてお振込みください（送金手数料はお客さまのご負担となります）。  
※他のご請求分と合算してのご入金はできませんのでご注意ください。ご利用明細はWEBでご参照ください。

ご請求番号 (Billing ID) 322130-1012266-00	ご請求額 (Charge) 234,986 円 (うち消費税相当額) 21,382 円	お支払期限 (Due Date) 2019年 12月 30日	発行日 (Date of Issue) 2019年12月 6日
---	---	-----------------------------------	------------------------------------

振込口座 (※必ず電信扱いにてお振込願います)

【銀行名】 みずほ (0001)	【支店名】 二十三号 (652)
【預金種別】 普通預金	【口座名義】 日本郵便株式会社
【口座番号】 0683931	ニポノカビソカ

翌日扱

令和 年 月 日  
 1 /  1 / 2 / 1 / 9

振込金受取書(兼手数料受取書) } いずれかを二重線で抹消  
振込受付書(兼手数料受取書)

電信扱 82

▼銀行名 (漢字) 左づめでご記入ください。 銀行 協会 農協 信組 その他

みずほ

▼支店名 (漢字) 左づめでご記入ください。 支店

二十三号

▼カタカナで姓と名の間に1マスあけて左づめでご記入ください (濁点(゜)、半濁点(゜)も1字)

ニツポシユウビシ

法人の場合は、カ) 等略称でご記入ください。

記入しきれない場合は、下記「備考」欄に続けてご記入ください。

漢字

日本郵便株式会社 様

▼カタカナで姓と名の間に1マスあけて左づめでご記入ください (濁点(゜)、半濁点(゜)も1字)

フシイタクイスケ

法人の場合は、カ) 等略称でご記入ください。

記入しきれない場合は、下記「備考」欄に続けてご記入ください。

漢字

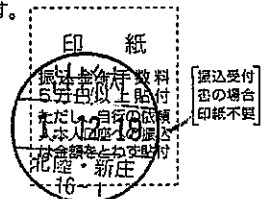
藤井 大輔 様

日中のご連絡先 ( )

当行をご利用いただきありがとうございます。  
今後ともよろしくお願ひ申し上げます。

株式会社 北陸銀行

店



振込金として現金または有価証券(当座小切手等)を受領した場合は、「振込金受取書(兼手数料受取書)」、これ以外(預金払戻請求書・口座振替)による場合は、「振込受付書(兼手数料受取書)」として使用しています。  
振込依頼書に記載相違等の不備があった場合には、照会等のため振込が遅延することがあります。  
やむを得ない事由による通信機器・回線の障害等によって振込が遅延することがありますのでご了承ください。  
この振込は、振込規定により取り扱います(振込規定ご入用の方はお申し出ください)。  
「翌日扱」の場合は、翌営業日のお振込となります。  
相戻・訂正依頼に際しては、当行所定の手数料をいただきます。

振込金額のうち  
未決済小切手  
万一小切手が決済されなかった場合はその金額の振込を取り消し、小切手は当店においてお返しいたします。

振込手数料 (消費税込)	3万円 未満	3万円 以上	その他 (本支店) その他 (他行)
	本支店	他行	
	330	550	
	660	880	

# 請求書

2019年10月22日

藤井大輔 様

下記の通りご請求申し上げます

〒132-0011  
東京都江戸川区瑞江1-58-2  
コヴェントガーデン206号室  
石田 知之  
03-5666-5310

三菱UFJ銀行キャッシュルタウン支店  
普)1584124

ご請求金額 ￥ 5,500

商品名	単位	単価	数	金額
県政通信 vol.2 校正費	式	5,000	1	5,000
小計				5,000
消費税(10%)				500
合計金額				5,500

## 北陸銀行 キャッシュカードサービス ご利用控

いつもご利用いただき、ありがとうございます。  
ご利用の明細は下記のとおりでございます。

お取引の種類	振込番号	処理番号	日付
お振込	0161272		01-11-06
銀行番号	預金店番号	科目・口座番号	取次店番号
0144			112
紙幣枚数 両替枚数			
万円	五千円	二千円	千円
500円	100円	50円	10円
5円	1円		
時刻	ご利用手数料 (前払後等を含む)	お取引金額	
10:31	¥440円	¥5,500円	
おつり	お取引後の残高		
	円*****円		
手数料のうち振込手数料		¥440	
		000018	
三菱UFJ銀行 キャッシュルタウン支店 普通 1584124 伊タトモキ 様 ツバイタイスケ 様 電話番号 076-451-1290			

お願い………  
ATM振込の明細はご利用控えに持参ください。

至2019年10月31日 10時X500 迄

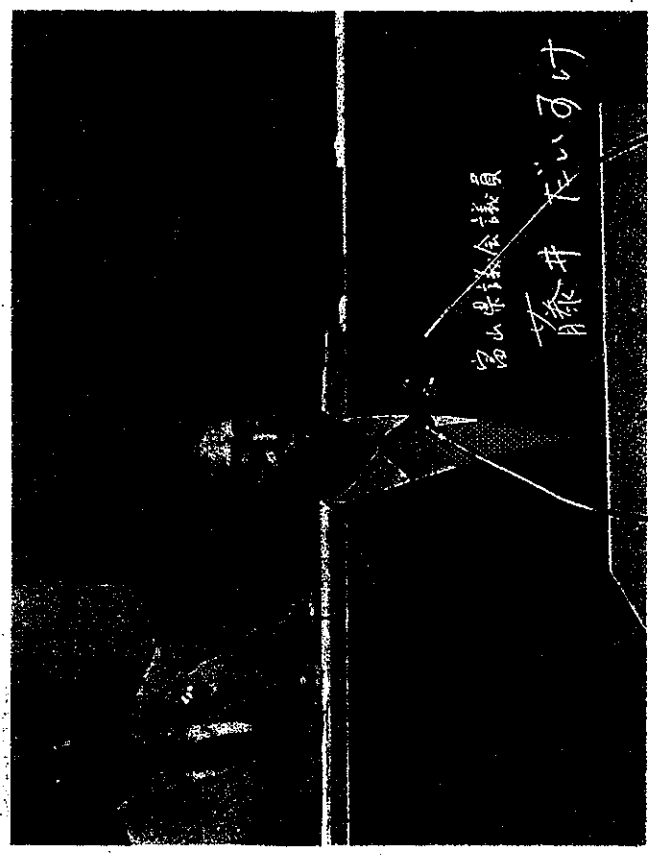
裏面もあわせてご覧ください。

# Seven Rivers

地方自治をわかりやすく、

藤井だすけへのご意見をもちましてお持ちます メール: [d-fujii@shinyou-hills.jp](mailto:d-fujii@shinyou-hills.jp)  
電話: 076-471-7119 FAX: 076-471-7129 公式サイト: <https://www.fujidaisuke.com/>

【セブン・リバーズとは?】 富山平野を流れる、七ヶ河川のこと。3000mの高山から湧き出る1000mの高山に流れこぼれ出す七ヶ河川の清流は、富山県が、明治時代の富山県議会の穴を成法で買収した歴史を教訓、藤井だすけは政界改革のターゲットにいたしました。



## 9月定例会で初めての一般質問に登壇

4月の富山県議会議員の選挙から、早らか月、季節は秋へと移り変わっていく中、藤井だすけも富山県議会議員として、たくさん初めての体験、を積み重ねてまいりました。日頃の皆様のご支援の賜物と、あらためて感謝申し上げます。さて、令和元年9月定例会が9月30日で閉会いたしました。が、ようやく私にとって初の一般質問の機会をいただくことができました。議員になる前は「原簿を繰んでいるだけなんでしょ」とくらくらに感じていました。だが、議場に登壇して、みるみるこれまで感じたことのない緊張が襲ってまいりました。公式な発言として語るだけでなく、私の質問は多くの地域の声に支えられているわけですから、その重みをすずくしりと感じました。今号も「県議会をわかりやすく」をモットーに、お伝えしてまいります。

### 藤井だすけの 流入レポート

## 「県議会、どうでしょう!?」 第2回 人生にムダはない?

県議会には投票しなくてもいい権利があります。そんな県議会の不思議に新人議員の藤井だすけが、きながら出入り取材のごとき体験レポートをお届けいたします。思わぬ本音が漏れ出すことある?

メディアの編集長経験が、県議会だよりの広報編集委員の議論で活かされることに

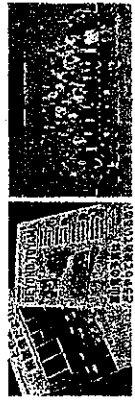
みなさま、こんにちは。議会休会中であっても、所属する委員会の見聞や、自民党の部会や議員連盟の会合、友交関係との意見交換会に加え、地元の記事や県政報告会などがあり、おかげさまで大変充実しております。

現在、富山県議会では、議会改革基本法例に基づき行われる改選に向けて、その中で「住民との情報共有の推進」として「県議会広報誌(富山県議会マガジン)の発行」による情報発信が明確されています。特に①には「一定割合の掲載数を確保した広報誌を紙質的に発行、配布すること」との記述が、ここで私が1期生では唯一、広報編集委員会に参加することになりました。

議会改革の議論は2年以上進められており、聞かれた県議会を目指すことは合意されているものの、「誰に」「どんな内容で伝えて」「どんな態度で伝えるのか」といったメディア改革の基幹については全くの白紙状態。毎1回

の議論でも、各々の委員が頭に思い浮かべられるメディア内音が溢れておらず、議論OK。だけど各論が噛み合わない状態。そこで、「新聞のような正確な重畳のマガジン」と2種類のマガジンを作成することを提案いたしました。

議論のスタート台とはいえ、各々の委員が抱えるイメージに相違がないように、かなり細かい作り込みで第2回の委員会で持ち込んだところ、委員の方から感謝の言葉をいただきました。同時に、議論の進展にもつながりました。まさか議員になって新メディアのプランをやることになるとは! 人生にムダはありませぬ。今回の私の一般質問の記念撮影で「時間お待たせしてしまっただを除けば、ですが、



【注】2回目の定例会のスタート台を準備しました。【注】「日井県政通信」の定例会の定例会は、定例会を準備して準備に申し込んでもらいます。

## 藤井だすけの出前講座、行きます!

「地方自治をわかりやすく」「県議会をもっと身近に」するため、藤井だすけが皆さんのお近くに「出前講座」いたします。代表的な5つのテーマをメニューにしましたが、下記以外の内容でもご協賛を承りますのでお問い合わせください。

<p><b>1 健康寿命 日本一を目指して</b></p> <p>富山県の健康寿命は全国で女性4位、男性5位とあって、格別健康寿命が伸びてきた。健康寿命を伸ばすには「運動」「栄養」「生活習慣」の3つがポイントです。元気な生活を送るためのポイントについて、元気で健康な生活を送るためのポイントについて考えます。</p> <p>富山県は「健康寿命」を伸ばすためのポイントについて考えます。</p> <p>藤井大輔プロフィール</p> <p>富山県議会議員(富山第一選挙区)1期1975年(昭和48年)1月19日生まれ。新庄幼稚園、新庄小学校、新庄中学校で育つ。富山中部高校、大阪大学経済学部を経て、95年に株式会社リクルートに入社。2004年フリーマガジン「R25」を創刊し編集長となる。40歳を境に東京から富山へ移り、現在は富山県新庄町で富山県議会議員を務める。富山県議会議員会副会長、社会福祉士の国家資格を持つ。新庄地域の福祉センターの相談員も務める。20歳の長男と12歳の長女がいます。</p>	<p><b>2 認知症の予防と共生について</b></p> <p>認知症の対策には、ある前の「予防」となった後の「地域共生」の2つが柱となる。両方とも必要となります。認知症にならざることを目指して取り組んでいきます。元気な生活を送るためのポイントについて考えます。</p> <p>富山県は「健康寿命」を伸ばすためのポイントについて考えます。</p> <p>藤井大輔プロフィール</p> <p>富山県議会議員(富山第一選挙区)1期1975年(昭和48年)1月19日生まれ。新庄幼稚園、新庄小学校、新庄中学校で育つ。富山中部高校、大阪大学経済学部を経て、95年に株式会社リクルートに入社。2004年フリーマガジン「R25」を創刊し編集長となる。40歳を境に東京から富山へ移り、現在は富山県新庄町で富山県議会議員を務める。富山県議会議員会副会長、社会福祉士の国家資格を持つ。新庄地域の福祉センターの相談員も務める。20歳の長男と12歳の長女がいます。</p>	<p><b>3 少子化・子育て対策について</b></p> <p>少子高齢化は今に始まったばかりではなく、昭和の時代からその兆候があったと書かれています。子供を産みたい、育てたいと思える環境にするにはどうしたらよいのかについて考えます。</p> <p>出前講座をご希望の方は、下記までお問い合わせください。</p> <p>藤井だすけ事務所 (富山: 中野)</p> <p>TEL: 076-471-7119 FAX: 076-471-7129 Email: <a href="mailto:d-fujii@shinyou-hills.jp">d-fujii@shinyou-hills.jp</a></p>
--	--	---



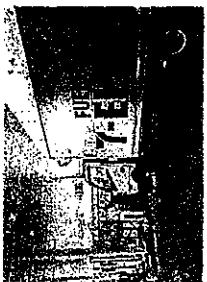
数ある富山県の重点事業の中でも、新井だいがすが賞に選ばったトピックスをご紹介します。未来の富山が見えるかもしれません。

トピックスその1

# 富山県がSDGs未来都市に選定。環境先進県として、どう取り組む？

とやまの地方創生と国際目標達成を同時に

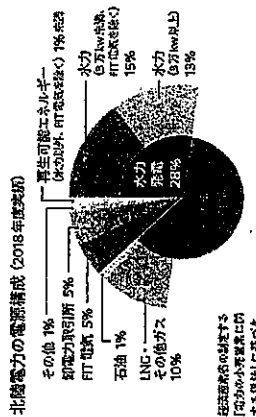
去る7月に、富山県が発案する「環日本海地域をリードする「環境・エネルギー先進県」として」が2019年度SDGs未来都市に選定されました。SDGsとは、国際目標で、持続可能な世界を実現する



富山県庁にある「未来カネスタ」展示スペース。日本に2基しかない「ハイブリッドエネルギー」の展示スペースが注目されている。

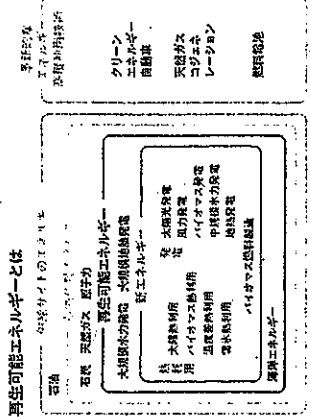
ための17のゴールが設定されています。富山県では、他県に先駆けて「ごみ資源化」や「サステイナブル」などのSDGs推進「小水力発電」等が行われており、地方創生と国際社会の共通目標達成の両方を表現する取り組みをしています。

元々富山県は、水質が豊富な環境を活かした水力発電比率の高いエネルギー県でしたが、さらに再生可能エネルギーを推進する「小水力発電」「太陽光」「地熱発電」「バイオマスエネルギー」等々プロジェクト化しています。また、ガソリンに代わり水素や動植物性油脂普及のため「とやま水素エネルギービジョン」も3月に策定したとご報告。ちなみにSDGs未来都市には、富山市が前年に、県と一緒に南砺市も今年度に選定されています。



## 先進県の富山ですら電力の50%で石炭を使用

しかし電力供給の現実を見ると、北陸電力の2018年度電力構成でも最も大きな比率を占めているのは石炭でおよそ50%。CO2排出による温暖化の影響が懸念されていますが、富山県も例外ではないのです。再生可能エネルギーの比率を上げるためには、高効率・高信頼性の新たな電力供給システムを



含めた「スマート（賢い）まちづくり」への転換が必要となってきます。すでに宇奈月温泉や南砺市での先進事例もありますが、なによりも環境やクリーンエネルギーに対する国民意識を高めていくことが重要だと私は考えます。ちなみに2020年3月には、富山市上層部に北陸初の水素ステーションが完成予定。転換のモデル地区に、富山市新庄・広田地域が選ばれ、かもしませたい。

トピックスその2

## 重度心身障害者等医療費の助成を精神障がい者にも

障がい者の方が持っている手帳は大きく3種類あり、身体障害者手帳（知的障害者向け）療育手帳、精神障害者保健福祉手帳で、それぞれ障がいの状態によって障害支援区分が定められています。中でも重度の障がいがある方には医療費の自己負担金を全額助成する制度があるのですが、65歳未満の精神障がいの方は除外されています。障がいを差別解消法の観点からも、精神だけが除外されているのは

おかしいとの議論が、9月議会でも取り上げられ、知事からも32郡市府県の単独での助成実施に傾けつつ「県で早期に議論を出したい」との意欲がありました。

法律や制度には必ず穴が存在します。公平性と平等性の観点で、是正すべきと私は考えます。

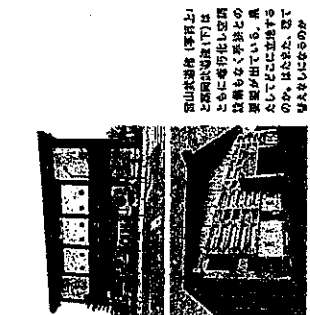
- 重度心身障害者等医療費の助成対象者
- 1. 65歳未満で、
    - ① 身体障害者手帳の障害区分が1級または2級の方
    - ② 療育手帳の障害区分が1級または2級の方
    - ③ 65歳以上70歳未満で、
      - ア 身体障害者手帳の障害区分が1級の方
      - イ 療育手帳の障害区分が1級の方
  - 2. 65歳以上70歳未満で、
    - ④ 身体障害者手帳の障害区分が1級または2級の方
    - ⑤ 療育手帳の障害区分が1級または2級の方
  - 3. 75歳以上で、身体障害者手帳の障害区分が1級または2級の方
  - 4. 50歳以上の重度の障害の状態にあると認められる方

トピックスその3

## 全天候型体育文化施設はどこにできるの？

9月の予算特別委員会でも高岡選出の県議会議員が掲げて質問をし、メディアでも話題になった「全天候型体育文化施設」が、さきもとも8月9日人権アワードを受賞していました。高岡市議会からは「3000人規模の武道場機能を果たす目的施設が望ましい」との発言が、現県民県に富山武運館と高岡武道館を競合して新しうすれば良いのでは、というご意見。そこで声をあげたのが高岡選出

議員たち。統制会で「富山駅から徒歩圏内」という発言もあり、富山駅周辺への一画集中を懸念されていた。私は、中途半端なアワードならいらぬ、と思っ



富山県議会議員の質問に対し、高岡市議会からは「3000人規模の武道場機能を果たす目的施設が望ましい」との発言が、現県民県に富山武運館と高岡武道館を競合して新しうすれば良いのでは、というご意見。そこで声をあげたのが高岡選出

- 令和元年9月定例会 代表質問項目
1. 県議会議員が代表して関係部へ環境・健康・福祉について代表質問を行いました。
- I 地方創生の深化に向けた取組みについて
1. 地方創生推進計画の進捗状況
  2. 地方創生推進計画の進捗状況
  3. 地方創生推進計画の進捗状況
  4. 地方創生推進計画の進捗状況
  5. 地方創生推進計画の進捗状況
  6. 地方創生推進計画の進捗状況
  7. 地方創生推進計画の進捗状況
  8. 地方創生推進計画の進捗状況
- II 地方創生の活性化について
1. 地方創生推進計画の進捗状況
  2. 地方創生推進計画の進捗状況
  3. 地方創生推進計画の進捗状況
  4. 地方創生推進計画の進捗状況
  5. 地方創生推進計画の進捗状況
  6. 地方創生推進計画の進捗状況
  7. 地方創生推進計画の進捗状況
  8. 地方創生推進計画の進捗状況
- III 安心・安全を暮らしの実現について
1. 安心・安全を暮らしの実現について
  2. 安心・安全を暮らしの実現について
  3. 安心・安全を暮らしの実現について
  4. 安心・安全を暮らしの実現について
  5. 安心・安全を暮らしの実現について
- IV 明日を拓く人づくりに
1. 明日を拓く人づくりに
  2. 明日を拓く人づくりに
  3. 明日を拓く人づくりに
  4. 明日を拓く人づくりに
  5. 明日を拓く人づくりに

# だいですけ初の一般質問をダイジェストでお届け！ 大項目① 県内経済の活性化について

富山県が働きやすいは、どこまで本当なのか？

藤井 たいすけの初の一般質問では、大きく3つのテーマを設け、テーマごとにダイジェストでお伝えいたします。

まず1つ目は「県内経済の活性化」について、働き方改革が叫ばれて久しいですが、その本来の目的は、多様な働き方を選択できる社会を実現することです。もつくりが強い富山県は、労働者の方が多い、労働場所と労働時間が限定されている「硬直した労働形態」ゆえ、労働に参加できない人が多いのではないかと、懸念が。そこで子育て支援、少子化対策や若手育成と仕事の両立支援、障がい者雇用の取組み

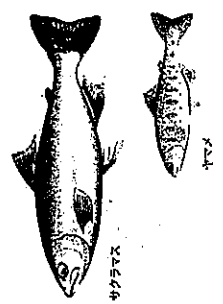
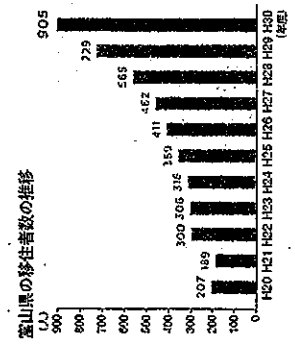
状況を見ると、富山では30人以上の小規模事業者に同立支援の届け出を義務付けたり、製造業での短時間労働勤務や障がい者が働きやすいよう支援員の配置が、なりと、こまやかな配慮が、とはいえず、また支援がきく、いていない部分もあるので、引き続き注視していきます。

## 「サクラマス型人材」に対する新たな支援策を

富山県の移住者が2018年度に約19万人と過去最高となりました。さらに移住者を増やすためにも、県出身者で大都市圏に就業した人が30~40代で戻ってくる「サクラマス型人材」への支援策を講じました。県の労働

の原材料であるサクラマスは、海に下って回遊し生まれた川に戻ってきますが、生を淡水で養う種もあり、ヤマメと呼ばれます。富山に生まれ、幸ひ、富山で就職する「サクラマス型人材」も大事ですが、県外や海外の就業経験を持つ人材も重要なと考えます。八幡製菓も、サクラマス型人材の候補です。

もう一人の人材が富山に戻ってきたら、二地帯での居住も柔軟な移住支援ができないかとの問いに、知事は「面白い提案だが、取れる場合と人との線引きが難しいところ。ただ富山県在住の女性向け二地帯居住のセミナーが開催になる、ニーズが高いとは認識しているとの答がありました。



(注) 移住者数は右肩上がりであり、平成30年度は約90万人、令和1年度は約90万人と推定されている。(出典)富山県統計課「富山県人口統計」(注) 全く同じ図表が、富山県統計課のホームページに掲載されている。

# 大項目② 全世代型社会保障への取組み 仏生まれの認知症ケア「ユマニチユード」とは？

富山県立大学看護学部で定期的カリキュラム

2つめのテーマは「全世代型社会保障」国の基本方針でもあるわけですが、予算が限られている中でどのように計画を組み立てるが、知事の手腕が問われます。今回私は「介護保険」認知症ケア「字」との第四「原案」を重点事項として伺いましたが、ここでは「認知症ケア」についてお伝えします。

皆さんは「ユマニチユード」を耳にしますか？「見る」「話す」「触れる」「立つ」を基本とした仏生まれの認知症ケア教授で、5年ほど前にNHKで紹介され認知症の人は「自分も人間なんだ」と大切にされている

と盛ること、問題行動がなくなるとされています。

今年4月に開設した富山県立大学看護学部では、このユマニチユードと看護学を組み合わせた世界でも画期的なカリキュラムを導入。しかも特任教授として、創始者であるイサ・ジノスト先生が直接講義をします。看護学部表の竹内先生は「富山を身体拘束をなくした」と思い、ユマニチユードを導入することを決意したそうです。

## 富山の医療介護関係者への啓発をどうするか

しかし、ユマニチユードを学ぶ看護学生が揃って、就職先の病院や介護施設で働きながら

況を作りなければ意味がありません。そこで知事に「富山県として、主に医療介護関係者に対するユマニチユードの啓発活動」どのようにお考えなのか、また県の認知症施策推進においてどのように普及を促していただくかを伺いました。

知事からは「看護関係や医療介護福祉の専門職向けの研修や公開講座を実施し、すでに行政職も74名参加した実績もある」との答がありました。

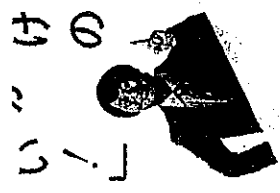
私自身も県立大学主催の公開講座に参加し、ジノスト先生本人の講義を聴講。やはりご本人の言葉は説得力が強い。さらなる啓発普及に、福祉の専門職である私と知事を取りたい。



(注) ユマニチユードとは、「見る」「話す」「触れる」という4つの基本動作を軸とした、日本の認知症ケアの第一人者であるイサ・ジノスト先生が開発された。富山県立大学でも看護学部の竹内先生も、学生もユマニチユードの活用を推進し、私もユマニチユードとしてきました。

「だいたいでいい」

新聞や雑誌や本、書籍や雑誌や本、世の中の「まやかし」が、真実が混ざりてく



「い」のけ  
「い」のけ

議会質問ができるまで

- 1 議会運営委員会の間接日 (6~7 営業日前)  
執行部との調整を行う、財源確保の担当職員と面会。日程等の確認  
本府職員では、①総務課の事業管理、②総務課との関係の整理  
③各課の質問に答える各答弁者の整理を行う
- 2 質問日の4 営業日前までに最初の打ち合わせ  
議員から財源課へ、従って総務課や関係のメモ等を提供し、それを元に打ち合わせ
- 3 営業日前まで  
財源課から議員へ、②の打ち合わせ後、財源課が作成した質問用紙を提供  
議員が確認した後、財源課から担当部署に情報提供
- 4 2 営業日前  
議員と財源課で、議員の休会時間等に打ち合わせを行い、内容を固めていく
- 5 1 営業日前  
最終確認、議員は議会事務局へ通告書を出す

Daisuke's Review



ただ原稿を読んでもらうだけじゃなかった…  
「一般質問」ができるまでの裏側、教えます！

事前通告の重要度が  
高いのが本会議の質問  
定例議会で、議員に公  
式な発言機会を与えられる  
のは、①本会議②常任委員  
会③予算特別委員会の大々  
くつと、どれも質問内容を  
事前通告するのが前提とな  
っていますが、最も慎重に事前  
やりとりを行うのが①本会  
議の一般質問になります。②  
や③は同一形式で行うので  
通告なしの質問をしたり、  
担当答弁への切り返しも  
できたりと、①に比べれば自  
由度が高い。一般質問は事前  
通告の通りで発言するので、  
議場で答弁しないのは重要  
度公式感が薄いとされます。  
原稿を読んでもらうだけに見

るには、そういう準備がある  
のです。富山県議会では一  
般質問は答弁まで1人60  
分が基本とされ、議員側が  
質問する時間は20分と決ま  
られています。定例議会の分  
量は5300字から6000  
字程度で、質問数は12~14問  
うち知事答弁は、前編後半  
均等に、知事議員は1~2章  
なシクチャームもありました  
情報収集は2か月前  
からスタートする  
私が一般質問のための下調  
べを始めたのが、7月下旬  
県庁内外問わず情報収集  
質問日の10日前くらいは財  
政課の担当職員が付き、自  
分の問題意識や案件の方向

性を共有しました。その際  
私の場合は、議会事務局の一  
務を任せて担当職員にお渡し  
し、各質問をどの部署が担  
当するかを調整してもらいま  
した。この質問の意図がわか  
らないうちは、準備が足りない  
限りでは答えられないなど  
の返答があるのも、議員  
としての問題意識をぶらさ  
ずに質問をスタートしてい  
きます。議員によっては、こ  
のやりとりで下調シカに飛躍  
する方もいらっしゃいます。  
新聞からの答弁は、多くは  
本会議場を何となく聞くと  
なるので、「この聞きかたど  
こへ答弁しただけでこた  
ひかよとなくとも、なので  
私は全その議員の一般質問と  
答弁を細かくとって、聊ら  
字字を注してあります。

Daisuke's Review



大項目③ 県民の生活を支えるインフラ整備  
国土強靱化や5Gの対応、どこまで進んでる？

劣化するインフラ。  
砂防施設の改善は願  
今年も、台風や線状  
降水による豪雨が、工業や  
国産で発生。これらの豪雨  
は富山県に上り、決して他  
人事ではなく、県民の生活や  
命を脅かすために、県土の  
強靱化は急務であると思  
います。先日も神通右岸地  
防工事の起工がしたところ  
で、神楽に富山市新庄、新  
庄北地区に甚大な被害をも  
たらした。常陸寺川流域も  
含めた治水対策として奮闘  
したところ、平成25年の緊  
急点検結果を踏まえた劣行  
化した砂防施設の改善は38  
が所中34で整備完了。残りも  
すでに工事着工、調整中であ  
り進捗は順調」との答弁があ

りました。  
道路や橋梁、トンネル等は  
昭和の高度成長期に整備さ  
れたものが多く、50年経過し  
劣化が進んでいます。国の  
3か年緊急対策費を活用し  
防災、減災対策を速やかに選  
めるよう要望してきます。  
大手通信事業者が  
整備しないエリアも  
いよいよ来年から、第五世  
代移動通信システムといわれ  
る5Gがスタートしますが、  
5G基地局の整備が進まな  
ければ、県民の利便性は上  
りません。オンラインでの  
公共交通による移動手段の  
可能性や、高精細画像によ  
るオンライン医療の可能性を  
考えると、特に移動手段が

なく医師が不足しているよう  
な過疎化が進む中山間地  
域にこそ5Gの整備は大き  
いのではないかと考えます。  
そこで、地域間の隔りのな  
い5G基地局の整備に関し  
どのような要望を国や事  
業に行うのかを問うと「民  
間の大手通信事業者からは  
経営の秘密情報ということ  
で情報開示されていないが、  
7月の全国知事会議でも基  
地局整備スケジュール開示の  
要求を提言に盛り込んだと  
ころの答弁が。  
大手通信事業者は利益を  
優先するもので、どうしても地  
域間の隔りが、そうなる  
自治体等が自管する「ローカ  
ル5G」の活用は必須。年  
内に総務省が申請交付を閉  
じ予定なので注目です。

政務活動費対象事業実績報告書

報告者 藤井 大輔

整理番号	1777	事業概要	予算特別委員会でのパネル作成費 令和元年11月定例議会
使途項目	06_資料作成費	01_調査研究費 ・ 02_研修費 ・ 03_広聴広報費 ・ 04_要請陳情等活動費 ・ 05_会議費 06_資料作成費 ・ 07_資料購入費 ・ 08_事務所費 ・ 09_事務費 ・ 10_人件費	
内容	・ 令和元年11月定例議会 予算特別委員会での質問で、資料としてパネルを作成した		

上記 事業に要した経費	経費の内容	金額(円)	備考
	パネル資料出力	5,000	✓
	《合計》	5,000	✓

《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)

領 収 証

藤井大輔

様

No. \_\_\_\_\_

令和 01 年 12 月 05 日

金 額

¥ 5 0 0 0 ※

収 印  
入 紙

但 パネル本力 (消費税含む)

上記の金額正に領収いたしました

現金	
小切手	
手形	

株式会社 宮越印刷

〒930-0992 富山市新堀町老成町第20号  
TEL 0761-60174  
FAX 0761-431-3854

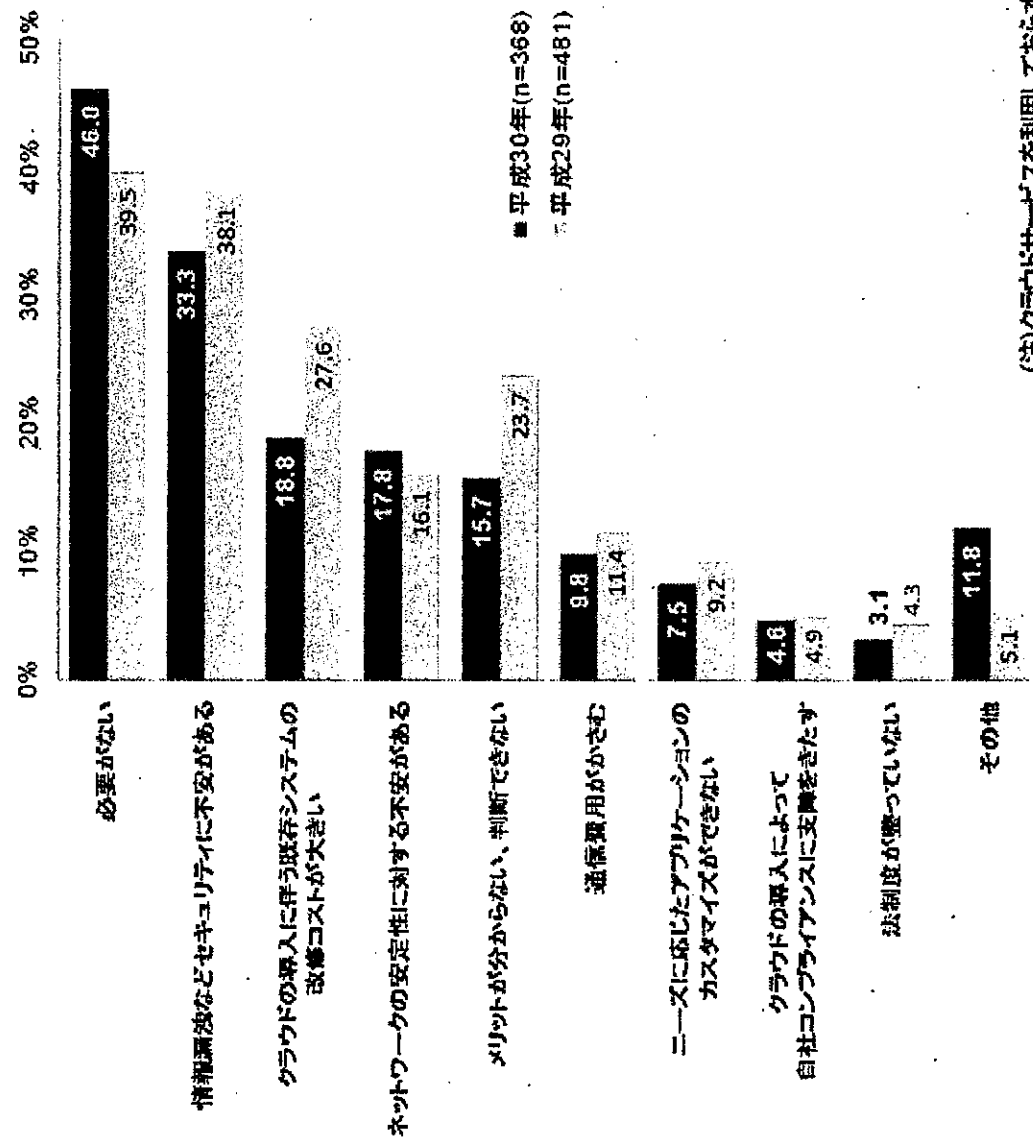
Miyakoshi

收受 令和 元年 12 月 26 日  
決裁 令和 2 年 1 月 15 日  
処理 令和 2 年 1 月 16 日



資料1

図表3-10 クラウドサービスを利用しない理由(複数回答)



(注)クラウドサービスを利用しておらず、今後も利用する予定もない企業に占める割合

※総務省 平成30年通信利用動向調査より抜粋

# なぜ中小企業のクラウド化は失敗するのか？

## 目に見える作業

- ・システムの購入
- ・機器の購入
- ・初期設定の実施
- ・基本的な操作研修

一般的にソフトウェア会社が行ってくれる領域。一見問題がなさそうだが...？

## 目に見えない作業

- ・課題の洗い出し
- ・現状把握とシステムの比較検討
- ・要件の整理
- ・利用機能の決定
- ・自社に最適な設定チューニング
- ・業種ごとの固有な設定
- ・運用方針の決定
- ・管理者操作の学習
- ・従業員向けトレーニング
- ・利用してくれない従業員への指導

重要だが、重要視されない領域。一方でメーカーが助けてくれない領域でもあり、自分たちで乗り越えなければいけない、導入の障壁

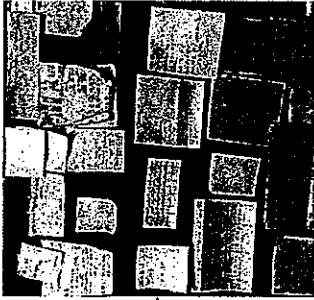


## 失敗の原因

資料2-2

クラウド活用事例

両国屋豆腐店  
(長野県富士見町)

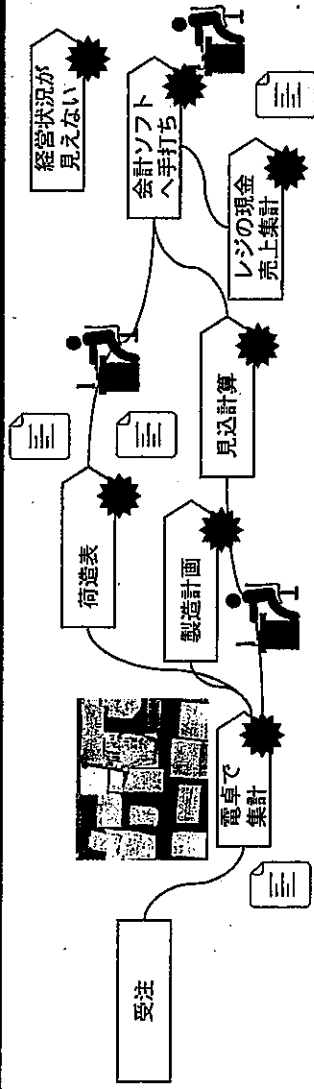


手書きの  
発注書を  
壁に貼り  
付け管理



納品書と請求  
書のためのシ  
ステムに手入  
力

改善前：社内の事務作業の大半が「手作業」

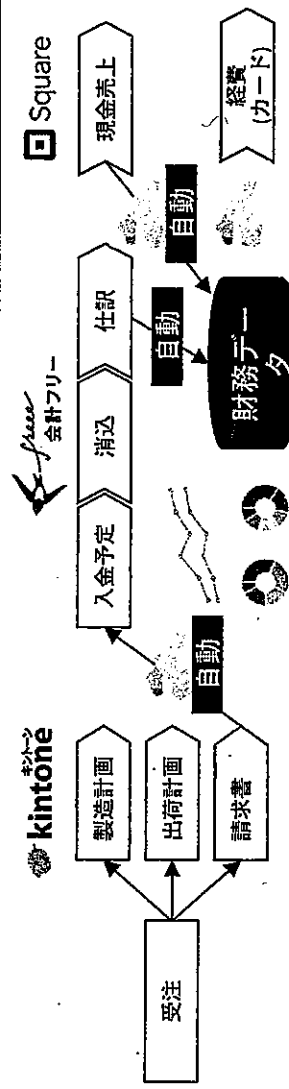


改善前

750時間/年

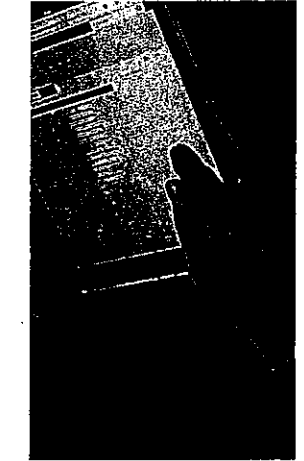


改善後：豆腐の受注から、請求、会計仕訳までを自動化

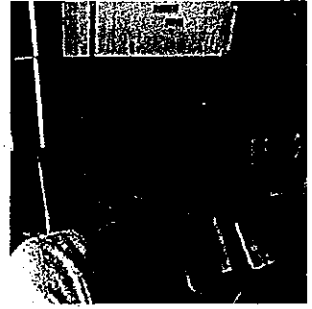


改善後

150時間/年



タブレットで受  
発注から製造  
計画まで一元  
化



クラウド会計  
システムによ  
り請求処理等  
が自動化

※資料提供：つづく株式会社



調査研究・研修・広聴広報・要請陳情等 活動実績報告書

報告者 藤井 大輔

整理番号	2012	使途項目	01_調査研究費	01_調査研究費・02_研修費 03_広聴広報費・04_要請陳情等活動費
活動期間	令和 元年 12月 26日 から 令和 元年 12月 27日 まで	活動の概要	中小企業のIT化等の勉強会	
	宇奈月国際ホテル でんき宇奈月 うなジオ 黒部市生地 皇国晴酒造	(内容) 中小企業の人手不足、長時間労働、 事業継承対策としてのIT化について  でんき宇奈月の取組について。  日本酒の輸出への取組について (詳細は別途報告書のとおり)	(備考)	
経費の内容		金額	経費の内容	金額
鉄道・バス			宿泊料	
タクシー			食事代 (2000+1500)	3,500
航空機			会費 資料代	1,000
自家用車	@37円 × km =	0	講師料負担 (55,000円÷8人)	6,875
リース車	@18円 × km =	0		
有料道	富山~黒部, 黒部~滑川	1,910		
駐車場	1,230円 680円		合計	13,285
《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。 枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)				

(注1) 備考欄または余白に、公共交通機関及び有料道路については利用区間、自家用車利用の場合は  
主な行程を記載すること。

(注2) 自家用車は利用距離数 (Km) をキロ数を入力すると金額が自動計算されます。

(注3) 経費項目の合計は自動計算されます。

收受 令和 2 年 2 月 5 日

決裁 令和 2 年 2 月 6 日

処理 令和 2 年 2 月 6 日

ご利用ありがとうございます。



料金所では一旦停車してください。

### 利用証明書

料金所 黒部  
お問い合わせは、中日本お客さまセンター  
フリーコール 0120-922-229  
上記番号をご使用になれないお客さまは  
TEL 052-223-0333 (有料)

19年12月26日15時15分  
車種 普通

通行料金 ¥1,230-  
(外泊)

-入口料金所- 富山  
[ ] 有効期限24年 9月  
会員番号 (支払 - 1回払い)  
\*\*\*\*\* [ ]  
通行料金は、消費税10%対象です。  
中日本高速道路株式会社  
愛知県名古屋市中区錦2-18-19  
取扱番号209-00071451-00

ご利用ありがとうございます。



料金所では一旦停車してください。

### 利用証明書

料金所 滑川  
お問い合わせは、中日本お客さまセンター  
フリーコール 0120-922-229  
上記番号をご使用になれないお客さまは  
TEL 052-223-0333 (有料)

19年12月27日12時35分

車種 普通

通行料金 ¥680-  
(外泊)

-入口料金所- 黒部  
[ ] 有効期限24年 9月  
会員番号 (支払 - 1回払い)  
\*\*\*\*\* [ ]  
通行料金は、消費税10%対象です。  
中日本高速道路株式会社  
愛知県名古屋市中区錦2-18-19  
取扱番号201-00881222-00

領 収 証

藤井 大輔

様 No. \_\_\_\_\_

★ ¥1,000.-

但 12/27 視察 資料代として  
2019年12月27日 上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額 \_\_\_\_\_  
消費税額等(%) \_\_\_\_\_

収 入  
印 紙

コクヨ ウケ-697

〒938-0282 富山県黒部市宇奈月温泉633-1  
一般社団法人でんき宇奈月  
代表理事 大橋 聡 司



# 領収書

No. 15

領収日 2019年12月26日

富山県議会議員会 令和の会 様

金額 55,000 円

講演会講師費用について

上記、正に領収いたしました。

収入印紙

内訳

税抜金額: 50,000円

消費税額等: 5,000円

〒386-0012

長野県 上田市中央6-3-41 2F

株式会社



自由民主党富山県議会議員会

令和の会（第3回勉強会・第3回視察研修会）報告書

2019年12月26日～27日

日時：令和元年12月26日16:00～20:30 場所：宇奈月国際ホテル  
405会議室

対応者：つづく株式会社 社長 井領明広 様

様 (アシスタント)

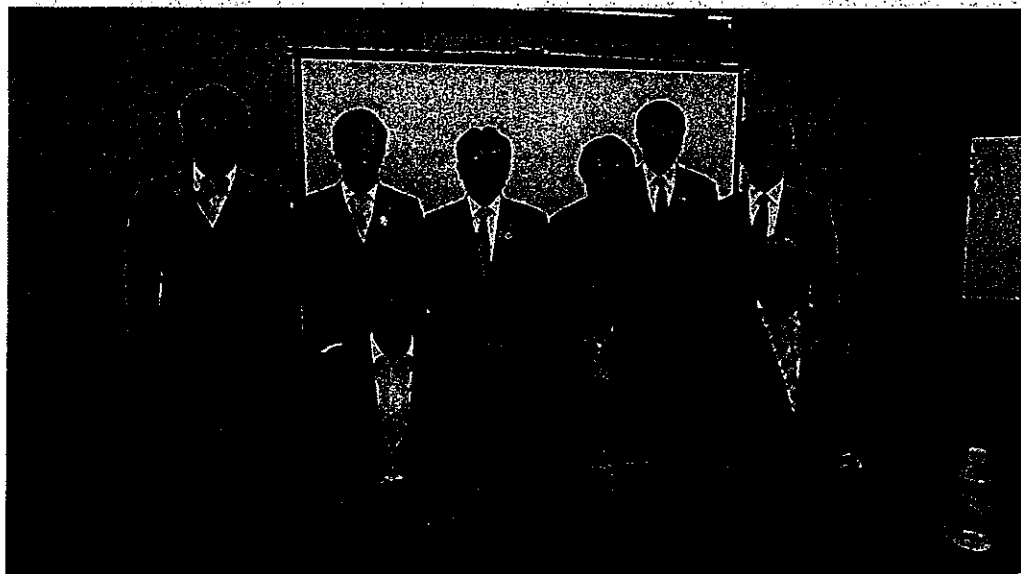
参加者：【 自民党議員会 令和の会議員 】川上 浩・八嶋浩久・藤井大輔  
針山健史・安達孝雄・瀬川侑希・大門良輔・澤崎豊

名刺交換、自己紹介のあと、川上浩県議が代表して挨拶を行い、『地方でIT化が進まない理由』などをテーマに井領氏に80分程度ご講演いただき、10分程度の質問時間を設けた。

多くのIT企業で、色々なクラウド技術、IT技術を用いて、経営のテクノロジー化、デジタル化を支援しているといっても、地方では、大体、実が伴わないことが大きな課題である。クラウド技術、IT技術を導入しても使いこなしているのは山手線の内側（インテリ企業・大企業）近くに技術者が揃っていると思われる地域に限定されている現状がある。

地方においてIT化を進めるには、課題（人手不足・長時間労働の常態化・事業継承が進まない）などを絶対解決するぞ、といった導入マインドが絶対に必要であり、やりきるまで関わっていく、フォローするという問屋的なサービスに焦点をあてるべきと、考えていくのが大切だと教えていただきました。

また豆腐屋さん、レタス農業の事例を交えてわかり易くご講演頂きました。



質

問

- ① つづく（株）さんは、顧問料、サポート料金なくて経営はなりたつのか？
- ② クラウド自体に実態があると聞いたが、どこにあるのでしょうか？
- ③ 会計のIT化・クラウド化が切り口でしたが、販売品の在庫・ロケーション管理についての企業文化には、どのように対応されているのか？
- ④ 公が関わっている事（例えば助成金等）は、あるのか？
- ⑤ 県議会なども配布資料が多く、議員の事務が煩雑解消できますか？
- ⑥ 例えば利益が出た時には、決算月の対応は？その後の情報交換会

【所感】

県内中小企業のクラウドツールの導入ハードルを下げるためにも、行政のデジタルトランスフォーメーションが急務と感じた。県議会や県庁内で、クラウド化の小さな成功事例を少しでも多く積み上げていくために、いま何ができるかを考えたい。



日時：令和元年12月27日9：00～10：00

視察先：立山黒部ジオパーク交流施設わくわく広場『うなジオ』

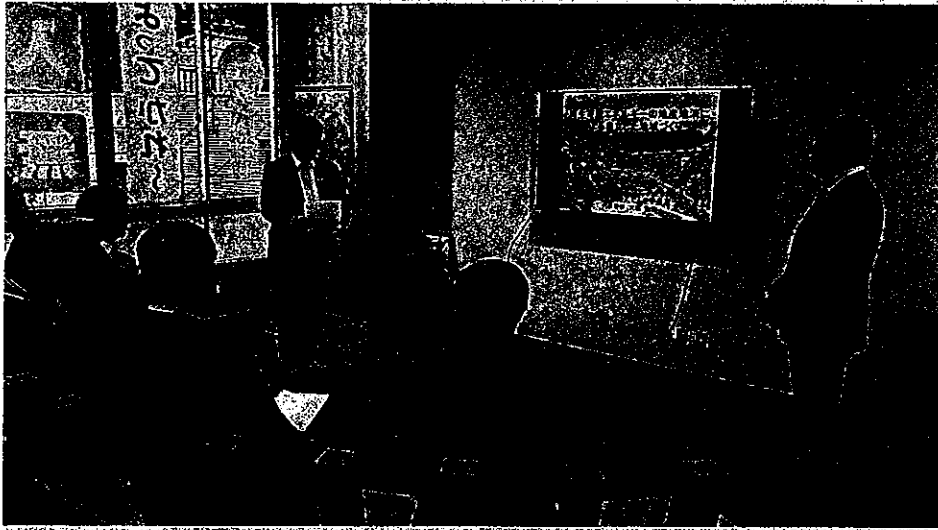
〒938-0282 黒部市宇奈月温泉63 090-6818-4572

対応者：一般社団法人 でんき宇奈月 代表理事 大橋 聡司 様

参加者：【 自民党議員会 令和の会議員 】川上 浩・八嶋浩久・藤井大輔  
針山健史・安達孝雄・瀬川侑希・大門良輔・澤崎 豊

宇奈月国際ホテルにて本日のスケジュール打合せ、資料の確認後、各自にて視察先に移動する。 川上浩県議が代表して挨拶を行い、大橋代表理事より低炭

素社会実現に向けた取組みをテーマに、マッターホルンの麓のまち、ツェルマツトを手本にした『でんき宇奈月プロジェクト』について40分程度ご講演いただき、20分程度、電気自動車バス『エミュー』への試乗や実際に運転させてもらったり、流木活用の発電施設、小水力発電の施設見学の時間を設けた。最後に各自名刺交換して、各自、次の視察先へ移動した。





【所感】

黒部市との協力体制ができていない、というのが意外。スイス・ツエルマットの視察を経てプロジェクト化し、実行に移していく過程が素晴らしいと感じた。観光以外に福祉分野でも転換できそうな取り組みだと思う。

日 時：令和元年12月27日10：30～13：00

視察先：皇国晴酒造株式会社 〒938-0066 黒部市生地296

TEL 076-425-1851 FAX 076-425-1857 対応者：代表取締役 岩瀬新吾 様

参加者：【自民党議員会 令和の会議員】川上 浩・八嶋浩久・藤井大輔

針山健史・安達孝雄・瀬川侑希・大門良輔・澤崎 豊

大変寒い日の視察となったが、時節柄、ちょうど日本酒造り、仕込みの真最中、施設見学のマナー、衛生面の注意事項、2種類のわき水の紹介、オリエンテーションを実施した後、日本酒づくり、販売、特に販路拡大に期待する日本酒輸出の可能性と課題やアイデアについて1時間程度の予定が盛り上がって

30分延長、90分ご講演いただきました。

その後、日本酒づくりの施設、米の洗浄 ⇒ 米蒸し ⇒ 麴づくり ⇒

タンク（仕込み完了） ⇒ タンク（発酵） ⇒ タンク内（点検）  
⇒ タンク（出来上がり）それぞれの作業工程の説明と見学を行った。

その後、日本酒の輸出政策についての諸課題について、レクチャーを受けながら、また提案も交えながら意見交換を行い、それからお互い謝辞を述べながら自己紹介、名刺交換して、お土産用日本酒の商品をご紹介、説明してもらい、少々、買物して、現地解散となった。







【所感】

規模を追わない経営方針に共感しつつも、せっかくの酒造技術を後世に伝えていくために、生産のIT化は必要なのではないかと感じた。また販路を海外に開拓する際に、展示会への参加以外の方法はないのか、考えてみたいと思う。

政務活動費対象事業実績報告書

報告者 藤井 大輔

整理番号	2109	事業概要	新聞購読費			
使途項目	07_資料購入費	01_調査研究費	02_研修費	03_広聴広報費	04_要請陳情等活動費	05_会議費
		06_資料作成費	07_資料購入費	08_事務所費	09_事務費	10_人件費
内容	・北日本新聞の購読					
上記事業に要した経費	経費の内容	金額(円)	備考			
	北日本新聞朝刊	3,380				
	《合計》	3,380				

《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)

2020年 1月分 領収証 発証No. 00016629-202001-1

**藤井 大輔 様**

新庄町3丁目7-31 7th ガーデン101

品名	部数	金額	合計金額
北日本新聞 朝刊		3,380*	<b>¥3,380*</b>

軽減税率対象 (消費税込み)

※お客様の個人情報は、当販売所において適切に管理し、新聞の配達・入金、販売所からの各種ご連絡、新聞・出版物等のご案内などに利用させていただきます。

2月の休刊日は10日(月)です。  
カード、コンビニ支払いもできます。

毎度ご購読有難うございます  
上記金額正に領収致しました  
年 月 日 領収

有) 北日本新聞新庄販売店  
富山市新庄町1丁目18-21  
Tel. 432-2758  
担当. クレジット

**北日本新聞**

領収印

収受 令和 2年 2月 5日  
 決裁 令和 2年 2月 17日  
 処理 令和 2年 2月 18日

政務活動費対象事業実績報告書

報告者 藤井 大輔

整理番号	2/10	事業概要	議員活動を行う事務所スタッフの人件費		
使途項目	10_人件費	01_調査研究費 ・ 02_研修費 ・ 03_広聴広報費 ・ 04_要請陳情等活動費 ・ 05_会議費 06_資料作成費 ・ 07_資料購入費 ・ 08_事務所費 ・ 09_事務費 ・ 10_人件費			
内容	議員活動を行う事務所スタッフの人件費 2019年度上半期分				
	・事務所スタッフ名 ████████氏 ・時給1000円×80時間=80,000円のうち、1/2分の40,000円を政務活動費として計上				
上記事業に要した経費	経費の内容	金額(円)	備考		
	事務所スタッフ人件費10月分	40,000	/		
	事務所スタッフ人件費11月分	40,000	/		
	事務所スタッフ人件費12月分	40,000	/		
	事務所スタッフ人件費1月分	40,000	/		
	《合計》	160,000			
《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)					

收受 令和 2 年 2 月 7 日  
 決裁 令和 2 年 2 月 17 日  
 処理 令和 2 年 2 月 18 日

# 勤 務 実 績 表

令和 1 年 10 月

氏名 XXXXXXXXXX

日	曜日	始業	終業	時間	日	曜日	始業	終業	時間
1	火	10:00	~ 16:00	5:00	16	水	~		
2	水		~		17	木	10:00	~ 16:00	5:00
3	木	10:00	~ 16:00	5:00	18	金	10:00	~ 16:00	5:00
4	金	10:00	~ 16:00	5:00	19	土		~	
5	土		~		20	日		~	
6	日		~		21	月	10:00	~ 16:00	5:00
7	月	10:00	~ 16:00	5:00	22	火	10:00	~ 16:00	5:00
8	火	10:00	~ 16:00	5:00	23	水		~	
9	水		~		24	木	10:00	~ 16:00	5:00
10	木	10:00	~ 16:00	5:00	25	金		~	
11	金		~		26	土		~	
12	土		~		27	日		~	
13	日		~		28	月	10:00	~ 16:00	5:00
14	月	10:00	~ 16:00	5:00	29	火	10:00	~ 16:00	5:00
15	火	10:00	~ 16:00	5:00	30	水		~	
					31	木	10:00	~ 16:00	5:00
		小 計		40:00			小 計		40:00
									80:00

(時給) 1,000 円 × 時間数 80:00

=支給額合計 ¥80,000

負担割合  
50.0%  
50.0%

## 領 収 書

自由民主党富山県議会議員会

藤井 大輔 様

10 月分給与として  
¥ 77,550

(内訳 給与80,000円、源泉所得税▲2,450円)

令和 1 年 10 月 3 日

上記金額を受け取りました。

XXXXXXXXXX

# 勤 務 実 績 表

令和 1 年 11 月

氏名 XXXXXXXXXX

日	曜日	始業	終業	時間	日	曜日	始業	終業	時間
1	金	10:00	~ 16:00	5:00	16	土	~		
2	土		~		17	日	~		
3	日		~		18	月	10:00	~ 16:00	5:00
4	月	10:00	~ 16:00	5:00	19	火	10:00	~ 16:00	5:00
5	火	10:00	~ 16:00	5:00	20	水	~		
6	水		~		21	木	10:00	~ 16:00	5:00
7	木	10:00	~ 16:00	5:00	22	金	10:00	~ 16:00	5:00
8	金		~		23	土	~		
9	土		~		24	日	~		
10	日		~		25	月	10:00	~ 16:00	5:00
11	月	10:00	~ 16:00	5:00	26	火	10:00	~ 16:00	5:00
12	火	10:00	~ 16:00	5:00	27	水	~		
13	水		~		28	木	10:00	~ 16:00	5:00
14	木	10:00	~ 16:00	5:00	29	金	10:00	~ 16:00	5:00
15	金	10:00	~ 16:00	5:00	30	土	~		
							~		
		小 計		40:00			小 計		40:00
									80:00

(時給) 1,000 円 × 時間数 80:00

=支給額合計 ¥80,000

負担割合  
50.0%  
50.0%

## 領 収 書

自由民主党富山県議会議員会  
藤井 大輔 様

// 月分給与として  
¥ 77,550

(内訳 給与80,000円、源泉所得税▲2,450円)

令和 1 年 11 月 30 日 /

上記金額を受け取りました。

XXXXXXXXXX

# 勤 務 実 績 表

令和 1 年 12 月

氏名 XXXXXXXXXX

日	曜日	始業	終業	時間	日	曜日	始業	終業	時間
1	日	~			16	月	10:00	~ 16:00	5:00
2	日	10:00	~ 16:00	5:00	17	火	10:00	~ 16:00	5:00
3	火	10:00	~ 16:00	5:00	18	水		~	
4	水	~			19	木	10:00	~ 16:00	5:00
5	木	10:00	~ 16:00	5:00	20	金	10:00	~ 16:00	5:00
6	金	10:00	~ 16:00	5:00	21	土		~	
7	土	~			22	日		~	
8	日	~			23	月	10:00	~ 16:00	5:00
9	月	10:00	~ 16:00	5:00	24	火	10:00	~ 16:00	5:00
10	火	10:00	~ 16:00	5:00	25	水		~	
11	水	10:00	~ 16:00	5:00	26	木		~	
12	木	10:00	~ 16:00	5:00	27	金	10:00	~ 16:00	5:00
13	金	10:00	~ 16:00	5:00	28	土		~	
14	土	~			29	日		~	
15	日	~			30	月		~	
					31	火		~	
		小 計		45:00			小 計		35:00
									80:00

(時給) 1,000 円 × 時間数 80:00

=支給額合計 ¥80,000

負担割合

50.0%

50.0%

## 領 収 書

自由民主党富山県議会議員会

藤井 大輔 様

12 月分給与として  
 辛 77,550

(内訳 給与80,000円/源泉所得税▲2,450円)

令和 1 年 12 月 31 日

上記金額を受け取りました。



# 勤務実績表

令和 2 年 1 月

氏名 XXXXXXXXXX

日	曜日	始業	終業	時間	日	曜日	始業	終業	時間
1	水	9:00	~ 18:00	8:00	16	月	10:00	~ 16:00	5:00
2	木	~			17	火	10:00	~ 16:00	5:00
3	金	~			18	水	~		
4	土	~			19	木	10:00	~ 16:00	5:00
5	日	~			20	金	10:00	~ 16:00	5:00
6	月	10:00	~ 16:00	5:00	21	土	~		
7	火	10:00	~ 16:00		22	日	~		
8	水	~		5:00	23	月	10:00	~ 16:00	5:00
9	木	10:00	~ 16:00		24	火	10:00	~ 16:00	5:00
10	金	10:00	~ 16:00		25	水	~		
11	土	~		5:00	26	木	10:00	~ 16:00	5:00
12	日	~			27	金	~		
13	月	10:00	~ 16:00		28	土	~		
14	火	10:00	~ 16:00		29	日	~		
15	水	~		5:00	30	月	10:00	~ 16:00	5:00
					31	火	14:00	~ 16:00	2:00
		小 計		38:00			小 計		42:00
									80:00

(時給) 1,000 円 × 時間数 80:00

=支給額合計 ¥80,000

負担割合

50.0%

50.0%

## 領 収 書

自由民主党富山県議会議員会

藤井 大輔 様

¥ / 月分給与として  
77,550

(内訳 給与80,000円、源泉所得税▲2,450円)

令和 2 年 / 月 3 / 日

上記金額を受け取りました。



政務活動費対象事業実績報告書

報告者 藤井 大輔

整理番号	2415	事業概要	新聞購読費			
使途項目	07_資料購入費	01_調査研究費	02_研修費	03_広聴広報費	04_要請陳情等活動費	05_会議費
		06_資料作成費	07_資料購入費	08_事務所費	09_事務費	10_人件費
内容	・北日本新聞の購読					
上記事業に要した経費	経費の内容	金額(円)	備考			
	北日本新聞朝刊 2月分	3,380	/			
	《合計》	3,380				

《領収書貼付枠》 (原則、領収書を微し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)

2020年 2月分 領収証 発証No. 00016629-202002-1

**藤井 大輔 様** / 新庄町3丁目7-31 アルプスガーデン101

銘柄	部数	金額	合計金額
北日本新聞 朝刊		3,380*	<b>¥3,380*</b>
軽減税率対象			(消費税込み)

※お客様の個人情報、当販売所において適切に管理し、新聞の配達・取金、販売所からの各種ご連絡、新聞・出版物等のご注文などに利用させていただきます。

3月の休刊日は16日(月)です。  
カード、コンビニ支払いもできます。

有) 北日本新聞新庄販売店  
富山市新庄町1丁目18-21  
Tel. 432-2758  
担当. クレジット

毎度ご購入有難うございます  
上記金額正に領収致しました  
年 月 日 領収

**北日本新聞**

領収印

収受 令和 2年 3月 12日  
 決裁 令和 2年 3月 19日  
 処理 令和 2年 3月 19日



政務活動費対象事業実績報告書

報告者 藤井 大輔

整理番号	2495	事業概要	車のリース代	
使途項目	09_事務費	01_調査研究費 ・ 02_研修費 ・ 03_広聴広報費 ・ 04_要請陳情等活動費 ・ 05_会議費 06_資料作成費 ・ 07_資料購入費 ・ 08_事務所費 ・ 09_事務費 ・ 10_人件費		
内容	車のリース代金 1/2分			
上記事業に要した経費	経費の内容	金額(円)	備考	
	2019年11月22日—2020年1月21日	39,380	78,760×1/2 初回支払い2か月分	
	《合計》	39,380	/	
《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)				
		20--1-27	78,760	ヤツクス

收受 令和2年3月12日  
 決裁 令和2年3月19日  
 処理 令和2年3月19日

# ジャックスリース契約書兼保証委託契約書

契約番号 XXXXXXXXXX  
 お客様が契約されるリース会社 (賃貸人)  
 ジャックスリース株式会社 御中  
 〒140-8517  
 東京都品川区東品川4-12-1  
 TEL03-6327-2200 FAX

賃借人及び連帯保証人は、ジャックスリース契約条項及び個人情報情報の取扱いに関する同意条項を承認の上、ジャックスリース契約及び保証委託契約を締結します。  
 賃借人及び連帯保証人は、本申込を行う者が先に記載された賃借人及び連帯保証人に相違ないことを確認するためならびに契約成立後の債権管理のため、貴社が住民票の写しを取得することに同意します。

契約日 2019年9月26日  
 お客様が契約される保証会社  
 株式会社ジャックス 御中  
 〒150-0013  
 東京都渋谷区恵比寿4丁目1番8号  
 カスタマーサービス TEL 046-233-1995

賃借人  
 住所 富山県上野原町新町2-39-1  
 氏名 (社名) 藤井 大輔

連帯保証人  
 住所  
 氏名 実印

契約書面を十分に読み、内容をよく理解いただいた上で署名捺印していただくようお願いいたします。  
 なお、本契約は訪問販売の場合でもクーリングオフの適用はありません。

連帯保証人  
 住所  
 氏名 実印

## ① リース自動車明細

車名	トヨタ アクア S STYLE BLACK CVT		
車両	登録番号	借受書記載の通り	
	車台番号	借受書記載の通り	
使用本拠地及び保管場所	自動車検査証記載の通り		

## ② リース料に含まれる費用

費用項目 (○は含む) (×は含まず)	○	自賠責保険料 初年度のみ	×	自動車取得税	×	メンテナンス・サービス費用 付属品等
	×	自動車重量税	○	登録諸費用	○	
	○	自動車税 全期間	×	自動車任意保険		

## ③ メンテナンス

メンテナンス項目 (○は含む) (×は含まず)	×	法定点検整備	×	タイヤ	本 本 本 個
	×	継続車検整備			
	×	故障修理 (臨時整備)			
	×	スケジューリング点検	×	バッテリー交換	
	×	オイル・油脂類交換	×	パンク修理	
	×	各種消耗品の補充	×	代車	
	×	エアコン修理			

## ④ リース期間

期間	60ヶ月	開始日	借受書記載の通り
----	------	-----	----------

## ⑤ リース料 および 消費税額

月額	リース料	35,800円	ボーナス	加算額	余白	別途	リース料	余白
60回	消費税	3,580円		消費税			消費税	
	合計	39,380円		合計			合計	
リース料総額		2,362,800円						

## ⑥ リース料の支払日 および 支払方法

支払日	リース開始月の翌々月27日より毎月27日口座振替	(リース期間)	(支払日)
支払方法	(初回のみ2ヶ月分、別途リース料を除く)	2019年11月22日	第1回 1月27日
		2020年11月21日	第2回 2月27日

## ⑦ 残価精算方式 (月間走行距離: 500 km)

クローズドエンド方式	リース満了時、残価は精算ありません。
------------	--------------------

## ⑧ 特約条項

- リース満了後の自動車の引揚げ・精算については賃貸人の提携会社と行うものとし賃借人は予めこれを了承したものとします。
- 車両に損傷のある場合は原状回復し返却するものとします。
- 事故車の場合は車両返却時に減価査定とします。

## ⑨ 販売店名

販売店名 有限会社カーショップ岡田  
 住所 富山県富山市新庄町3-7-34  
 電話番号 0764-31-7788

リースお支払明細書 **要保存**

930-0825

(利用明細番号 20190925600 )

( 1 / 1 )

富山市 上飯野新町 3-391

藤井 大輔 様



会員番号 [REDACTED]

この度は、ご利用いただきましてありがとうございます。  
 お客様のお支払の明細は、下記のとおりでございます。  
 代金は所定の方法でお支払願います。  
 「口座振替」でお申し込みされているお客様へ  
 弊社と本明細書記載以外のご契約があり、  
 かつ、ご指定口座が同一の場合は、合算した金額にてご請求  
 させていただきます。なお、お客様の個人情報保護のため、ご指定口座番号の  
 下3桁は\*で表示しております。

ご契約日	2019年 9月 26日	商品代金残金	
ご利用加盟店	ジャックスリース	分割手数料	
商 品 名	ア777	分割支払金合計	2,362,800
お支払回数	59回	お支払日	27日
お支払方法	口座振替	お支払済累計	

※お支払日は毎月27日にご指定口座から自動的に引落しさせていただきますが、引落しの日が金融機関の休業日にあたる場合は、翌営業日に引落しさせていただきます。  
 ※翌月1回払いで手数料がある場合、その金額には消費税が含まれます。  
 ※諸費用、留保設定費、事務手数料は第1回目分割支払金額に加算させていただきます。  
 ※2009年12月1日以降に訪問販売、電話勧誘販売、連鎖販売取引または特定継続的役務提供でお申込をされた方に大切なお知らせがあります。必ず裏面もご確認ください。

株式会社ジャックス  
 大阪カスタマーセンター  
 〒 560-0082  
 豊中市 新千里東町 1丁目5-3  
 千里朝日阪急ビル5F

備考  
 分割支払金合計額は、リース料お支払総額となります。  
 リース料お支払総額には、消費税が含まれています。  
 消費税は、契約書控えをご参照願います。

お問い合わせ先 ☎ 0570-55-0061  
 ※なお、本明細書は法令に基づき裏面も兼ねておりますので既に全額お支払済みのお客様にも発送させていただいております。

□ 座 振 替  
 ご指定口座

金 設 機 関	[REDACTED]
支 店	[REDACTED]
科目・口座番号	[REDACTED] ***
□ 座 名 義	ファイブアイズ

●お支払明細

回数	お支払年月	お支払金額	回数	お支払年月	お支払金額	回数	お支払年月	お支払金額	回数	お支払年月	お支払金額
1	20/ 1	78760	19	21/ 7	39380	37	23/ 1	39380	55	24/ 7	39380
2	20/ 2	39380	20	21/ 8	39380	38	23/ 2	39380	56	24/ 8	39380
3	20/ 3	39380	21	21/ 9	39380	39	23/ 3	39380	57	24/ 9	39380
4	20/ 4	39380	22	21/10	39380	40	23/ 4	39380	58	24/10	39380
5	20/ 5	39380	23	21/11	39380	41	23/ 5	39380	59	24/11	39380
6	20/ 6	39380	24	21/12	39380	42	23/ 6	39380		/	
7	20/ 7	39380	25	22/ 1	39380	43	23/ 7	39380		/	
8	20/ 8	39380	26	22/ 2	39380	44	23/ 8	39380		/	
9	20/ 9	39380	27	22/ 3	39380	45	23/ 9	39380		/	
10	20/10	39380	28	22/ 4	39380	46	23/10	39380		/	
11	20/11	39380	29	22/ 5	39380	47	23/11	39380		/	
12	20/12	39380	30	22/ 6	39380	48	23/12	39380		/	
13	21/ 1	39380	31	22/ 7	39380	49	24/ 1	39380		/	
14	21/ 2	39380	32	22/ 8	39380	50	24/ 2	39380		/	
15	21/ 3	39380	33	22/ 9	39380	51	24/ 3	39380		/	
16	21/ 4	39380	34	22/10	39380	52	24/ 4	39380		/	
17	21/ 5	39380	35	22/11	39380	53	24/ 5	39380		/	
18	21/ 6	39380	36	22/12	39380	54	24/ 6	39380		/	

→ \*印はお支払済、#印は一部お支払済

〒 930-0825  
富山県富山市  
上飯野新町3-391

2019年11月26日

藤井 大輔 様

〒 140-8517  
東京都品川区東品川4-12-1  
品川シーサイドサウスタワー17階  
ジャックスリース株式会社  
TEL: 03-6327-2200

## 書類送付のご案内

この度は、弊社のリースをご成約いただき厚く御礼申し上げます。

下記書類を送付致しますので、ご査収下さいますようお願い申し上げます。

- ・ジャックスリース契約書兼保証委託契約書 写し
- ・自動車借受書 写し

以上

\*お客様控えとなりますので、お手元に保管お願い致します  
今後とも宜しくお願い致します。

契約先	藤井 大輔
契約NO	■■■■■■■■■■
車名	トヨタ アクア
登録番号	■■■■■■■■■■
車台番号	■■■■■■■■■■
リース開始日	2019年11月22日
リース終了日	2024年11月21日
車検満了日	2022年11月21日

< 賃貸人 >

〒140-8517

東京都品川区東品川4-12-1

品川シーサイドサウスタワー17階

ジャックスリース株式会社 御中

## 借受書 (自動車リース)

契約番号 XXXXXXXXXX

契約日 2019年 9月 26日

賃借人は、賃貸人とのリース契約に基づいて、下記物件の引渡を受け、検査の結果  
瑕疵がなかったことにより、本日正に借り受けましたので本証を提出いたします。

車名	トヨタ アクア S STYLE BLACK CVT		
登録番号 車台番号	<span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span> <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>		
登録日 (リース開始日)	2019年11月22日	引渡完了日	2019年11月22日
付属品等	付属品		

(賃借人) 住所

富山市上銀町新町3-39/

氏名  
(社名)

藤井 大輔

(契約書と同じ印を押印願います)

# ジャックスリース契約条項

(以下、申込者及び貸借人を「甲」、貸借人を「乙」、保証会社を「丙」という。)

第1条 (リース契約) 1. 乙はジャックスリース契約条項の定めるところにより、表記①に記載の自動車(以下、「自動車」という)を甲にリース(賃貸)し、甲はこれを借り受けます。  
2. ジャックスリース契約(以下、「自動車リース契約」という)は、甲、丙間の保証委託契約が成立し、乙が所定の手続きを経て自動車リース契約の締結を承認したときに成立するものとします。  
3. 甲及び乙は、自動車リース契約の履行にあたっては、道路交通法、道路運送車両法、自動車の保管場所の確保等に関する法律等の諸法令を遵守するものとします。  
4. 甲及び乙は、乙を自動車検査証上の所有者、甲を自動車検査証上の使用者として自動車を登録することに合意するものとします。  
5. 自動車リース契約は、自動車リース契約条項及び法令に定める場合を除き、第4条に定めるリース期間の途中で解除又は解約ができないものとします。

第2条 (自動車の引渡し) 1. 乙は、自ら又は乙の指定する者を介して、甲に自動車を引渡すものとします。  
2. 甲は、自動車の引渡しを受けた後、直ちに自動車を点検し、自動車に瑕疵がないことを確認の上、自動車借受書に乙に交付するものとします。  
3. 甲が乙に自動車借受書を交付したことをもって、乙から甲への自動車の引渡しが完了したものとします。  
4. 甲が自動車を点検する際に自動車の瑕疵を発見したときは、甲は直ちにその旨を書面にて乙に通知するものとし、この瑕疵の取扱いについて第13条に従うものとします。但し、甲がこれを発見した場合には、自動車は完全な状態で引渡されたものとみなします。  
5. 天災地変、戦争、暴動、内乱、法令の改廃・制定、公権力による命令・処分、ストライキその他の争議行為、輸送機関の事故、販売店に起因する引渡しの遅延(登録又は引渡しの遅延)、その他乙の責に帰し得ない事由による自動車の引渡し遅延又は引渡し不能の場合、乙は一切の責任を負わないものとします。  
6. 甲が正当な理由なく自動車の引渡しを拒み又は甲の責に帰すべき事由により乙が自動車を引渡すことができない場合は、乙は、何ら催告することなく通知のみで、自動車リース契約を解除することができるものとします。この場合、第22条に従うものとします。

第3条 (自動車の使用・保管) 1. 甲は、自動車の引渡しを受けた時から善良な管理者の注意をもって自動車を保管・使用するものとし、使用・保管に際しては、法令及び公庁の規則並びに自動車製造会社の定める取扱説明書及び登録簿の指示事項を遵守するものとします。  
2. 甲は、自動車の登録の際に申請した使用の本拠の位置及び保管場所にて自動車を保管・使用するものとします。  
3. 甲は、自動車を安全で良好な状態に保つよう、運行前点検及び日常の点検・整備並びに法令に基づく点検検査を受ける等、自動車の維持管理を行うものとします。  
4. 甲は、自動車が故障を受けたときは、その原因のいかんを問わず修繕・修復を行います。また、自動車が修理不能な場合は、第19条の規定に従うものとします。  
5. 前各項のために要した一切の費用については、リース料に含まれるものを除いて、甲の負担とします。

第4条 (リース期間) リース期間は、表記④に記載のとおりとします。  
第5条 (リース料及び支払方法) 1. 甲は、表記⑤に記載のリース料を乙へ支払うものとします。  
2. リース料の支払方法及び支払日は、表記⑤に記載のとおりとします。  
3. リース料に含まれる費用等は、表記⑤、⑥に記載のとおりとします。  
4. 甲は、リース期間中、理由のいかんを問わず、乙に対するリース料、その他自動車リース契約に基づく債務の減免、又は、弁済の猶予を受けることはできないものとします。

第6条 (別枠リース料) 別枠リース料が発生する場合は、甲は、表記⑤に記載のとおりリース料とは別に、自動車リース契約成立と同時に別枠リース料を乙に支払うものとします。

第7条 (消費税額及び支払方法) 甲は、消費税法の税率に基づき消費税並びに地方消費税に相当する額(以下、「消費税額等」という)をリース料に付加して乙に支払うものとします。

第8条 (禁止行為等) 1. 甲は、自動車リース契約に基づき乙に対して負担する債務と、又はその継承人に対して有する債権とを相殺できないものとします。  
2. 甲は、自動車第三者へ譲渡、転貸、担保等に差し入れたり、その他乙の所有権を侵害するような行為を一切しないものとします。  
3. 甲は、乙の事前の書面による承諾を得なければ、次の各号の行為ができないものとします。  
①自動車に特別仕様部品、機器類を装着する等、自動車の原状を変更すること。  
②自動車検査証の記載を変更し、又は自動車の用途、使用の本拠の位置、保管場所等を変更すること。  
4. 甲は、日本国内のみで自動車を運転し、日本国外に自動車を持ち出すことはできないものとします。  
5. 自動車に装着又は貼付した他の物品の所有権は、乙が書面により甲の所有権を認めた場合を除き、すべて無償で乙に帰属します。  
6. 第三者が自動車についての権利を主張し、又は保全処分もしくは強制執行等により乙の権利を侵害する恐れが生じた場合は、甲は、乙の所有自動車であることを主張証明してその侵害を防ぐとともに、その事実を直ちに書面にて乙に報告します。  
7. 本条において、乙が自動車リース契約に定める乙の権利を保全するために必要な措置をとったときは、甲は乙の支払った全ての費用(口座振替手数料、借付費用、自動車引取費用、訴訟・保全費用及びその弁護士費用並びに処分までの保管費用等)を負担します。

第9条 (自動車の点検等) 1. 甲は、乙又は乙の指定する者から、自動車の現況及び使用、保管の状況を点検・検査するため、自動車の保管場所等に立ち入り又は説明・資料の提供等の申入れがあった場合は、異議なくこれに応じます。  
2. 甲は、乙から自動車に乙の所有を明示する表示、標識等を設置するよう申入れがあった場合は、異議なくこれに応じます。

第10条 (権利の移転に伴う自動車の登録等) 1. 甲は、乙が陸運支局、自動車検査登録情報協会もしくは全国軽自動車協会連合会等から自動車の登録情報の提供を受け、自動車の管理その他の目的で利用・活用することについて、あらかじめ同意します。  
2. 乙において、商号変更、住所変更又は合併・会社分割・事業譲渡等に基づく自動車の所有権移転等が生じ、道路運送車両法に基づく変更登録・移転登録、検査証記入申請を行う必要が生じた場合は、乙がこの変更登録・移転登録、検査証記入申請を行うことは甲はあらかじめ承諾するとともに、甲を代理して自動車検査証等の記載事項の変更手続きを行うことをあらかじめ承諾します。また、これらの手続きに関連して甲にて対応する事項がある場合は、これに協力します。

第11条 (契約走行距離) 1. 自動車の契約走行距離は、表記の付随条件に定めるとおりとします。  
2. 自動車リース契約の満了より返還された自動車の実走行距離が、前項の契約走行距離を著しく超過したことに伴い、乙が追加補修・メンテナンス等を行った場合及び自動車価値の減少等の損害を被った場合には、甲はこれらの補修費用及び損害額を乙に支払うものとします。  
3. 返還された時点の自動車の実走行距離が、契約走行距離に満たない場合であっても、これを理由として甲が乙に対しリース料の減額又は返還等を請求することはできないものとします。

第12条 (保険契約) 1. 乙は、自動車について、表記②に記載のとおりリース料の中に自動車損害賠償責任保険料が含まれる場合は、法令に基づく自動車損害賠償責任保険契約を締結します。但し、リース料に自動車損害賠償責任保険料が含まれない場合は、甲は、自動車リース契約とは別に、甲の責任と費用により、自動車損害賠償責任保険契約を締結し、自動車損害賠償責任保険契約の写しを乙に提出し、リース期間中これを継続するものとします。  
2. 乙は、自動車について、表記②に記載のとおりリース料の中に自動車任意保険料が含まれる場合は、自動車任意保険契約(車両保険の被保険者は乙)を締結の上、リース期間中これを継続し、乙は保証証券の原本を保管するものとします。  
3. 甲は、乙の承諾を得て、保険契約を保険会社と甲との間で締結することができます。その場合は、車両保険については乙を被保険者とします。また、甲は保険申込書の写しを保険契約締結後直ちに乙に提出するものとします。但し、この場合、当該保険契約の締結については乙は責任を負いません。  
4. 前各項の保険契約により補填されない損害(保険適用外、保険金額超過、保険免責等)については、一切が甲が負担するものとします。  
5. 保険契約自体に関する取扱は、保険会社の約款・取扱規定に従うものとします。

第13条 (自動車の瑕疵) 1. 自動車の規格、仕様、品質、性能等に隠れた瑕疵があった場合、並びに自動車の選択、決定に際して甲に錯誤があった場合においても、乙は、瑕疵の修補及び瑕疵に起因するもの賠償等(以下、「修補等」という)及び甲の錯誤に因して、一切の責任を負わないものとします。  
2. 引渡し時に発見された自動車の瑕疵及び引渡し後に発見された自動車の瑕疵について、甲は販売店に対して直接、修補等を請求するものとします。なお、瑕疵の修補の範囲、条件については自動車の保証の定めに従います。なお、乙は、甲の販売店に対する請求権行使のため乙が必要と認める範囲でこの協力を要するものとします。  
3. 甲は、前項に基づいて販売店に対し修補等を請求する場合においても、リース料その他自動車リース契約に基づく債務の減免、又は弁済の猶予を受けることや自動車リース契約の変更はできません。

第14条 (メンテナンス・サービス) 1. リース料の中にメンテナンス・サービス料が含まれる場合は、甲、リース期間中、乙の定めるメンテナンス工場(以下、「メンテナンス工場」という)で、メンテナンス・サービスを受けるものとします。  
2. 甲は、前項のメンテナンス・サービスを受けるときは、メンテナンス工場に事前に通達し、メンテナンス・サービスを受ける場所及び日時等につきメンテナンス工場と協議の上決定するものとします。  
3. 甲が、やむを得ず他の整備工場で整備・修理を受ける場合には、事前に乙の了解を得てこれを行うものとします。  
4. 甲は、第1項のメンテナンス・サービスを受けない場合でも、リース料の支払い、その他自動車リース契約に基づく債務の弁済を免れることはできず、乙に対してメンテナンス・サービス料の償還を請求することはできないものとします。  
5. 次の場合の修繕等の費用は甲の負担とします。  
①甲の故意もしくは過失に起因する修繕等の費用。  
なお、甲が定められたメンテナンス・サービスの全部又は一部を受けなかったことにより自動車に不具合が生じた場合の修繕の費用を含むものとします。  
②第12条による保険金で補填されない修繕等(保険対象外及び保険金超過分)の費用。  
③甲が第3項の規定に反して乙の了解を得ず、他の整備工場で、独自に行った整備・修理費用。  
④表記③に記載のメンテナンス・サービス項目以外の項目について行った整備・修理等の費用。

第15条 (車検拒否割合にかかわる警察等への確認に関する同意) 1. 甲は、メンテナンス工場が自動車の継続検査等の手続きを代行するときに、放置違反金滞納の有無を確認するために、一般社団法人日本自動車整備協会連合会のホームページを利用してインターネット照会を行うことにあらかじめ同意するものとします。また、インターネット照会の結果、メンテナンス工場が各都道府県警察に対してのファックスによる照会を要する場合は、甲は所定の同意書に自署又は捺印するものとします。  
2. 放置違反金の滞納に起因して自動車の継続検査が遅延又は不能となっても乙は一切の責任を負わないものとします。なお、放置違反金の滞納等に起因して「保安基準適合証」の有効期限が切れた場合、「公安基準適合証」の再取得にかかわる一切の費用は甲が負担するものとします。

第16条 (代車) 1. 乙は、表記③に記載のメンテナンス・サービスを含む場合に限り、乙又はメンテナンス工場の選定する代車を甲に貸与します。但し、代車に付保されている保険金額等はリースを受けた自動車と異なることがあるものとし、甲は、これについてあらかじめ承諾するものとします。  
2. 甲は、代車の使用・保管にあたっては、自動車リース契約に定められたリースを受けた自動車と同様の管理を行うものとします。  
3. 甲は、代車の貸与中に、当該代車に関し道路交通法に定める違法駐車をしたときは、自ら違法駐車に係る反則金を納付し、違法駐車に伴うレッカー移動、保管などの賠償費用を負担するものとします。乙は、警察から代車の放置駐車違反の連絡を受け、その旨を甲に通知した場合は同様とします。  
4. 甲は、代車が設置された場合には、乙の甲に通知した乙又は乙の委託により代車を提供した者が代車を警察から引取る場合があることに異議なく承諾するものとします。  
5. 甲が代車貸与中に違法駐車をしたことにより、乙又は乙の委託により代車を提供した者が道路交通法第51条の4第1項の放置反則金を受け、放置違反金を納付した場合等又は代車の引取りに要し費用を負担した場合には、甲は乙に対して放置違反金相当額及び乙が負担した費用について賠償する責任を負うものとします。この場合、甲は、乙に対して、直ちにこれら金額を支払うものとします。

第17条 (事故処理) 1. 自動車に係る事故発生の場合、甲は自らもしくは運転者をして、道路交通法第72条に基づき、直ちに事故現場における危険防止措置並びに関係者の救護措置を講じるとともに、最寄りの警察署に届け出るものとします。  
2. 前項の場合、甲は、直ちに事故発生及びその内容を書面にて乙及び保険会社に通知するとともに、事故処理にあたるものとします。  
3. 事故の処置にあたっては、甲は、保険会社に示談交渉権がある場合を除き自主的に解決を図るものとし、乙又は保険会社に不利な内容の契約を第三者との間で締結しないものとします。なお、その際、乙又は保険会社の援助を要する場合には、乙は保険会社と連絡し乙が認める範囲内でこれに協力するものとします。  
4. 事故解決にあたって、甲及び乙は保険金請求に必要な書類の提出など解決に向けて協力するものとします。

第18条 (損害賠償) 次の各号に定める損害が生じたときは、甲はそれを引き受けて賠償するものとし、乙はこれを賠償したときは、甲は、乙の請求があり次第、直ちにその賠償額及び問題解決に要した費用(弁護士費用を含む)を乙に支払うものとします。  
①甲による自動車又はメンテナンス・サービス中の代車の使用・保管に起因して、第三者に対し、人的又は物的損害(盗難又は自動車より引き起こされた事故による人的又は物的損害を含む)が発生した場合。  
②甲が自動車リース契約に違反したため、乙に損害(乙が第三者から損害賠償請求を受けた場合の当該第三者の損害を含む)が発生した場合。

第19条 (自動車の滅失・毀損) 1. 自動車の返還までに生じた自動車の盗難、火災、風水害、地震その他甲乙いずれの責任にも帰さない事由によって生じた自動車の滅失、毀損その他の一切の危険は、すべて甲が負担するものとします。  
2. 盗難、盗難その他の事由により、自動車の占有を失ったときは、甲は、盗難届又は紛失届を速やかに所轄の警察署に提出するものとします。  
3. 自動車に盗難に際し、もしくは滅失(所有権の侵害を含む)し、又は修理不能の損傷を受けた場合には、乙は、甲に通知して、自動車リース契約を終了させることができます。この場合には、甲は、乙に代して残存価格(以下、「残価」という)とリース料の残額及び使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づくリサイクル料金等(以下、「リサイクル料金」という)の合計額から表記④に記載のうちの支出を要しなくなった費用を差し引いた金額を、中途解約金として直ちに乙に支払うものとします。  
4. 乙が保険会社から支払を受ける自動車に生じた損傷に係る保険金は、自動車の所有者である乙に帰属します。第3項の場合で、乙が、保険会社から自動車に生じた損傷に係る保険金の支払いを受けたときは、乙は、乙の受取金額を限度として、甲が支払うべき2項の金額に充当するものとします。  
5. 前3項の場合で、甲が、保険会社から自動車に生じた損傷に係る保険金の支払いを受けたときは、甲は、受領した金額を直ちに乙に交付し、乙は乙の受取金額を限度として、甲が支払うべき3項の金額に充当するものとします。

第20条 (費用の変動) 1. 甲は、自動車リース契約が締結された後に次の各号の事由によりリース料に含まれる費用の増加及び追加が生じた場合は、その増加及び追加した費用を負担します。また、支払方法については、乙の定めによるものとします。  
①法令又は公庁の指示により自動車の仕様変更等に伴う整備、部品取付、交換などが生じたとき。  
②登録費用、自動車税その他の租税公課に新設、変更等が生じたとき。  
③自動車損害賠償責任保険料が増額されたとき。  
④自動車保険の保険条件の変更等により保険料が増額されたとき。  
2. 表記④記載の消費税額等は、本契約の成立日現在の消費税率により計算したものであり、当該税率が変更されたときは、甲はその変更後の税率により計算した消費税額等を乙に支払うものとします。

第21条 (期間の利益喪失) 1. 甲が次の各号の一にでも該当する事由が生じた場合には、甲は、乙からの何らの通知、催告によらず自動車リース契約に基づく債務について期限の利益を失うものとし、直ちにリース料の残額全部を支払い、自動車を返還します。  
①リース料その他の乙に対する金銭債務の支払いを1回でも怠ったとき。  
②一般の支払いを停止したとき、又は小切手もしくは手形の不渡りを一回でも発生させたとき。  
③倒産、破産、仮倒産、破産、競売の申立、公租公課滞納処分を受け、又は、長年再生手続開始、清算、特別清算、破産手続開始、会社更生手続開始、負債整理のための特定調停の申立を、もしくは私的整理(任意整理)などに入ったとき。

④営業の廃止、解散の決議をし、又は官公庁から業務停止、その他業務継続不能の処分を受けたとき。  
⑤後見開始もしくは補佐開始の審判を受けたとき、又は逃亡、失踪もしくは刑事上の訴追を受けたとき。  
⑥死亡したとき。  
⑦経営が相当悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当の事由があるとき。  
⑧自動車について必要な保存行為をしないとき。  
⑨自動車リース契約の条項又は乙との間のその他の契約条項の一にでも違反したとき、又は乙が期間を定めてその違反の是正を催告したにもかかわらず、甲がこれに応じないとき。  
⑩連帯保証人が前記各号の一にでも該当した場合において、乙及び丙が相当と認める保証人を追加提供しなかったとき。  
⑪前各号のほか、乙の借借保全のために必要と認められる相当の事由が発生したとき。  
⑫この契約以外の乙及び丙に対する金銭債務の支払を1回でも怠ったとき。

第22条 (契約解除) 1. 乙は、甲が前条第1項各号の一にでも該当する事由が生じた場合には、何らの催告なしに通知のみで、自動車リース契約を解除することができます。  
2. 前項により、自動車リース契約がリース期間開始前に解除されたときは、甲はリース料に含まれる費用、自動車の処分損等、乙が被った損害を賠償するものとします。  
3. 第1項により、自動車リース契約がリース期間開始後に解除されたときは、甲は乙に対して、リース料残金額と残金の合計額および乙の被った損害を、賠償するものとします。また、自動車が永久抹消登録となる場合は、リサイクル料金等相当額を併せて支払うものとします。

第23条 (再リース) 1. 甲は、リース期間満了後も引き続きリースを希望する場合は、乙に対してリース期間満了の60日前までに、書面により、契約の更新を申請することができます。  
2. 前項の契約更新については、新規申込みと同様の手続きにより乙及び丙の承諾を得て契約を行います。契約更新後のリース料、リース期間、支払方法、その他の条件については、甲・乙協議のうえ、これを決定するものとします。

第24条 (自動車の返還) 1. 自動車リース契約がリース期間の満了又は契約解除等により終了したとき又は甲が自動車の使用権限を失ったときは、甲は、自動車の通常損耗と第8条第3項によって乙が承諾したものを除き自動車を原状に修復した上、直ちに自動車を乙の指定する場所に返還し、その費用を負担します。  
2. 前項の規定にかかわらず、表記②に「オープンエンド方式」と記載された場合において、この契約がリース期間満了により終了した場合に限り、甲は自動車を現状(第8条第5項により、甲の所有権を認められたもの及び第三者が所有権を認められたものについては原状に修復します。)にて乙の指定した場所で返還することとします。  
3. 自動車の返還が遅延した場合には、甲は、返還完了までに自動車リース契約に定めたリース料相当額の損害金を支払うとともに、自動車リース契約の諸条項に従います。  
4. 甲が自動車の返還を遅延した場合には、乙は乙の指定する者は通知、催告なしに自動車をその所在地から引揚げることもできるものとし、甲はこれを妨害したり拒むことはできません。この場合、甲は自動車の引揚げ等に要した一切の費用を直ちに乙に支払います。  
5. 甲は自動車を返還する場合、当該自動車に付随する自動車検査証及び自動車損害賠償責任保険証明書と同時に返還するものとします。

第25条 (解除又は満了時の清算) 1. 表記②によって残債の記載がある場合、自動車が返還されたときは返還時における一般財団法人日本自動車査定協会、その他公正な機関の評価に基づき詳細額(以下「詳細額」という)から査定評価に要した費用を控除した残債額が表記②の残債額を下回った場合にはその差額を甲が乙又は乙の提携会社に、上回った場合にはその差額を乙又は乙の提携会社が甲に支払います。甲、査定評価に要した費用は甲の負担とします。  
2. 前項の規定において、甲は自動車の登録抹消費用、運送費用等一切の費用を別途乙に支払うものとします。  
3. 第22条の規定により、自動車リース契約が解除され、甲が乙に対して自動車を返還した場合には、返還時における詳細額から査定評価に要した金額を控除した残債額と第22条第3項に基づいて甲が乙に支払った金額の合計額が同項において甲が負担した金額を超えたときは、乙は甲に対し同項において甲が負担する金額を上限として、その超過金額を返還するものとします。

【保証委託契約約款】

第26条 (保証委託及び基金代行) 1. 甲は、リース料支払債務、残債の清算に係る支払債務その他自動車リース契約に基づき乙に対して負担する一切の債務を、丙に連帯保証することを委託し、丙はこれを承諾するものとします。  
2. 前項に基づく丙の保証の受託は、丙が所定の手続きをもって連帯保証することの承諾を乙に通知した時に成立するものとします。  
3. 甲は、丙が乙から委託を受けて、甲が乙に支払うリース料の請求、基金及び通知、催告を代行することを承諾します。この場合、甲が丙に支払うことにより乙への支払いがなされたものとします。

第27条 (保証債務の履行) 丙は、甲が第21条第1項の各号の一にでも該当したとき甲及び連帯保証人に対する事前通知なしに、いつでも乙に保証債務の一部又は全部の履行ができるものとします。

第28条 (求償権の事前行使) 甲が次の各号のいずれかに該当した場合、甲は甲に対し保証債務の履行前であっても保証債務の全額について事前求償権を行使することができるものとします。  
①第21条第1項の各号の一にでも該当したとき。  
②自動車リース契約が解除されたとき。  
③失踪し又は刑事上の訴追を受け、もしくは保証委託契約以外の契約に基づく債務について期限の利益を失うなど信用状態が著しく悪化したとき。

第29条 (求償権の行使) 丙が乙に対して、保証債務を履行した場合、甲は、保証債務履行額、保証債務履行に要した費用、及びこれらに対する遅延損害金として、保証債務の履行日の翌日から支払完了日までの年14.60%の割合による金額(但し、保証委託契約が甲にとって営業のためのものである場合は、当該金額に対して年20.00%の割合による金額)並びに求償権の行使に要した費用その他一切の損害を、丙の請求により直ちに丙に支払うものとします。  
この場合、甲が乙に対抗できる事由があっても、これをもって丙の求償権の行使には対抗できないものとします。

第30条 (自動車の預り) 1. 甲が次の各号のいずれかに該当した場合、丙が求償権の保全のために必要と判断し、丙から自動車の一時的預かりを要求されたときは、丙の保証債務の履行前であっても、甲は、直ちに自動車を丙に引渡します。  
①第21条第1項の各号に該当したとき。  
②自動車リース契約が解除されたとき。  
甲は、前項に基づき丙に自動車を引渡した場合であっても、乙に対するリース料の支払いを免れることはできないものとします。

第31条 (自動車の所有権) 1. 甲及び連帯保証人は、甲が乙に保証債務を履行したとき、又は保証債務履行前でも丙が要請し、乙が同意したときは、自動車の所有権が乙から丙に移転することについて、あらかじめ承諾します。  
前項より自動車の所有権が乙から丙に移転したときは、丙は、客観的にみて相当な価格をもって自車を処分し、保証委託契約に基づく債務及び自動車の引取り・保管・査定・換価に要する費用の弁済に充当することができるものとします。  
お、この場合自動車に付加され一体となっているもの及び自動車の常用に供するために自動車に付属しているものがあるときは、自動車の処分に従うものとし、自動車の評価に含めるものとします。  
丙は、使用済み自動車の再資源化等に関する法律に基づくリサイクル料金等その他自動車の処分に伴って発生する費用及び料金等対価を受領し、甲が保証委託契約に基づき丙に対して負担する債務に充当することができるものとします。

【共通約款】

第32条 (通知及び報告) 1. 甲又は連帯保証人は、住所、氏名、商号、代表者、勤務先等の変更があったとき、財産、経営、業況の重要な変更、変化があったとき及び甲又は連帯保証人に係る後見人、保佐人、補助人、後見監督人等が選任された場合には、登記事項証明書等を添付の上、直ちに書面にて乙及び丙に通知します。甲は、乙又は丙から請求があったときは、甲の事業又は勤務先の状況及び自動車の使用、保管の状況

等を報告し、毎決算期の決算書類その他乙又は丙の指定する関係書類を提出します。  
3. 乙において甲又は連帯保証人に対する通知を要するが生じたときは、書面による変更の通知がない限り、自動車リース契約の住所簿、氏名簿の記載に従って通知します。通知を受けた甲又は連帯保証人の住所に差し出されたにもかかわらず、甲又は連帯保証人に届かず、又は到着しなかった場合でも、通常到着すべき時に到着したものとみなします。  
4. 甲及び連帯保証人は、前項の延着又は不着により生じた損害及び不利益を、乙及び丙に対し主張できません。  
5. 甲又は連帯保証人が、第1項の書面による通知を怠ったため、乙からなされた自動車リース契約又は保証委託契約に関する通知が、延着又は到着しなかった場合は、その通知が通常到着すべき時に到着したものとします。  
6. 甲又は連帯保証人に発送した通知が、不在のため郵便局に留置されたときは、留置期間満了時に甲又は連帯保証人に対し通知が到着したものとみなします。  
7. 甲及び連帯保証人は、その財産、収入、信用等を丙又は乙の委託するものが調査しても何ら異議はないものとします。

第33条 (遅延損害金) 甲が自動車リース契約及び保証委託契約に基づく乙又は丙に対する支払いを遅延した場合には、甲は、支払うべき金額に対して年14.60%の割合による遅延損害金を支払います。但し、自動車リース契約及び保証委託契約が甲にとって営業のためのものである場合は、当該金額に対して年20.00%の割合による遅延損害金を支払います。

第34条 (連帯保証人) 1. 連帯保証人は、表記事項、自動車リース契約及び保証委託契約の各約款の条項を承認の上自動車リース契約及び保証委託契約に基づく甲の一切の債務について、甲と連帯して保証債務を負うものとします。  
2. 連帯保証人は、乙又は丙がその都合によって担保又は他の保証を変更、解除しても、免責の主張及び損害賠償の請求をしないものとします。  
3. 連帯保証人が乙に対して丙の保証に係る自動車リース契約に基づく債務につき保証をし、又は担保の提供をしたときは、丙と連帯保証人との間の求償及び代位の関係は次のとおりとします。  
①丙が保証債務の履行をしたときは、連帯保証人は丙に対して当該保証債務履行額の全額を支払い、丙に対し、負担部分の免責の主張をしません。  
②丙が保証債務を履行したときは、連帯保証人が当該債務につき乙に提供した担保の全部について丙が乙に代位し、乙の有していた一切の権利を行使することができます。  
③連帯保証人が乙に対する自己の保証債務を弁済したときは、連帯保証人は、丙に対して何らの求償をしません。

第35条 (費用負担) 甲は自動車リース契約及び保証委託契約に基づく次の各号の費用を負担するものとします。  
①リース料、各種損害金、その他甲が負担すべき費用を銀行振込により支払った場合の振込手数料。  
②乙又は丙が、自動車リース契約及び保証委託契約に基づく権利を行使するために必要な措置をとった場合にそれに要した費用(弁済手数料を含む)。  
③甲がリース料の支払いを遅滞したことにより、丙が振込用紙の送付・再度口座振替等の再請求手続きを行ったときは、1回につき300円+消費税。  
④丙が動機基金をしたときは、1回につき1,000円+消費税。  
⑤丙が甲又は連帯保証人に対し書面による通知・催告をしたときは、これらに要した実費。

第36条 (乙及び丙の権利の譲渡) 1. 乙及び丙は、甲の承諾を得ないで、自動車リース契約又は保証委託契約に基づく乙又は丙の権利の全部又は一部を第三者に担保に入れ、又は譲渡することができます。2. 乙は、甲の承諾を得ないで、自動車の所有権を自動車リース契約に基づく乙の地位とともに第三者に担保に入れ、又は譲渡することができます。

第37条 (住民票等取得の同意) 甲及び連帯保証人は、本申込みを行う者が申込書に記載された甲及び連帯保証人に相当ないことを確認するため及び契約成立後の借借管理のため、乙又は丙が住民票の写し、住民票の記載事項証明書、戸籍抄本、戸籍の附票の写し等を取得し利用することに同意します。

第38条 (反社会的勢力の排除) 1. 甲及び連帯保証人は、甲及び連帯保証人が、現在次のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。  
①暴力団員。  
②暴力団員及び暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者。  
③暴力団準構成員。  
④暴力団関係企業。  
⑤総会屋等。  
⑥社会運動等標榜ゴロ。  
⑦特殊知能暴力集団等。  
⑧前各号の共生者。  
⑨その他前各号に準ずる者。

2. 甲及び連帯保証人は、自ら又は第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約します。  
①暴力的な要求行為。  
②法的な責任を超えた不当な要求行為。  
③取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為。  
④風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて乙もしくは丙の信用を毀損し、又は乙もしくは丙の業務を妨害する行為。  
⑤その他前各号に準ずる行為。  
3. 甲及び連帯保証人が、本条第1項及び第2項に定める事項に反すると具体的に疑われる場合には、乙又は丙は、甲及び連帯保証人に対し、当該事項に関する調査を行い、また、必要に応じて資料の提出を求めることができ、甲及び連帯保証人は、これに応じるものとします。  
4. 甲及び連帯保証人が、本条第1項もしくは本条第2項のいずれかに該当した場合、又は本条第1項もしくは第2項の規定に基づく随時随約に違反したことが判明した場合のいずれかであって、契約を締結すること、又は契約を継続することが不適切であると乙又は丙が認める場合には、乙又は丙は、甲及び連帯保証人とその契約の締結を拒絶し、又は本契約を解除することができるものとします。本契約が解除された場合、甲及び連帯保証人は、乙又は丙の通知又は請求により期限の利益を失い、乙又は丙に対する一切の未払債務を直ちに支払うものとします。  
5. 本条第4項の規定の適用により、乙又は丙に損失、損害又は費用(以下「損害等」という。)が生じた場合には、甲及び連帯保証人は、これを賠償する責任を負うものとします。また、本条第4項の規定の適用により、甲及び連帯保証人に損害等が生じた場合にも、甲及び連帯保証人は、当該損害等について乙又は丙に請求をしないものとします。  
6. 本条第4項の規定に基づき本契約が解除された場合でも、乙又は丙に対する未払債務があるときは、それが完済されるまでは本契約の関連条項が適用されるものとします。

第39条 (公正証書) 甲及び連帯保証人は、乙又は丙から請求があったときは、甲の費用負担で、自動車リース契約及び保証委託契約につき強制執行認諾条付き公正証書の作成に応じ、必要書類を乙又は丙に提出するものとします。

第40条 (特約事項) 本契約に特約事項を定めたときは、自動車リース契約書及び保証委託契約書の特約事項欄に補充、修正するものとし、その事項は本契約と一体であり、他の契約条項に抵触する場合は、この特約事項が優先するものとします。

第41条 (公租公課) 甲が自動車リース契約約款第7条又は共通約款第35条により乙又は丙に支払う費用等について消費税額等が増額変更された場合は当該増額分についても甲が負担するものとします。

第42条 (合意管轄裁判所) 自動車リース契約について訴訟の必要が生じたときは、前記のいかにかわらず乙又は丙の本社又は支店を管轄する簡易裁判所又は地方裁判所を管轄裁判所とします。

個人情報の取扱いに関する同意事項

(以下、申込者及び貸借人を「甲」、貸借人を「乙」、保証会社を「丙」という。)

第1条 (個人情報の収集・保有・利用)

- 甲及び連帯保証人(以下「連帯保証人」という。)は、ジャックスリース契約及び保証委託契約(本申込みを含む。以下「本契約」という。)を含む乙及び丙との取引の与信判断及び与信後の管理のため、並びに今後の乙及び丙との取引に係る与信判断及び与信後の管理のために以下の情報(以下これらを総称して「個人情報」という。)を収集し、これを本契約を締結した上で乙及び丙が収集すること並びに乙及び丙が定める期間は以下の各条項(以下「本条項」という。)に基づいて乙及び丙が保有・利用すること並びに乙及び丙が第三者に提供することに同意します。①甲及び連帯保証人の氏名、性別、年齢、生年月日、住所、電話番号、携帯電話番号、勤務先(お勤め先内容)、家族構成、住居状況、メールアドレス、ユーザーID等、本人を特定するための情報(本契約締結後に丙が甲及び連帯保証人から通知を受け、又は乙及び丙が違法かつ公正に収集したと等により知り得た変更情報を含む。以下同じ)②本契約に関する申込日、契約日、リース車両、リース料、リース期間、保管場所、支払方法、振替口座③本契約に関する支払開始後の利用残高、月々の返済状況④本契約に関する甲及び連帯保証人の支払能力を調査するため又は支払途上における支払能力を調査するため、甲及び連帯保証人が申告した甲及び連帯保証人の資産、負債、収入、支出、丙が収集したクレジット利用履歴及び過去の債務の返済状況⑤本契約の履行に必要とする収益の移転防止に関する法律に基づいて、又は丙が必要と認めた場合に、甲及び連帯保証人の運転免許証・パスポート等の証明書の提示を求め、又は住民票等を取寄せ、内容を正確に記録することにより又は写しを取得することにより得た記載内容情報⑥本契約に係る自動車等の検査証を取得し(電子的取得を含む)、内容を正確に記録することにより又は写しを取得することにより得た記載内容情報の法令等に基づき、甲及び連帯保証人が提出した収入証明書等の記載内容情報⑦電話番号、住所地図、登記簿謄本、官報等の一般公開されている情報
- 甲及び連帯保証人は、本契約に基づく精算及び当該リース契約等の履行のため乙が第1項①②③④⑤⑥⑦の個人情報収集し、又は丙から乙に提供し利用することに同意します。但し、丙が収集したクレジット利用履歴及び過去の債務の返済状況を除く。
- 甲及び連帯保証人は丙が本契約に関する与信業務及び与信後の債権管理・回収業務の一部又は全部を、丙の提携企業に委託(債権譲渡を含む)する場合には、丙が個人情報の保護措置を講じた上で、第1項により収集した個人情報当該提携企業に提供し当該提携企業が利用することに同意します。
- 甲及び連帯保証人は、丙及び乙が丙又は乙の事務(コンピューター事務、代金決済事務、メンテナンス・サービスの提供、顧客からの問い合わせ対応、債権管理、債権回収業務等の一切の業務及びこれらに付随する事務等)を第三者に業務委託する場合には、丙又は乙が個人情報の保護措置を講じた上で、第1項により収集した個人情報当該業務委託先に提供することに同意します。
- 甲及び連帯保証人は、乙及び丙が法令(強制力を伴っている場合に限り)、乙及び丙が公共の利益のために必要と判断した場合を含む)に基づいて、公的機関等に対して第1項より収集した個人情報を提供することに同意します。
- 甲及び連帯保証人は、本契約に基づく精算、リース契約履行のため、乙が第1項①②の個人情報をジャックスリース契約書保証委託契約書記載の販売店(以下「販売店」という。)に提供し利用することに同意します。
- 甲及び連帯保証人は、乙が下記に定める提携会社に対して、公租公課等の支払い及びメンテナンス管理等の支払いを利用目的として、第1項①②③の個人情報を提供し、当該提携会社が利用することに同意します。

- 利用会社名：株式会社マックス  
〒541-0053 大阪府大阪市中央区本町3-5-7 TEL 06-6263-1878  
<http://www.macsn.jp/>
- 利用会社名：株式会社CFN  
〒700-0973 岡山県岡山市北区下中野246-1-105 TEL 086-141-7110
- 利用会社名：株式会社イテネン  
〒532-8567 大阪府淀川区西中島4-10-6 TEL 06-6309-3001
- 利用会社名：三善オートリース株式会社  
〒108-8411 東京都港区芝5-34-7 田町センタービル TEL 03-5476-0111

第2条 (個人情報の与信等の目的外の利用)

甲及び連帯保証人は、丙及び乙が下記(目的)のために第1条第1項の個人情報を利用したり、電子メール・ダイレクトメール・ファックス・電話・SMS(ショートメッセージサービス)等により案内することに同意します。①丙のクレジット事業、金融事業、保険事業、不動産取引・賃貸管理事業、物品賃貸事業等における市場調査、商品開発、商品サービス情報、関連するサービスのお知らせ等に利用するため ②乙のリース事業、オートオークション仲介事業等における管理・サービス提供、宣伝物等のお知らせに利用するため。

第3条 (個人情報情報機関への登録・利用)

- 甲及び連帯保証人は、丙が加盟する個人情報情報機関(個人の支払能力・返済能力に関する情報の収集及び加盟会員に対する当該情報の提供を業とする者)及び当該機関と提携する個人情報情報機関に照会し、甲、甲の配偶者及び連帯保証人の個人情報(同機関の加盟会員によって登録される情報、貸金業協会から登録を依頼された情報、官報情報、電話帳記載の情報など同機関が独自に収集・登録する情報を含む。)が登録されている場合には、割賦販売法及び貸金業法等により、甲及び連帯保証人の支払能力・返済能力に関する調査(与信判断及び与信後の管理のため、以下同じ。)の目的に限り、丙がそれを利用することに同意します。
- 甲及び連帯保証人の本契約に関する客観的な取引事実に基づく個人情報が、丙の加盟する個人情報情報機関に別表1に定める期間登録され、丙が加盟する個人情報情報機関及び当該機関と提携する個人情報情報機関の加盟会員により、甲及び連帯保証人の支払能力・返済能力に関する調査のために利用されることに同意します。

別表1	登録情報	1.本契約に係る申込みをした事実	2.本契約に係る客観的な取引事実	3.本契約に係る債務の支払を延滞等した事実
登録	株式会社シー・アイ・シー(CIC)	丙が個人情報情報機関に照会した日から6ヶ月間	契約期間中及び契約終了後5年以内	契約期間中及び契約終了後5年以内
期間	株式会社日本信用情報機構(JICC)	丙が個人情報情報機関に照会した日から6ヶ月以内	契約締結中及び契約終了後5年以内(但し、債権譲渡の事実に係る情報については当該事実の発生日から1年以内)	契約締結中及び契約終了後5年以内

丙が加盟する個人情報情報機関の名称、住所、問い合わせ電話番号は、下記のとおりです。また、本契約期間中に新たに個人情報情報機関に加盟し、登録・利用する場合は、別途、書面により通知し、同意を得るものとします。

- 株式会社シー・アイ・シー(割賦販売法及び貸金業法に基づく指定信用情報機関)  
〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエスト  
フリーダイヤル0120-810-414  
URL (<https://www.cic.co.jp/>)
- 株式会社シー・アイ・シーの加盟資格、加盟会員企業名等の詳細は、上記の同社が開設しているホームページをご覧ください。
- 株式会社日本信用情報機構(貸金業法に基づく指定信用情報機関)  
〒110-0014 東京都台東区北上野1-10-14 住友不動産上野ビル5号館  
ナビダイヤル:0570-055-955 URL (<https://www.jicc.co.jp/>)
- 株式会社日本信用情報機構の加盟資格、加盟会員企業名等の詳細は、上記の同社が開設しているホームページをご覧ください。
- 丙が加盟する個人情報情報機関と提携する個人情報情報機関は下記のとおりです。
- 全国銀行個人信用情報センター  
〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1  
TEL 03-3214-5020  
URL (<https://www.zenginryo.or.jp/pccf/>)
- 全国銀行個人信用情報センターの加盟資格、加盟会員企業名等の詳細は、上記の同社が開設してい

るホームページをご覧ください。

5. 上記3.に記載されている個人情報情報機関の登録する情報は、下記のとおりです。

- ①株式会社シー・アイ・シー  
氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等本人を特定するための情報、契約の種類、契約日、商品名及びその数量/回数/期間、契約額又は延度額、貸付額、支払回数等契約内容に関する情報、利用残高、割賦残高、年間請求予定額、支払日、完済日、延滞等支払状況に関する情報の全部又は一部となります。
- ②株式会社日本信用情報機構  
本人を特定するための情報(氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等)、契約内容に関する情報(契約の種類、契約日、貸付日、契約金額、貸付金額、保証額、商品名及びその数量等)、支払回数等)、返済状況に関する情報(入金日、入金予定日、残高金額、年間請求予定額、完済日、延滞、延滞解消等)、及び取引事実に関する情報(債権回収、債務整理、保証履行、強制解約、破産申立、債権譲渡等)の全部又は一部となります。

第4条 (個人情報の提供・利用)

- 甲及び連帯保証人は、乙と個人情報の提供に関する契約を締結した表記販売店がリース事業、自動車販売事業におけるサービス・商品等の案内に利用するため、乙が第1条第1項①②の個人情報を保証措置を講じた上で提供し、販売店が利用することに同意します。
- 販売店への個人情報の提供期間は、原則として契約期間中及び本契約終了日から7年間とします。なお、販売店における個人情報の利用期間については、販売店にお問合わせください。

第5条 (個人情報の開示・訂正・削除)

- 甲及び連帯保証人は、乙及び丙、第3条に記載する個人情報情報機関に対して、個人情報の保護に関する法律に定めるところにより自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。
  - 乙及び丙に開示を請求する場合には、第8条記載の窓口又は支店にご連絡ください。開示請求手続きにつきましては、丙のホームページ(<https://www.jaccs.co.jp/>)によってもお知らせしております。
  - 個人情報情報機関に開示を請求する場合には、第3条記載の個人情報情報機関に連絡してください。
  - 販売店に対して開示を請求する場合には、販売店に連絡してください。
- 万一、個人情報の内容が事実でないことが判明した場合には、乙及び丙は、速やかに訂正又は削除に応じるものとします。

第6条 (本規約に不同意の場合)

乙及び丙は、甲及び連帯保証人が本申込みの必要な記載事項(ジャックスリース契約及び保証委託契約申込書同意書で甲及び連帯保証人が記載すべき事項)の記載を希望しない場合及び本条項の内容の全部又は一部を承認できない場合には、本契約をお断りすることがあります。但し、本条項第2条及び第4条に同意しない場合でも、これを理由に乙及び丙が本契約をお断りすることはありません。

第7条 (利用・提供中止の申出)

本条項第2条及び第4条による同意を得た範囲内で乙又は丙が当該情報を利用、提供している場合であっても、中止の申出があった場合は、それ以降の乙又は丙での利用、他社への提供を中止する措置をとります。

第8条 (開合わせ等窓口)

個人情報の開示・訂正・削除についての個人情報に関するお問合わせや利用・提供中止、その他のご意見の申出等に関しましては、下記までお願いします。

【保証会社 株式会社ジャックスの開合わせ窓口】

- 東京カスタマーセンター (お客様相談室)  
〒243-0489 神奈川県海老名市中央2-9-50 海老名プライムタワー  
TEL 0570-200615
- 大阪カスタマーセンター (お客様相談室)  
〒560-0082 大阪府豊中市新千里東町1-5-3 千里朝日阪急ビル  
TEL 0570-550061

【リース会社 ジャックスリース株式会社の開合わせ窓口】

- ジャックスリース株式会社  
〒140-8517 東京都品川区東品川4-12-1 品川シーサイドサウスタワー 17F  
TEL 03-6327-2201

第9条 (本契約が不成立の場合)

本契約が不成立の場合であっても本申込みをした事実、第1条及び第3条第2項に基づき、当該契約の不成立の理由の如何を問わず一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。なお、本申込書の写し等は乙及び丙にて一定期間保管後、破棄するものとします。

第10条 (本条項の変更)

本条項に定める条項は法令に定める手続きにより、必要な範囲内で変更できるものとします。



政務活動費対象事業実績報告書

報告者 藤井 大輔

整理番号	2497	事業概要	車のリース代		
使途項目	09_事務費	01_調査研究費 ・ 02_研修費 ・ 03_広聴広報費 ・ 04_要請陳情等活動費 ・ 05_会議費 06_資料作成費 ・ 07_資料購入費 ・ 08_事務所費 ・ 09_事務費 ・ 10_人件費			
内容	車のリース代金 1/2分				
上記事業に要した経費	経費の内容	金額(円)	備考		
	2020年1月22日～2020年2月21日	19,690	39,380×1/2		
	《合計》	19,690			
《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)					
		20--2-27ヨックス	39,380		

収受 令和 2年 3月 12日  
 決裁 令和 2年 3月 19日  
 処理 令和 2年 3月 19日

政務活動費対象事業実績報告書

報告者 藤井 大輔

整理番号	2559	事業概要*	藤井大輔県政報告03号 令和元年11月定例議会	
使途項目	03_広聴広報費	01_調査研究費 ・02_研修費 ・03_広聴広報費 ・04_要請陳情等活動費 ・05_会議費 06_資料作成費 ・07_資料購入費 ・08_事務所費 ・09_事務費 ・10_人件費		
内容	・藤井大輔の県政報告第3号を1万部制作し、地域住民にヤマト便で配布を行った。またホームページでPDFを公開した。			
上記事業に要した経費	経費の内容*	金額(円)*	備考	
	デザイン費	88,000	① /	
	印刷費	110,000	② /	
	配送費	295,747	③ /	
	撮影費	13,200	④ /	
	校正費	5,500	⑤ /	
	ホームページ改修費	21,780	⑥ セブンリバーズ3号のPDFをウェブ・スマートフォンで閲覧可へ /	
	(合計)*	534,227	/	
《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徹し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)				

2/2  
3/2  
3/1  
3/3  
3/6  
3/6

收受 令和 2年 3月 23日  
 決裁 令和 2年 3月 26日  
 処理 令和 2年 3月 27日

請求書

〒930-0916  
 富山県富山市向新庄町5-7-35  
 藤井だいすけ事務所  
 藤井大輔 様 宛

2020.2.25  
 No.2002140

〒162-0802 東京都新宿区改代町40  
 TEL.03-6804-8955

株式会社ブートレグ

代表取締役 尾原史和

三菱UFJ銀行  
 渋谷中央支店 (普) 4840298



藤井大輔 様

ご請求合計金額	¥88,000
---------	---------

内容	数量	金額																																																
藤井だいすけ 県政報告マガジン vol.3 デザイン費として		¥80,000																																																
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><b>北陸銀行 キャッシュカードサービス ご利用控</b></p> <p>いつもご利用いただき、ありがとうございます。 ご利用の詳細は下記のとおりでございます。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>お取引の種類</td> <td>請求番号</td> <td>処理番号</td> <td>日付</td> </tr> <tr> <td>お振込</td> <td>0168757</td> <td>02-02-28</td> <td></td> </tr> <tr> <td>銀行番号</td> <td>預金店番号</td> <td>科目・口座番号</td> <td>取扱店番号</td> </tr> <tr> <td>0144</td> <td></td> <td></td> <td>112</td> </tr> <tr> <td>万円</td> <td>五千円</td> <td>二千円</td> <td>千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>500円</td> <td>100円</td> <td>50円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>10円</td> <td>5円</td> <td>1円</td> </tr> <tr> <td>時刻</td> <td>ご利用手数料 (消費税等を含む)</td> <td colspan="2">お取引金額</td> </tr> <tr> <td>10:19</td> <td>¥660 円</td> <td colspan="2">¥88,000 円</td> </tr> <tr> <td>おつり</td> <td colspan="3">お取引後の残高</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="3">円*****円</td> </tr> <tr> <td colspan="4">手数料のうち振込手数料 ¥660 000033</td> </tr> </table> <p>三菱UFJ銀行                  渋谷中央支店                  普通 4840298                  カ)ブートレグ 様 ✓                  フライタイスケ 様 ✓                  電話番号 076-451-1290</p> <p style="font-size: small;">裏面もあわせてご覧ください。</p> </div>			お取引の種類	請求番号	処理番号	日付	お振込	0168757	02-02-28		銀行番号	預金店番号	科目・口座番号	取扱店番号	0144			112	万円	五千円	二千円	千円		500円	100円	50円		10円	5円	1円	時刻	ご利用手数料 (消費税等を含む)	お取引金額		10:19	¥660 円	¥88,000 円		おつり	お取引後の残高				円*****円			手数料のうち振込手数料 ¥660 000033			
お取引の種類	請求番号	処理番号	日付																																															
お振込	0168757	02-02-28																																																
銀行番号	預金店番号	科目・口座番号	取扱店番号																																															
0144			112																																															
万円	五千円	二千円	千円																																															
	500円	100円	50円																																															
	10円	5円	1円																																															
時刻	ご利用手数料 (消費税等を含む)	お取引金額																																																
10:19	¥660 円	¥88,000 円																																																
おつり	お取引後の残高																																																	
	円*****円																																																	
手数料のうち振込手数料 ¥660 000033																																																		
消費税 (10%)		¥8,000																																																
経費 (消費税込)		¥0																																																

お願ひ………通帳へ記入されるまで大切に保管ください。  
 ATM振込の細則はご利用控を添付したとおりです。

印12015042 1/312 108X500 CR

請求書

請求書No. A034568-1 1/1

2020年2月26日発行

藤井 大輔

殿

共同印刷株式会社

情報システム事業部

〒112-8501 東京都文京区小石川四丁目14番12号  
経理部 TEL(03)3817-2100 FAX(03)3817-2517

営業担当 [Redacted]  
経理担当 [Redacted]

下記の通り御請求申し上げます。

前月繰越高	2月分請求高	返品値引額	消費税額等 (10%)	合計請求金額
	100,000	0	10,000	110,000



お振込の場合は下記銀行口座へ御願い致します。

みずほ (東京営業部)	当座 0194008	三井住友 (小石川)	当座 0000682
りそな (東京中央)	当座 0850266	三菱UFJ (池袋東口)	当座 1066928
横浜 (新宿)	当座 0000694	きらぼし (春日町)	当座 0412274
三井住友信託 (上野)	当座 0070287	三菱UFJ信託 (本店)	当座 8334217

納品日	営業	納品No.	品名	数量	単価	金額
20/02/21	A33152D	9670615	県政報告マガジン03号	10,000		100,000

お届先:  
備考1:  
備考2:

北陸銀行 キャッシュカードサービス  
ご利用控  
いつもご利用いただき、ありがとうございます。27  
ご利用の明細は下記のとおりでございます。

お取引の種類	請求番号	処理番号	日付																				
お振込	011	5505	02-03-18																				
銀行番号	預金店番号	科目・口座番号	取扱い番号																				
0144			112																				
<table border="1"> <tr> <td>万円</td> <td>五千円</td> <td>二千円</td> <td>千円</td> <td>500円</td> <td>100円</td> <td>50円</td> <td>10円</td> <td>5円</td> <td>1円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>				万円	五千円	二千円	千円	500円	100円	50円	10円	5円	1円										
万円	五千円	二千円	千円	500円	100円	50円	10円	5円	1円														
時刻	ご利用手数料 (消費税等を含む)	お取引金額																					
10:23	¥660円	¥110,000円																					
おつり	お取引後の残高																						
	円*****円																						
手数料のうち振込手数料 ¥660 000007																							
みずほ銀行 東京営業部 当座 0194008 キョウトウインサツ(カ)様 フワイダイスケ様																							
電話番号 076-451-1290																							

ATM振込の履歴はご利用明細を印刷してください。

北陸銀行 2019.11.10改訂

小計 100,000

裏面もおわせてご覧ください。

請求書

請求書No. A034594-1 1/1

2020年3月11日発行

藤井 大輔

殿

共同印刷株式会社

情報システム部

〒112-8501 東京都文京区小石川4丁目14番12号  
経理部 TEL(03)3817-2104 FAX(03)3817-2617

下記の通り御請求申し上げます。

営業担当 [Redacted]  
経理担当 [Redacted]

前月繰越高	3月分請求高	返品引額	消費税額等 (10%)	合計請求金額
	268,861	0	26,886	295,747



お振込の場合は下記銀行口座へ御願ひ致します。

みずほ (東京営業部)	当座 0194008	三井住友 (小石川)	当座 0000682
りそな (東京中央)	当座 0850266	三菱UFJ (池袋東口)	当座 1066928
横浜 (新宿)	当座 0000694	きらぼし (春日町)	当座 0412274
三井住友信託 (上野)	当座 0070287	三菱UFJ信託 (本店)	当座 8334217

納品日	営業元	納品No.	品名	数量	単価	金額
20/03/11	A33152D	9675308	県政報告マガジン03号	1		268,861

お届け先:  
備考1:  
備考2:

北陸銀行 キャッシュカードサービス

ご利用控 26  
いつもご利用いただき、ありがとうございます。  
ご利用の明細は下記のとおりでございます。

お取引の種類	振込番号	処理番号	日付
お振込	0115501	02-03-18	
銀行番号	預金店番号	科目・口座番号	取振店番号
0144			112
通貨枚数	通貨枚数		
万円	千円	500円	100円
		50円	10円
		5円	1円
時刻	ご利用手数料 (消費税等を含む)	お取引金額	
10:22	¥660 円	¥295,747 円	
おつり	お取引後の残高		
	円 ***** 円		

手数料のうち振込手数料 ¥660  
000006

みずほ銀行  
東京営業部  
当座 0194008  
キョウトウインサツ(カ)様

アライダイスケ様

電話番号 076-451-1290

裏面もおわせてご覧ください。

小計 268,861

お願ひ... 通帳へ記入されるまで大切に保管ください。  
ATM振込の履歴はご利用控えを保持ください。

北120115042 Y 2019.11 103x350 CX

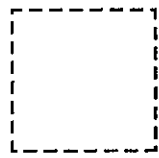
# 領収証

No. 00000039

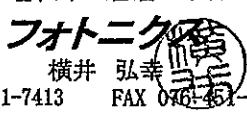
2020年3月13日

藤井 大輔 様

金額	¥13,200-	内	
		消費税等	¥1,200-
但 本会議一般質問撮影 令和2年2月定例会		現金	
上記正に領収いたしました			



930-0835 富山市上富居2丁目19-3



TEL 076-451-7413 FAX 076-451-7418



# 請求書

2020年2月29日

藤井大輔 様

下記の通りご請求申し上げます

〒132-0011  
東京都江戸川区瑞江1-58-2  
コヴェントガーデン206号室  
石田 知之  
03-5666-5310

三菱UFJ銀行キャッシュルタウン支店  
普)1584124

ご請求金額 ￥ 5,500

商品名	単位	単価	数	金額
県政通信 vol.3 校正費	式	5,000	1	5,000
小計				5,000
消費税(10%)				500
合計金額				5,500

## 北陸銀行 キャッシュカードサービス ご利用控

いつもご利用いただき、ありがとうございます。25  
ご利用の明細は下記のとおりでございます。

お取引の種類	請求番号	処理番号	日付
お振込	0115497	02-03-18	
銀行番号	預金店番号	科目・口座番号	取扱店番号
0144			112
方円	千円	百円	十円
500円	100円	50円	10円
5円	1円		
時刻	ご利用手数料 (消費税等を含む)	お取引金額	
10:19	¥440円	¥5,500円	
おつり	お取引後の残高		
	円*****円		

ATM振込の通帳には利用控えを添付してください。

手数料のうち振込手数料 ¥440  
000005

三菱UFJ銀行  
キャッシュルタウン支店  
普通 1584124  
伊ヶトモキ 様

フジイダイスケ 様

電話番号 076-451-1290

北2011042 / 2019.11.10 8x500 CR

裏面もあわせてご覧ください。

お客様No. 2002

# 請求書

No.

6-1

20年 2月 29日 締切分 (30)

930-0916

富山県富山市向新庄町5-7-35  
藤井大輔 宛

(株)カルデックスエンターテインメント

藤井大輔 御中

〒939-8006

富山県富山市山室210-6 堀川山室ビル3階

TEL:

FAX:



前回御請求額	御入金額	調整額	繰越金額	御買上額	内消費税等	今回御請求額
0	0	0	0	21,780	1,980	¥21,780

伝票日付	伝票No.	品名	数量	単価	金額	税率
20/ 2/29	407	ホームページvo13入れ込み 消費税等 【合計】 (内消費税等)	1式	19,800	19,800 1,980 21,780 1,980	10.0%

**北陸銀行 キャッシュカードサービス ご利用控**

いつもご利用いただき、ありがとうございます。ご利用の明細は下記のとおりでございます。

お取引の種類	請求番号	処理番号	日付
お振込	0166983	02-03-06	
銀行番号	預金店番号	科目・口座番号	取扱店番号
0144			112
万円	千円	百円	十円
時刻	ご利用手数料 (消費税等を含む)	お取引金額	
13:44	¥220円	¥21,780円	
おつり		お取引後の残高	
円*****円			

手数料のうち振込手数料 ¥220  
000033

北陸銀行  
富山市場出張所  
普通 5022480  
カルデックスエンターテインメント 様  
フワイ タイスケ 様  
電話番号 076-451-1290

裏面もあわせてご覧ください。

富山信用金庫 本店営業部 普通 0506514	
北陸銀行 富山市場出張所 普通 5022480	
ジャパンネット銀行 本店営業部 普通8215949	

※恐れ入りますがお振込み手数料はお客様ご負担でお願いいたします。  
※明細欄は税別金額です。

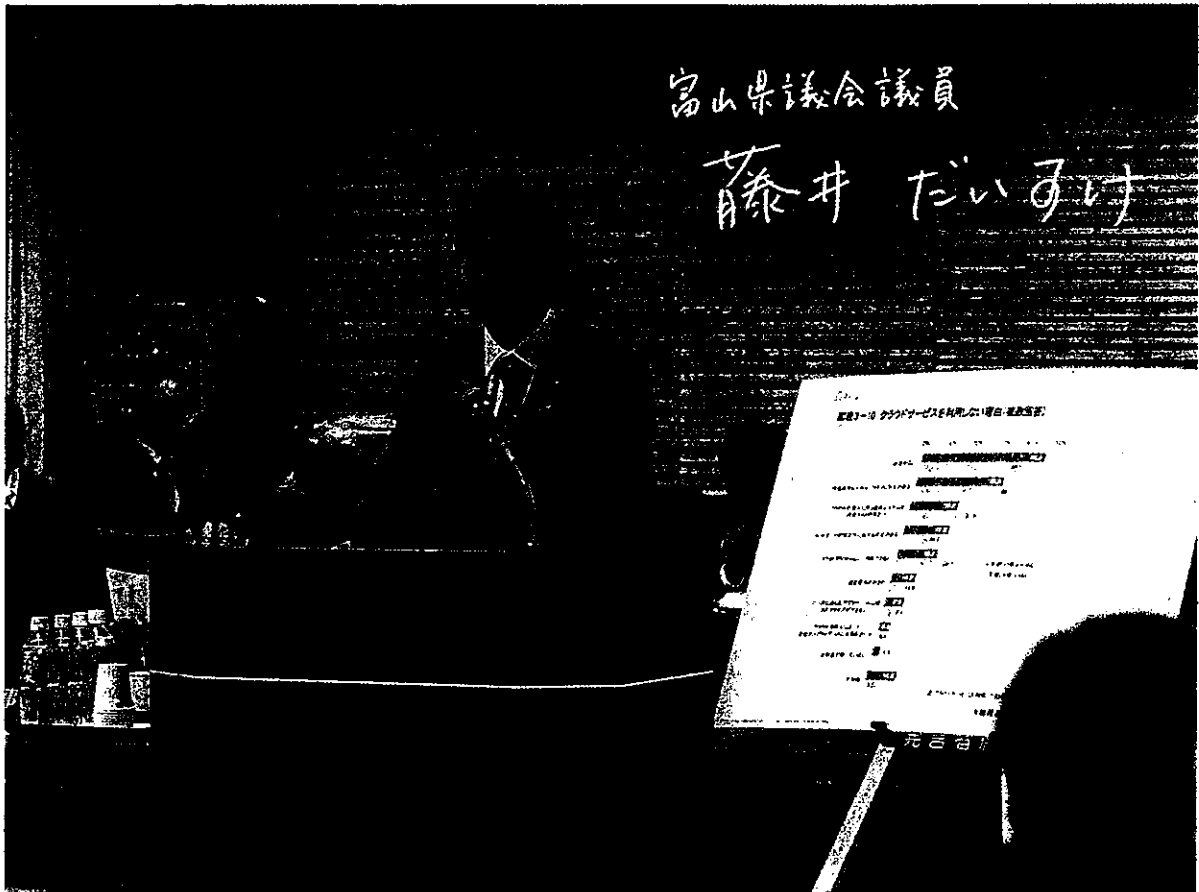


# Seven Rivers

富山県議会をわかりやすく。

藤井だいすけへのご意見をお待ちしております メール:d-fujii@shinjyou-hills.jp  
電話:076-471-7119 FAX:076-471-7129 公式サイト:https://www.fujiidaisuke.com/

[セブン・リバーズとは?] 富山平野を流れる、七大河川のこと。3000mの立山から深海1000mの富山湾に流れこむ急峻な七大河川の治水対策が、明治時代の富山県議会の大きな政治課題だった歴史を踏まえ、藤井だいすけ県政報告のタイトルにいたしました。



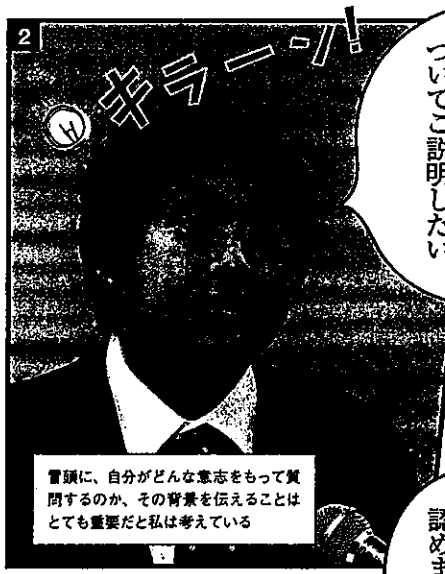
## “人間中心の5G戦略”で富山が変わる!

2020年、いよいよ東京オリンピックの開催です。それに歩調を合わせるように、第5世代の移動通信システム、いわゆる5Gがスタート。80年代に初めて携帯電話が生まれた1G時代から約40年かけて、圧倒的な通信スピードかつほとんど遅延がない通信システムが誕生します。

あらゆる領域で慢性的な人手不足が予想される中、5Gの到来によって本当の意味での「働き方改革」が実現できると期待されています。しかし技術が進化しても、それを使う我々人間が置いてきぼりになっては意味がありません。

そこで私は、誰もが主人公になれる富山県を創っていくために、人間中心の5G戦略が重要ではないかと訴えました。その委員会質問の模様を今号は中面でマンガ風レポートにしています。ぜひご覧ください。

# 算特別委員会質問ダイジェスト!

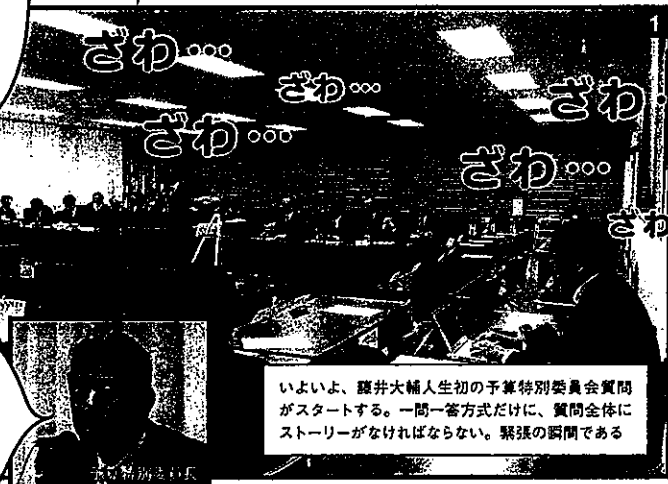


質問を始める前に  
2つの大事な年代に  
ついてご説明したい

冒頭に、自分がどんな意志をもって質問するのか、その背景を伝えることはとても重要だと私は考えている

藤井大輔にとって、初めての予算特別委員会の質問となった記念すべき令和元年12月6日の様子を、マンガ風にダイジェストで報告します。語句解説もチェック!

藤井大輔  
委員の発言を  
認めます



いよいよ、藤井大輔人生初の予算特別委員会質問がスタートする。一問一答方式だけに、質問全体にストーリーがなければならぬ。緊張の瞬間である

3 ■ 2つの年代とは……

2025年⇒団塊世代が  
後期高齢者(75歳以上)  
になる

2040年⇒団塊Jr世代が  
高齢者(65歳以上)  
になる

このタイミングで  
日本を新しい時代に  
アップデート  
しなければならぬ!

藤井  
の  
主張

4 ■ 2025年までに

- ① 5G<sup>(※1)</sup>対応と中小企業のデジタル化(DX)推進<sup>(※2)</sup>
- ② 地域共生社会<sup>(※3)</sup>を実現するための基盤作り推進

それができれば

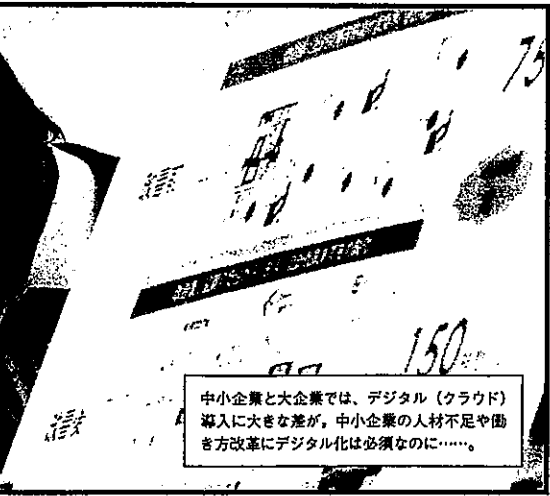
■ 2040年には

「安心安全な暮らしが担保され、誰もが主人公になれる富山県に」



知事、なぜ  
クラウド化<sup>(※4)</sup>が  
進まないのか、  
わかりますか?

小規模経営者が  
やる必要を  
感じてないんです!



中小企業と大企業では、デジタル(クラウド)導入に大きな差が、中小企業の人材不足や働き方改革にデジタル化は必須なのに……。

60分  
時間は  
持ち



○藤井かんの

マンガ風でレポート

# 藤井大輔の予

## 語句説明

### ※1 5G (ファイブ・ジー)

第5世代移動通信システムのこと。Gは「Generation(ジェネレーション)＝世代」の頭文字。現行の「4G」の数十倍から100倍に当たる高速通信が可能に。低遅延、多数の端末に同時接続できることも特徴。高精細カメラの映像の送受信にも十分な速度を持つことから、警備や遠隔医療、自動運転などでの活用が想定されている

### ※2 デジタル化(DX)推進

5GやAI等の技術革新による業務のデジタル化で、より効率的な働き方を推進していくこと。DXとはデジタル・トランスフォーメーションの略称。日本の国内企業が持つ基幹システムの複雑化やブラックボックス化が経営の足かせとなっており、2025年以降、年間で最大12兆円の経済損失が毎年生じる可能性がある

### ※3 地域共生社会

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を越えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域とともに創っていく社会。平成29年に厚労省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部が提唱

### ※4 クラウド化

Cloud(＝雲)の意。IT用語では、今まで個々に保存していたメールや画像などのデータを一か所に集約・管理し、インターネットを経由して、まるで雲(cloud)の向こう側にあるように利用できるサービスのことを指す。スマートフォンやタブレット端末などから、「いつでも・どこでも」データに接続できるのが特徴

### ※5 スマートスクール構想

学校教室のIT化を推進し、誰一人取り残さない教育と教師の働き方改革を実現する構想。2019年12月に「GIGAスクール構想」として閣議決定された。学校における高速大容量のネットワーク環境の整備を推進するとともに、義務教育段階において令和5年度までに児童生徒一人一人がそれぞれ端末を持つ環境を実現する、としている

### ※6 ユマニチュード

知覚・感情・言語による包括的コミュニケーションに基づいた、認知症ケア技法。1979年にフランスの体育学教師だったイヴ・ジネスト氏とロゼット・マレスコッティ氏の2人が創出。富山県立大学ではジネスト氏を特任教授に任命し、看護学とユマニチュードを組み合わせた、画期的なカリキュラムを実施している

6

目に見える作業

自分たちで乗り越えなければいけない、導入の障壁

- ・課題の洗い出し
- ・現状把握とシステムの比較検討
- ・要件の整理
- ・利用機種の決定
- ・自社に最適な設定チューニング
- ・業務ごとの固有な設定
- ・運用方針の決定
- ・管理者操作の学習
- ・従業員向けトレーニング
- ・利用してくれない従業員への指導

目に見えない作業

デジタル化するために大事なものは、目に見えない作業。これは、企業側が自社でやらなくてはならないこと。これが難しい!

7

4Gの現在で  
できないことは、  
5Gになっても  
できない!

藤井大輔  
議員のご指摘  
のとおり

9

「スマートスクール構想(※5)もしっかり進めていきたい」と佐嶋教育長

「富山県はデジタル導入補助金を平成28年度から、いち早く作ってけれども、ほとんど使われていない実態がある」と石井知事

10

認知症施策も、  
しっかりとやって  
いきます

最後に  
ユマニチュード  
について

11

初めての一问一答形式の質問は、やや消化不良に。2040年の富山県に向けて、今取り組まなければ間に合わないことを伝えたつもりだったが、まだまだ足りない。さらなる事前調査が必要と痛感。頑張ります!

12

# 富山県の財政事情はまだまだ厳しい？ 令和2年度予算の要求基準のポイント

約400億の財政赤字は解消されたというが…

県議会の最も大きな役割が、予算案を承認することです。知事をトップとした執行部からの予算要求と、議員や団体を通じて各会派に寄せられた要求をすり合わせて予算案が作られていくのですが、当然要求を全部聞いてしまうと金額が膨れあがるので、事前に要求基準を設定することとなっています。

富山県の場合、平成17年度の段階で約400億円の財源不足がありました。職員数の削減や公施設の見直し、マイナスイーリングの設定など徹底した行財政改革を実行した結果、平成28年度で財源不足は解消。ちなみにマ

イナスイーリングとは、「予算編成において、各部署からの要求枠を対前年度比でマイナスにし、歳出予算の総額を抑える方式」のことです。

構造的財源不足が解消されたとはいえ、高齢者を中心とした社会保障関係費の増加や北陸新幹線建設の公債費などを考えると、令和2年度の財政も厳しく予算を許さない状況。よって要求基準として、まずは前出のマイナスイーリングを設定。一般行政経費でマイナス15%の範囲内が目安とされています。

## 重点政策予算枠として2つの目玉枠を設定

一方、厳しい財政状況でも、未来の富山県の発展の

ために、①第2期とやま未来創生戦略枠と②令和時代とやま重点政策枠の2つの目玉枠を設定。①は概ね25億円、②は要求枠上限を設けず、

①は人口減少対策や持続的な地域活力創出を図る施策が中心。②はIoT・AI・5G等の情報通信技術の発展を見据えた施策で、具体的には防災減災対策や医療福祉の充実、子どもや安全・安心の確保、観光の振興、教育の充実、文化やスポーツの振興等の政策に優先的に配分するとなっています。②の令和枠は、こじつければ何でも予算要求できそうな感じかもしれませんが、未来のための投資としてどんな事業が予算化されていくのかの

## ■ 令和2年度予算要求基準

- |   |   |
|---|---|
| <p><b>1 重点政策経費</b></p> <p><b>2 投資的経費</b></p> <p><b>3 一般行政経費</b></p> <p><b>4 経常的事務経費</b></p> <p><b>5 試験研究費</b></p> | <p>(1) 「第2期とやま未来創生戦略枠」<br/>… 事業費で概ね25億円</p> <p>(2) 「令和時代とやま重点政策枠」<br/>… 要求枠上限は設けない</p> <p>(3) 「水と緑の森づくり枠」<br/>… 水と緑の森づくり税の範囲内</p> <p>国の予算、地方財政計画等を踏まえ、<br/>予算編成過程で決定</p> <p>△ 15%</p> <p>± 0%</p> <p>± 0%</p> |
|---|---|

上記以外にも、消費税率引き上げとあわせて行うとされる幼児教育無償化などの施策は、予算編成していく中で検討

チェックは重要。特に5Gによる技術革新で富山県が後進にならないか、既存の考え方から脱却して働き方改革や教育改革を強力に推進できるか、が鍵だと、私は危機感を募らせております。

# 2

## 日本の若者の投票率が低いのはどうして？ その対策をデンマークに行行って学んできた

北欧のデンマークでは常に80%超の投票率

2019年の参議院選挙の投票率は、全国平均で48.8%と5割を下回りました。中でも投票率が最も低いのは20歳の26.34%。20代全体でも30%台となり、特に若者の投票率の低さが顕著となっています。1970年代には20代でも60%を超えていたことを考えると「若者の政治離れ」は年々進行。私自身も自分の選挙で、若い人に政治的な興味を持ってもらうのに、とても苦労した経験があります。

世界でも投票率が高い国として有名なのが、北欧のデンマーク。さらに世界幸福度ランキングでも、トップクラ

スに位置づけられている国です。罰則のある義務投票制の国ではないのに、常に投票率が80%を超え、かつ若者の投票率が高いのはなぜなのか。その謎を調査すべく、自民党の文教公安部会で視察に行ってきました。

対話を重視する教育が民主主義を育てている

デンマークは19世紀初頭に古い身分社会から民主主義社会への移行を推進するため、義務教育を法制化した。その旗振り役がグルトヴィイという人物です。驚いたのは現代の小学生も、グルトヴィイの民主主義思想を知っていること。その基本となるのは「対話」。デンマ

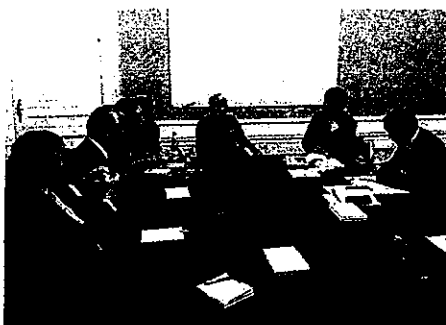
クの教育では、学生と教員の自由な対話が重視され、視察した高校では学校運営のルール作りそのものを、学生が主導権を持って進めていました。

学生たちに「なぜ選挙に行かないか」を問うと「いろいろな意見がある中で、対話を通して意思決定していくことを小さい頃から教えられてきた。それが民主主義の基本だと思ふ」といった。大人

な意見が、個人を尊重しつつ対話による調和を求める社会のありように、深く感心しました。

国会議事堂では、現職の国会議員エルベック氏とも面談しましたが、「デンマークは欧州では小さな国。だからこそ民主主義教育を徹底す

ることで生き残ることを選択した。日本は経済成長を選択したのだから、それは悪いことじゃない」と言葉。日本における民主主義とは何かを考えさせられた視察となりました。



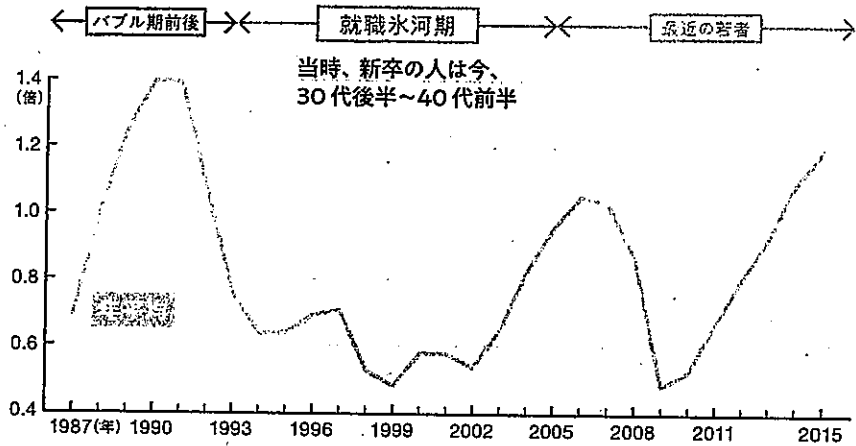
上/デンマークの国会議事堂内で政党「The Alternative」の代表を務める国会議員ウッフェ・エルベック氏とディスカッション。環境保全への意識の高さが印象的  
右/デンマークの「自由高校」の学生たちとディスカッション。「日本の投票率が低いのは、政治家としての皆さんの怠慢なんじゃないの？」との鋭い質問にタジタジ



新聞や雑誌やネット話題性を重視する世の中の「そもそも真実が見えてく



■ 就職氷河期の時期と有効求人倍率



有効求人倍率(求職者1人当たり何件の求人があるかを示し、高いほど求人が多い状態)で見ると、1993年から2005年頃まで厳しい雇用環境が続いたことがわかる  
出典：厚生労働省

Dalsuke's Review

3

就職氷河期世代って誰のこと？  
非正規雇用の低所得と少子化の関係とは

バブル崩壊の不況で  
新卒採用に悪影響

2020年1月、富山県は北陸3県で初めて、就職氷河期世代を対象にした採用試験を実施すると発表しました。

2022年度まで3年間続け、1~3人ほどを採用する予定です。そもそも「就職氷河期世代」とは、バブル崩壊に伴う不況の影響で、就職難が社会問題化した1990年代半ばから2000年代半ばに新卒採用試験を受けた人たちのこと。特に1990年代半ばの就職難は、団塊ジュニアと呼ばれる人口ボリュームが大きい世代を直撃し、新卒で正規雇用されず現在でも非正規雇用のままで不安定な状態で40代を迎えている人が多

いとされています。かくいう藤井もまさしく就職氷河期世代。他人事とは思えません。

非正規雇用の増加が  
社会的貧困を生み出す

非正規雇用とは「期間を限定し、比較的短期間での契約を結ぶ雇用形態」。就職氷河期世代で約400万人おり、その75%が年収200万円未満のワーキングプアとされます。また非正規雇用は女性の割合が7割と高く、シングルマザーの貧困率の高さに結びついていることや、非正規雇用の男性の6割未婚(正規雇用の未婚率は34%)であることが少子化の一因となっているなど、本人の資質や努力とは関係なく、社会システムの構

造的問題によって貧困や社会的弱者の立場に追い込まれている人が少なくないのです。

その対策として政府は同一労働同一賃金制度を2020年4月から開始する、最低賃金を引き上げる、女性の処遇改善をめざす、就職氷河期世代の30万人を正社員化する、などを打ち出しています。日本はすでに人口減少社会となっており、慢性的な人手不足が常態化していますが、非正規雇用を続けてきた人は仕事のスキルを学ぶ機会が少なく、40代に期待される要件を満たせず雇用のマッチングがうまくいかないケースが多い。藤井としては、30代40代が専門的なスキルを学び直せる機会を提供することが重要と考えています。

## ■「子どもの権利条約」一般原則

### ① 生命、生存及び発達に対する権利 (命を守られ成長できること)

すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。

### ② 子どもの最善の利益 (子どもにとって最もよいこと)

子どもに関することが行われる時は、「その子どもにとって最もよいこと」を第一に考えます。

### ③ 子どもの意見の尊重 (意見を表明し参加できること)

子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。

### ④ 差別の禁止 (差別のないこと)

すべての子どもは、子ども自身や親の人種、性別、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。

富山県の自治体では、魚津市と射水市が、子どもの権利条約をもとにした条例を策定している

Daisuke's Review

# 4

## 「子どもの権利条約」を知っていますか？

### 日本の子どもは7人に1人が貧困

子どもの貧困や虐待のニュースを目にする機会が、日に増えてきています。実際、日本の子どもの貧困は7人に1人とされ、児童虐待相談対応件数も1990年から比較して30年で120倍になっています。これまで隠されていたことが見えるようになった、という理由もあるでしょうが、日本の未来を託すべき『社会の宝』である子どもたちの環境が未整備であることを見過ごすわけにはいきません。国連がすべての子どもにも人権を保障する「子どもの権利条約」を採択したのは、30年前の1989年。この間、世界ではう歳未満の子ども

の死亡数が50%以上減少し、栄養不足の児童も半減したとされます。一方、子どもへの暴力・虐待は年間10億人、貧困も4億人近く残っており、いまだ人身売買も行われています。日本は1994年に158番目の批准国となりましたが、「子どもの権利条約」の存在を知っている人は、あまり多くありません。

### 富山では大学生主体の学習支援事業を実施

日本では2016年に児童福祉法が改正され、権利条約を基本理念として明記したり、2019年の児童虐待防止法の改正で子どもへの体罰の禁止が明記されたと、法整備が進められて

きていますが、国連子どもの権利委員会からは「差別の禁止」「子どもの意見の尊重」「家庭環境をばく奪された子ども」「少年司法」などにおいて、懸念事項があると指摘されています。では、富山県はどうでしょう。富山国際大学子ども育成学部の村上満教授らのレポートでは、「子ども期の貧困が成人後のwell-being (よりよく生きる) に与える負の影響を示している」という観点から、大学生が主体となった富山市の生活保護世帯等への学習支援事業や子ども食堂の活動を評価。また、「子どもがつくる子どもの権利条例」についても紹介されています。とはいえ、まだまだ子どもへの支援は十分とは言えない状況です。

## 「県議会、どうでしょう!？」

第3回 / 民主主義の超難問にぶち当たる

県議会には摩訶不思議なできごとや出来事がいっぱいあります。

そんな県議会の不思議に新人議員の藤井だいすけが、

さながら潜入取材のごとく体験レポートをお届けいたします。思わぬ本音が漏れることも?

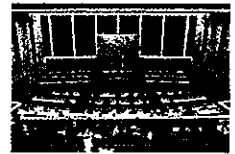


「みんなのお金は、みんなで使い途を決める」  
そのために県議会が存在しているのだが……

県議会議員になって半年経った頃、私は民主主義の超難問にぶち当たってしまいました。それは「みんなから集めたお金だから、みんなで使い途を決める」という、小学校の教科書にあるような基本的なルールが、恐ろしいほどの超難問であることを思い知らされてしまったのです。そもそも、「みんな」とは誰か。私個人を考えてみると、日本国民であり富山県民であり富山市民です。確かに国税も県民税も市民税も払っていますが、自分が受けている行政のサービスが、自分の支払ったどの税金から賄われているのかについて、ほとんど意識することはありませんでした。しかし、県議会議員として本会議での一般質問や予算特別委員会での発言の機会をいただく中で、認知症高齢者の問題や少子化対策、中小企業への働き方改革支援などの論点を考えていくときに、それらの問題を解決するための財源（＝みんなのお金）がどこにある

のか、わからなくなっていくのです。先ほど挙げた論点は、国の問題でもあり、県の問題でもあります。どこまでが国で、どこまでが県で、市で賄うのか。このルールを知らないことには、ただの理想論を振りかざすだけの議員にすぎないのです。今の私は、正直、その状態です。くやしいけれど。

また、富山県の予算は約8000億円あるとされていますが、その中で県の裁量で決められるのは一般財源の約5500億円。しかし5500億のうち、義務的経費と呼ばれる、借金返済や社会保障費、公務員の人件費など、事実上使い途が決まっているものが約50%~60%あります。さらに未来のために使えるまっさらな予算（これを政策的経費と言います）となると、5%~10%だけしか残っていないのです。県議会の承認なしでは、いかに知事といえども予算を執行することはできません。しかも未来のための新しい政策に投入できる予算は意外と少ない。それが現状なのです。



## 藤井だいすけの出前講座、行います！

「地方自治をわかりやすく」「県政をもっと身近に」するために、藤井だいすけが皆さんのお近くに「出前講座」いたします。代表的な5つのテーマをメニューにしましたが、下記以外の内容でもご希望を承りますのでお問い合わせください。

### 1 健康寿命 日本一を目指して

富山県の健康寿命は全国で女性4位、男性8位となっており、将来は健康寿命日本一になることを目指して取り組んでいます。元気で長生きのキーワードは「助けられ力」。富山らしい長寿を考えます。

### 2 認知症の予防と 共生について

認知症の対策には、なる前の「予防」と、なった後の「地域共生」の2つがクルマの両輪のように必要となってきます。認知症にまつわる偏見をなくし、生きやすい社会について考えます。

### 3 少子化・ 子育て対策について

少子高齢化は今に始まったわけではなく昭和の時代からその兆候があったと言われていました。子供を産みたい、育てたいと思える環境にするにはどうしたらよいかについて考えます。

### 藤井大輔プロフィール

富山県議会議員（富山第一選挙区）、1期1973年（昭和48年）1月19日生まれ。新庄幼稚園、新庄小学校、新庄中学校で育つ。富山中部高校、大阪大学経済学部を経て、95年に株式会社リクルートへ就職。2004年フリーマガジン「R25」を創刊し編集長となる。40歳を機に東京から富山に戻り、現在は富山市新庄地域で高齢者福祉事業を行う株式会社アポケアとやま専務取締役。社会福祉士の国家資格を持ち、新庄地域包括支援センターの相談員も務める。20歳の長男と12歳の長女の父。

出前講座をご希望の方は  
下記までお問い合わせください。

藤井だいすけ事務所（担当：中市）  
TEL：076-471-7119  
FAX：076-471-7129  
Email：d-fujii@shinjiyou-hills.jp



政務活動費対象事業実績報告書

報告者 藤井 大輔

整理番号	2560	事業概要	新聞購読費
使途項目	07_資料購入費	01_調査研究費	02_研修費
		03_広聴広報費	04_要請陳情等活動費
		05_会議費	06_資料作成費
		07_資料購入費	08_事務所費
		09_事務費	10_人件費
内容	・北日本新聞の購読		
上記事業に要した経費	経費の内容	金額(円)	備考
	北日本新聞朝刊	3,380	2020年3月分
	(合計)	3,380	/

《領収書貼付枠》 (原則、領収書を渡し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)

2020年 3月分 領収証 発証No. 00016629-202003-1

**藤井 大輔 様**

新庄町3丁目7-31 7ルブスガーデン101

品名	部数	金額
北日本新聞 朝刊		3,380*
軽減税率対象		

合計金額 **¥3,380\***  
(消費税込み)

※お客様の個人情報は、当販売所において適切に管理し、新聞の配達・集金、販売所からの各種ご連絡、新聞・出版物等のご案内などに利用させていただきます。

4月の休刊日は13日(月)です。  
カード、コンビニ支払いもできます。

有) 北日本新聞新庄販売店  
富山市新庄町1丁目18-21  
Tel. 432-2758  
担当: クレジット

毎度ご購入有難うございます  
上記金額正に領収致しました  
年 月 日 領収

北日本新聞

領収印

收受 令和 2年 3月 23日  
 決裁 令和 2年 3月 26日  
 処理 令和 2年 3月 27日



政務活動費対象事業実績報告書

報告者 藤井 大輔

経理番号	2629	事業概要	議員活動を行う事務所スタッフの人件費	
債権項目	10_人件費	01_調査研究費 ・ 02_研修費 ・ 03_広聴広報費 ・ 04_要請陳情等活動費 ・ 05_会議費 06_資料作成費 ・ 07_資料購入費 ・ 08_事務所費 ・ 09_事務費 ・ 10_人件費		
議員活動を行う事務所スタッフの人件費 2020年2月-3月分 ・事務所スタッフ名 ████████ 氏 ・時給1000円×80時間=80,000円のうち、1/2分の40,000円を政務活動費として計上 なお、添付の領収書は、源泉徴収分の2,450円を差し引いた金額となっている				
支出の内容		金額(円)	備考	
事務所スタッフ人件費 2月分		40,000		
事務所スタッフ人件費 3月分		40,000		
《合計》		80,000		
《領収書貼付枠》 (原則、領収書を微し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)				

收受 令和2年3月30日  
 決裁 令和2年3月31日  
 処理 令和2年3月31日

# 勤 務 実 績 表

令和 2

年 2 月

氏名

日	曜日	始業	終業	時間	日	曜日	始業	終業	時間
1	土	~			16	日			
2	日	~			17	月	12:00	~ 16:00	3:00
3	月	10:00	~ 15:00	4:00	18	火	10:00	~ 16:00	5:00
4	火	10:00	~ 16:00	5:00	19	水			
5	水	~			20	木	10:00	~ 16:00	5:00
6	木	10:00	~ 16:00	5:00	21	金	10:00	~ 16:00	5:00
7	金	10:00	~ 16:00	5:00	22	土	8:00	~ 18:00	9:00
8	土	~			23	日	8:00	~ 18:00	9:00
9	日	~			24	月			
10	月	10:00	~ 16:00	5:00	25	火			
11	火	10:00	~ 16:00	5:00	26	水	10:00	~ 16:00	5:00
12	水				27	木			
13	木	10:00	~ 16:00	5:00	28	金			
14	金	10:00	~ 16:00	5:00	29	土			
15	土								
			小 計	39:00				小 計	41:00
									80:00

(時給) 1,000 円 × 時間数 80:00

=支給額合計 80,000

負担割合  
50.0%  
50.0%

## 領 収 書

自由民主党富山県議会議員会  
藤井 大輔 様

R2.2月分給与として  
¥ 77,550

(内訳 給与80,000円、源泉所得税▲2,450円)

令和 2 年 2 月 28 日

上記金額を受け取りました。

# 勤務実績表

令和2

年 3 月

氏名



日	曜日	始業	終業	時間	日	曜日	始業	終業	時間
1	日				16	月	10:00	~ 16:00	5:00
2	月	10:00	~ 16:00	5:00	17	火	10:00	~ 16:00	5:00
3	火	10:00	~ 17:00	6:00	18	水			
4	水				19	木	10:00	~ 16:00	5:00
5	木	10:00	~ 18:00	7:00	20	金	10:00	~ 18:00	7:00
6	金				21	土			
7	土				22	日			
8	日				23	月	10:00	~ 16:00	5:00
9	月	10:00	~ 16:00	5:00	24	火	10:00	~ 16:00	5:00
10	火	10:00	~ 16:00	5:00	25	水			
11	水				26	木	10:00	~ 16:00	5:00
12	木	10:00	~ 16:00	5:00	27	金	10:00	~ 16:00	5:00
13	金	10:00	~ 16:00	5:00	28	土			
14	土				29	日			
15	日				30	月			
					31	火			
小 計				38:00	小 計				42:00
									80:00

(時給) 1,000 円 × 時間数 80:00

=支給額合計 80,000

負担割合  
50.0%  
50.0%

## 領 収 書

自由民主党富山県議会議員会  
藤井 大輔 様

R2.3 月分給与として  
¥ 77,550

(内訳 給与80,000円、源泉所得税▲2,450円)

令和 2 年 3 月 30 日

上記金額を受け取りました。

